

令和 6 年第 2 回定例会

嬭恋村議議会議録

令和 6 年 3 月 5 日 開会

令和 6 年 3 月 15 日 閉会

嬭恋村議議会

令和6年第2回婦恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	10
○議案調査について	13
○日程の変更について	14
○議案第6号～議案第11号の一括上程、説明	14
○日程の変更について	24
○議案第12号～議案第18号の一括上程、説明	25
○予算審査特別委員会の設置、付託について	49
○議案第19号の上程、説明	49
○議案第20号の上程、説明	50
○議案第21号の上程、説明	50
○議案第22号の上程、説明	51
○議案第23号の上程、説明	51
○議案第24号の上程、説明	52
○議案第25号の上程、説明	52
○議案第26号の上程、説明	53

○議案第 27 号の上程、説明	5 3
○議案第 28 号の上程、説明	5 4
○議案第 29 号の上程、説明	5 4
○議案第 30 号の上程、説明	5 5
○議案第 31 号の上程、説明	5 5
○議案第 32 号の上程、説明	5 6
○議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○請願書、陳情書の配布について	5 9
○議員派遣の件について	5 9
○休会について	6 0
○散会の宣告	6 0

第 2 号 （3月11日）

○議事日程	6 1
○本日の会議に付した事件	6 1
○出席議員	6 1
○欠席議員	6 2
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
○事務局職員出席者	6 2
○開議の宣告	6 3
○議事日程の報告	6 3
○令和 5 年度孺恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決	6 3
○予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決	6 8
○議案第 19 号の質疑、討論、採決	7 2
○議案第 20 号の質疑、討論、採決	7 2
○議案第 21 号の質疑、討論、採決	7 3
○議案第 22 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 23 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 24 号の質疑、討論、採決	7 5

○議案第 25 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 26 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 27 号の質疑、討論、採決	7 7
○議案第 28 号の質疑、討論、採決	7 8
○議案第 29 号の質疑、討論、採決	7 9
○議案第 30 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 31 号の質疑、討論、採決	8 1
○議案第 32 号の質疑、討論、採決	8 3
○休会について	8 9
○散会の宣告	8 9

第 3 号 （3月15日）

○議事日程	9 1
○本日の会議に付した事件	9 1
○出席議員	9 1
○欠席議員	9 1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1
○事務局職員出席者	9 2
○開議の宣告	9 3
○議事日程の報告	9 3
○一般質問	9 3
下 谷 彰 一 君	9 3
伊 東 正 吾 君	1 0 9
土 屋 幸 雄 君	1 2 0
大久保 守 君	1 2 9
伊 藤 洋 子 君	1 4 2
大 野 克 美 君	1 5 5
○閉会中の継続審査申出について	1 6 8
○閉議及び閉会の宣告	1 6 8
○署名議員	1 6 9

令和 6 年 第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第2回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月5日（火）午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 同意第 1 号 嬭恋村副村長の選任同意について
- 日程第 6 議案第 6 号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 7 議案第 7 号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第 8 号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第 9 号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第10号 令和5年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第11号 令和5年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第12号 令和6年度嬭恋村一般会計予算について
- 日程第13 議案第13号 令和6年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 令和6年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 令和6年度嬭恋村介護保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 令和6年度嬭恋村簡易水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第17号 令和6年度嬭恋村上水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 令和6年度嬭恋村下水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第19号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第20 議案第20号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について

- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 権利放棄につき議決を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 婦恋村税条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 婦恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 婦恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 婦恋村商工研修センターの設置及び管理に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 指定管理者の指定について（婦恋村国民健康保険診療所）
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について（にしあがつま地域活動支援センター）
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 指定管理者の指定について（婦恋村食事処「水車」）
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 5 請願書、陳情書の配布について
- 日程第 3 6 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	1 0 番	伊 藤 洋 子 君
1 1 番	大久保 守 君	1 2 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君	会計管理者兼 税務会計課長	望 月 浩 二 君
未来創造課長	熊 川 明 弘 君	交流推進課長	宮 崎 貴 君
住 民 課 長	宮 崎 由美子 君	健康福祉課長	熊 川 真津美 君
建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君
教育委員会 事務局 長	滝 沢 勇 司 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	目 黒 康 子	書 記	横 沢 右 京
--------	---------	-----	---------

開会 午前 10 時 02 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和6年第2回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、4番、下谷彰一議員、5番、黒岩敏行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分及び定期監査の結果についてを受理しましたので、配付のとおり報告をします。

また、本職において決定した議員派遣の結果並びに12月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

最後に、2月27日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

8番、土屋議員。

〔議会運営委員長 土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、令和6年第2回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第2回議会定例会の会期は3月5日から15日までの11日間とし、一般質問の通告期限は11日午前10時までと決定をいたしました。

提出予定案件は、同意1件、議案29件です。主な内容といたしまして、各会計の令和5年度補正予算並びに令和6年度当初予算、村条例の制定及び一部改正、指定管理者の指定、工事請負契約の変更についてなどが予定されております。

また、当局から、提出議案並びに議題となっている案件の説明を行いたいとの要望があり、5日の全員協議会において行うことと決定をいたしました。

なお、令和6年度予算の審査については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月6日から7日に行うことと決定をいたしました。

請願、陳情書については、陳情1件でありましたが、郵送のため資料配付させていただきました。

次に、常任委員会並びに特別委員会は、中日の11日の本会議終了後に開催することと決定をいたしました。また、15日の一般質問では、一問一答方式で行うことを確認いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 3月議会に当たりまして、議長の了解を得ましたので、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、1月1日能登半島地震、お亡くなりになった方には、心よりお悔やみを申し上げます。なお、被災されました皆様方には、一日も早い復興・復旧と心よりお見舞いを申し上げます。

昨年の5月以来、コロナウイルス感染症が第5類に移行後、ようやく新しい経済活動が始まりつつあるという認識に立っております。その中でございますが、現在の激動する世界と日本、これについて一言触れたいと思います。

ロシアとウクライナの紛争が、ちょうど先月の2月24日をもって2年を迎えました。またさらに、昨年の10月7日からは、イスラエルとパレスチナの紛争が起きております。世界的に大きな戦争、紛争があるわけでございますが、一日も早い国際秩序の回復、恒久平和を強く望むところでございます。

また、国内におきましては、政治資金問題が内政問題として大きな問題となっておりますけれども、十二分な説明責任としっかりとした制度改革を強く希望するところでございます。

続きまして、現在、世界は、私個人は、環境、食料、エネルギー、いつもこの3つのキーワードを述べておりますが、今、私たちにとって、最も重要なのは食料安全保障だと思っております。国のほうにおきましては、本国会におきまして、食料・農業・農村基本法の改正を目指しておりますが、十二分に第1次産業、カロリーベースの食料自給率が50%を超える、こういうしっかりとした法案、計画を策定していただきたいと強く望んでおるところでございます。

昨年来、エンゲル係数が過日の新聞にも出ておりましたが、日本国におけるエンゲル係数が27.8%という記事がございました。過去最高で、2000年以降では過去最高の係数だそう

でございます。それにしがいまして、食料も価格高騰しておりますが、ここにやっぱり、賃料、春闘の賃上げ等が重なってエンゲル係数が少しでも下がるように、これも強く望んでおるところでございます。

そういう意味で、食料安全保障、それから、食料が、価格が暴騰しておりますので、これに対する対応、経済的な政策もしっかり国のほうにもお願いをしてみたい、こう思っておるところでございます。

日経平均株価が本日新聞トップに出ておりますとおり、4万円を超えました。リーマンショック以降、史上最高値を34年ぶりにこつけたということでございます。世界的な半導体不足によりまして、アメリカを中心とするエヌビディア半導体、これを中心とした世界的な半導体の需要が株価を押し上げておるというふうに認識しておりますが、日本国内におきましても、しっかりとした経済安全保障上の半導体対策を講じていただけたらと思っております。

村内の経済状況につきまして、お話をさせていただきます。

第1次産業につきましては、ようやく3月に入りましたので、キャベツの苗の植付けが開始されたところでございます。

先月の末に渥美半島の田原市に、日本風景街道大学というシンポジウムがありまして参加させていただきました。ご存じのように田原市は、冬春キャベツの日本一の産地ということで、山下市長さん、あるいは副市長さん、議会の議長さん、教育長さん、国際交流協会会長さん、ご挨拶させていただきましたが、私の名刺を見て、あっ、夏秋キャベツ、夏秋キャベツの日本一ですねということを誰もがまず、名刺を交換すると述べていただきました。

私も現場を視察して、いいキャベツ畑だなということを視察して、写真も撮ってきたりして、エールの交換をしてみました。日本一、日本一で両方がまた、情報共有しましょうというお話もいただきましたが、しっかりとキャベツのほうも今年も頑張っていたらと我々もサポートしていきたいと、こんなように思っています。

第2次産業の関係ですが、本年度の入札関係が合計25回、72件で、合計約30億6,000万円でございます。この金額につきましては、前年に比べまして件数が16回、さらには金額で14億円ほど多くなっております。これも孺恋会館の新たな建設、サーラ孺恋の工事費が含まれておるということでございます。

第3次産業の関係でございますが、10月、11月、12月の関係で申しますと、3万2,261人ということで、対前年で104%という数字となっております。前年がコロナの関係で少な

ったということもございます。また、12月に雪が少なかったということもありましたが、徐々にでございますけれども、回復に向かっているという数字となっております。

今後は、さらに一層、アフターコロナの旅行需要に対しまして、インバウンドを含めて、しっかりとした対応を取っていくべき時期に来ておると、こう思っているところでございます。

続きまして、国・県・村の予算の関係でございます。これにつきまして、触れさせていただきます。

国の予算につきましては、衆議院の優越によりまして、過日3月2日に衆議院通過ということでございました。112兆7,000億円ということでございます。衆議院が1か月前に成立すれば自然成立ということでございますので、国の予算は成立ということでございます。

群馬県のほうでは、県議会のほうで現在、議論をされておりますが、7,816億円ということでございます。嬭恋村の予算につきましては、今議会で議員の皆様、議会のほうに提案させていただきますが、84億9,500万円ということで、対前年で6億2,840万円ほど増となっておりますが、これにつきましては、後ほど提案理由等も説明させていただく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

そんな中で、予算につきましては、議会には以前にもお話しさせていただきましたが、予算編成の三原則ということで、財政悪化を最小限に抑える、事業の選択と集中に努める、自治体経営の安定化、自主財源の確保と事業の見直しを進めるということで、予算編成をさせていただいたところでございます。

続きまして、これから大きな社会の流れといたしまして、少子高齢化社会と活力のある地域社会を目指すべき時期だと思っております。昨年1年間の嬭恋村における子供の生まれた数でございますが、37名でございます。お亡くなりになった方が136名ということでございます。私ども昭和22年に生まれた者は332人おったと、今年は、前年度は37人、約10分の1しか生れていないという現実でございます。

つい先日の、日本国内の出生者数の概略版が発表されましたけれども、国内の出生者数が75万8,000人ほどということのようでございます。婚姻なさった方、婚姻数が48万9,000人ということで、90年ぶりに50万組を切ったということでございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略を国のほうから平成27年に全国自治体はつくりましょうということで、我が村もつくりましたが、その予測からするとさらに加速化が、コロナの関係もあるということでございますので、急スピードに加速化しているという数字が表れてお

と思います。そういう意味で婦恋村の将来は、もう一度、少子高齢化対策、活力のある社会、これについて議会の皆さんともしっかり議論をするべき時期に来ておると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そんな中でございますが、最近、G N P じゃなくてG N H ウェルビーイングという言葉がはやっておりますが、国会でも議員連盟ができました。肉体的にも精神的にも社会的に良好な状態にあることがウェルビーイングだと、幸福度という言葉も使われますが、そういう社会を目指しましょうということでございます。物質的だけに豊かな時代でもまずい、精神的だけでもまずいと、精神的にも身体的、肉体的にも社会的にも良好な状態、こういう社会を皆さんで目指しましょうということではありますが、国内総生産は重要であるけれども、国民総幸福度と叫ばれるようになってきております。

婦恋村村民がより一層健康で文化的な生活ができる社会、幸福感が感じられる社会の実現に努めてまいりたい、こう思っております。現在、婦恋村では第6次婦恋村総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和元年度に統一いたしまして、この計画に基づいて事業を推進しておりますが、あわせまして、公共施設の再編計画、これもしっかりと対応するつもりでございます。

今、申しました計画をしっかりと整合性のある計画にすること、そして、ウェルビーイングな社会を目指すこと、そして、新たな少子高齢化社会に対応する計画を議会の皆さんとともにしっかりと再構築をする時期だと、こう思っております。

特に公共施設再編につきましては、サーラ婦恋が来年の8月末に完成いたしますので、その後は、上信自動車道、これの整備の促進をしっかりと国・県にもお願いをすると同時に、村全体のランドデザインを今、つくるべきだと、しっかりとつくるべきだと思っておりますので、議会の皆さんともしっかり議論をして、また地域あるいは村民の要請も確認しながら、前に進めるべく進みたいと思っております。よろしくお願いいたしますと思います。

今後の予定でございますが、3月13日にサーラ婦恋の起工式、3月20日に上信自動車道吾妻西バイパス開通式、3月25日J A野菜生産者大会、4月5日J A婦恋総会、4月29日商工会安市、みどりマラソンというような予定がございます。その他の詳細な日程につきましては、ホームページをご覧になっていただけたらと思っております。

議会と当局は、車の両輪と二元性の原則で、我が村は成り立っております。村民の最大多数の最大幸福、村民の村民による村民のための政治、The government of the people, by the people, for the people.

これを目指して邁進してまいりたい、こう思いますのでよろしくお願いを申し上げ、3月議会に当たりましての行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、同意第1号 婦恋村副村長の選任同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第1号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

本案につきましては、令和4年5月31日に前副村長の退任後、現在に至るまで不在となっておりましたが、副村長は村の行政事務を監督する特別職と位置づけられており、効率的で円滑な行政運営のために必要であると認識しておるところでございます。

そこで今回提案いたします黒岩彰氏は、スケート選手として、2度の世界スプリント選手権大会総合優勝、また、カルガリーオリンピック銅メダル獲得など、輝かしい成績を残しました。その後は、指導者として数々のオリンピック選手を送り出すこと、人材育成において優れた手腕を発揮されている方でございます。こうした実績を踏まえまして、本村の副村長として適任であると考えていることから、議会の同意を求めるものでございます。プロフィールを添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

慎重なるご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 黒岩智未です。よろしくお願いいたします。

黒岩彰さんは、とても有名な方なのは自分も承知しているんですが、今現状、JOCの強化スタッフということになっていきますけれども、副村長に就任してからも、これは兼務するということよろしいでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） それはまだ、確認をしていない部分がございますけれども、ご本人は十分にやるということでございますので、了解を得たものと支障はないものと思っておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） ご答弁ありがとうございます。

村長、多忙な公務がある方ですから、副村長までもが不在が続くようなことがあってはいけないのかなと思って、質問させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ございませんか。

11番、大久保守議員。

○11 番（大久保 守君） いよいよ副村長誕生というようになるのかなと思いますが、ひとつ伺いたいのは、今、村長、行政報告の中で副村長の件で、行政事務監督者であるという発言をなさいましたが、今まで副村長は行政畑上がりでずっと副村長を選んでまいったわけですが、今回は全く行政畑にはないという方なんです、逆に言えば、副村長が要は村長がいなくて、全てを背負ってこの統合をしていくと、行政を統合していくような立場でありますので、果たして、行政畑になかった方が、まあそういう方はいっぱいいるんで構わないと思うんですが、果たしてそういう方が村長はどういう意図の中で選出なされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 副村長につきましては、議会及び村民からも置いたほうがいいだろうという強い意見もいただいていた経緯がございます。数名の方に、行政経験のある方、群馬県庁あるいは農林水産省等の方々とも協議を進めてまいりましたが、黒岩彰さんもそのうちの一人でございました。行政経験がないといいますが、今、大久保議員のおっしゃるのは特別職の位置づけということについて、効率的な円滑な行政運営の立場であるという質問でございましたが、お話し合いを何回かしてきた経緯の中で、十二分に能力があると私は思っております。そういう意味で、十分その辺も踏まえて今回提案させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 前の二方と似たようになると思うんですけども、私も副村長を配置したほうがいいと一般質問でも取り上げましたので、その点については評価したいと思います。

ただ、そういうなぜ副村長を置いてほしいかというのは、忙しい村長の代わりになって職員を本当にまとめて、職員と一緒に、先ほど村長が言ったように、効率的な行政運営ができるようにという、気になるのが現在、行っているスケート連盟強化副部長、それから、先ほどおっしゃったJOCオリンピック強化スタッフ、こういう役割の仕事を持っているわけですけども、それが本当に、それらを全部置いて村の役場の仕事に入れるくらいじゃないと、私は今後が心配なんですよね。

村長が忙しいと打合せする時間を取ることもなかなか取れないから、やっぱり副村長はきちんと庁舎内にいて、やってほしいというふうに思うんですけども、この現在、行っている2つの役割については、本当にこっちを捨てても役場に入って、きちんとやろうとしていくところまで、意思確認ができたのかどうか、お聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 明確なその確認はしてございませんけれども、ご本人は自分の人生は自分で決めると、村長からの依頼も受けたので、しっかりと取り組んでまいりたいと、こういう強い意志はいただいておりますので、本来やるべき副村長としての職務、これを十分にできるものと私は判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、今、言いましたご質問の点、ありましたので、それについては早急にご本人にも確認はしてみたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村長が在職して4期のうちに1年間、4年間全うした副村長は一人しかいません。それについて今回、黒岩彰さんは副村長ということに任命したんですけども、これからは、やっぱり副村長に任命された方を、村長は本当に課内を任せて、まとめ役、本当に婦恋村の庁内をまとめて、役場の課内をまとめていただくようなことを、村長がやっぱり約束して、途中でまた、副村長がなくなるなんてことは、これからはやめてもらいたいと

思います。

これから、もし任命されれば、本当に村長は副村長に任せて、婦恋村の行政内容、議会との対策とも課長ともいろいろ話をさせていただいて、本当に環境のよい、風通しのよい役場づくりに副村長にある程度してもらって、婦恋村のために頑張っていただきたいと思うんですけども、そういう約束は、村長はできますか。お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） そのつもりでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については、人事案件であります。

討論を省略し直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第6、議案第6号から日程第32、議案第32号の各議案につきまして、本日、提案説明までさせていただき、議案の審議は中日11日に行うこととし、本日から10日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6から日程第32までの議案は、議案提出のみとし、本日から10日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第6から日程第11までは、いずれも令和5年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第6から日程第11までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第6号～議案第11号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6から日程第11までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第6号 令和5年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）から議案第11号までの各特別会計補正予算につきまして提出させていただきましたが、私のほうからは、議案第6号 婦恋村一般会計補正予算（第6号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算から6,491万5,000円を減額し、総額81億3,136万4,000円とするものでございます。

まず、歳入では、村税をはじめ、国・県支出金、地方交付税などについて、事業の確定や見込額をもとに、それぞれ補正させていただきました。今回の歳入歳出の最終的な調整としまして、財政調整基金の繰入金を4億5,853万2,000円減額し、補正後の繰入額を6億7,588万6,000円とさせていただきました。

歳出では、事業費の確定などにより、不足額及び不用額について、それぞれ補正させていただきました。

増額した主な事業は、民生費の低所得世帯支給給付金事業で4,188万3,000円、土木費の道路除雪事業を3,000万円の増額としました。

続きまして、繰越明許費になりますが、年度末までに事業の完了が見込めないものについて、地方自治法第213条第1項の規定により、予算の特例措置として行うものでありますが、詳細につきましては、第2表に示してありますとおり16事業、合計4億9,422万7,000円を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上となります。大変雑駁ではありますが、提案理由とさせていただきます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、議案第6号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算（第6号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第6号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算（第6号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,491万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,136万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

第2表、繰越明許費ですが、先ほど村長が言ったとおり全部で16事業ございます。合計で4億9,422万7,000円を6年度に繰り越すという内容になります。

続いて、6ページをご覧いただきたいと思います。

第3表、地方債の補正ですが、辺地対策事業債、補正前が2億5,260万円でしたが、2億1,600万円ということで減額をする補正でございます。

続いて、9ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の補正になります。500万円以上について説明をさせていただきます。

まず、村民税ですが、徴収見込みにより増額をする内容になります。個人の村民税ですが6,000万円の増額、法人村民税については700万円の増額、固定資産税につきましては、7,300万円の増額、下にいきまして、村たばこ税500万円の増額、その下、入湯税ですが1,430万円の増額です。

続いて、11ページをご覧いただきたいと思います。

一番上の11款の地方交付税ですが、補正額 2 億6,506万5,000円ということで、合計では26億9,506万5,000円を見込んでおります。

続きまして、12ページをご覧ください。

15款の国庫支出金、一番上の1目の民生費国庫負担金ですが、介護給付訓練等給付費国庫負担金、こちらは実績により900万円の増額です。その次、2目衛生費国庫負担金の感染症予防接種負担金ですが、こちらの実績によって988万2,000円の減額でございます。

次、13ページですが、15款の国庫支出金で同じです。

3目の土木費国庫補助金ですが、道路メンテナンス補助925万円の減額です。こちらは土木費の橋りょう整備事業の実績に伴う減額になります。続いて、5目総務費の国庫補助金ですが地方創生推進交付金760万7,000円の減額であります。こちらは、鎌原観音堂周辺整備事業の事業費減に伴う減額になります。その少し下になりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,188万3,000円の増額です。こちらは、住民税均等割のみの課税世帯に10万円を給付するという内容ですが、詳細は歳出のほうで説明させていただきます。

続いて、15ページをご覧ください。

下のほうの17款の財産収入です。村有林の伐木売払収入ですが、こちらは新婦恋会館のカラマツ材を使うということで活用することで、売払いをなくしたということで皆減になります。

続いて、その下18款の寄附金、一般寄附金ですが1,000万円の増額です。こちら新婦恋会館の建設に伴う商工会からの負担つきの寄附金になります。

続いて、16ページをご覧ください。

一番上の19款繰入金です。1目の財政調整基金の繰入金ですが今回の歳入の増、それから歳出の減額による調整で、4億5,853万2,000円を、減額をするものでございます。

続きまして、20ページをご覧いただきたいと思います。

歳出になりますが、まず、総務費です。こちらのほうも全部で補正額500万円以上について説明をさせていただきます。

まず、20ページの一番上、公共交通対策事業ですが641万9,000円の減額です。こちらは長野原駅までの高校生の通学バスの運行委託料、こちらが、利用がなかったということで減額になります。その下で、国際交流事業621万2,000円の減額です。こちらはポンペイ市の訪問を中止にしたということによる減額になります。

続いて、22ページをご覧いただきたいと思います。

一番上の地域おこし協力隊運営事業1,550万円の減額です。こちらは募集人数を下回ったため、住宅の借上料ですとか活動費を減額したものでございます。下のほうの総合計画策定・管理事業540万円の減額です。こちらは、5年度は総合戦略のみの策定ということで、総合計画を新年度に策定することにしたことによる減額になります。

続いて、27ページをご覧くださいと思います。

下の3款民生費です。一番下の右下にあります低所得世帯支援給付金支給事業4,188万3,000円ですが、詳細はその次のページになりますので、28ページをご覧くださいと思います。

まず、18節の低所得世帯支援給付金（均等割のみ）ということで3,600万円の増額ですが、内訳は非課税のみの世帯が360世帯を見込みまして、1世帯当たり10万円ということで3,600万円でございます。その下、低所得世帯支援給付金（子育て）で485万円でございますが、こちらは先ほどの説明の世帯の中に、18歳以下の子供がいた場合に1人当たり5万円を追加するというもので、97人を見込んでおりまして、97人掛ける5万円ということで485万円を計上させていただいております。

続いて、29ページをご覧くださいと思います。

29ページの右下です。障害者（児）介護給付・訓練等給付費2,537万3,000円の増額です。こちらは実績見込みにより増額をしたものでございます。

続いて、32ページをご覧くださいと思います。

4款の衛生費です。一番上の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業865万5,000円の減額です。こちらは実績により人件費、それから、委託料等を減額したものでございます。

続きまして、35ページをご覧くださいと思います。

6款の農林水産業費ですが、中ほどの鎌原観音堂周辺整備事業800万円の減額です。こちらにつきましては、鎌原観音堂周辺のパンフレットの作成ですとか、観光PR、広告料を予定していましたけれども、現場が看板等、まだ工事が完了していないということで、ちょっと見送りをさせていただいたということで800万円の減額になります。

続きまして、36ページをご覧くださいと思います。

中ほどの村単土地改良事業720万円の追加であります。こちらは北山地区それから大横川地区の排水路の附帯工事などの増額により、増額をさせていただくものです。

続きまして、37ページをご覧ください。

一番上の多面的機能支払交付金事業864万4,000円の減額です。こちらは現在、7地区で行われているわけですが実績により減額になったものでございます。下のほうの農業水路等長寿命化・防災減災事業523万5,000円の減額です。こちらは大横川地区のU字溝の補修工事ですが、予算残が出たということで、その分を減額させていただいたものでございます。

続いて、38ページをご覧ください。

中ほどの治山事業905万円の減額です。こちら県も県のほうの行う治山事業の負担金1割分の負担になりますが、3か所実施をしている中で予算残が出たということでございます。

続きまして、43ページをご覧くださいと思います。

8款の土木費です。中ほどの道路除雪事業、こちらは3,000万円の増額ということで実績を見込んで増額をさせていただきました。一番下の橋りょう整備事業1,691万6,000円の減額です。こちらにつきましては、5か所の橋梁整備を行って予算の残を、減額をさせていただいたものでございます。

続きまして、45ページ、9款消防費です。

中ほどの消防施設整備事業849万7,000円の増額です。こちらは第7分団今井ですが詰所の建設工事を今、しているわけですが基礎工事に当たりまして、掘削をしたら昔のコンクリートの廃材とか埋まっていたということで、その除去と入口の進入路の舗装工事の面積をちょっと広げたと、増やしたということで増額をさせていただきました。

続きまして、46ページをご覧くださいと思います。

10款の教育費、中ほどのスクールバス運営事業1,226万円の減額です。こちらは実績による減額になります。

続いて、47ページです。

右下の中学校管理事業547万円の減額です。こちらはトイレの洋式化ですとか床の張替工事をしておりましてけれども、予算の残が出たということで、減額をさせていただいたものでございます。

次に、48ページ、下のほうの中学生海外交流派遣事業551万4,000円の減額です。こちらは事業の中止により全額、減額をさせていただいたものでございます。

以上、一般会計の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第7号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、議案第7号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,206万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,149万5,000円、直営診療所施設勘定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ354万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,304万9,000円とするものでございます。

それでは、3ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。

第1款国民健康保険税6,599万3,000円の減、国保税につきましては、実績より減額補正といたしました。

第3款国庫支出金4万3,000円の減、出産育児一時金臨時補助金の減額でございます。出生数が当初見込みより少なかったための減となります。

第4款県支出金5,585万円の増でございます。医療費適正化に向けた取組等に対する実績による保険者努力支援交付金及び県により歳出される県繰入金が増額によるものでございます。

第5款財産収入、補正額1万8,000円の減。

第6款繰入金、補正額3,470万3,000円の減、繰越金の繰入れ等を充当することにより、基金からの繰入れを減額とするものでございます。

第7款繰越金、補正額5,055万6,000円の増、前年度の繰越金を繰り入れるものとなります。

第8款諸収入、補正額641万5,000円の増、国保連合会保険給付費等交付金、普通交付金、余剰金の精算金となります。

次に、歳出になります。

4ページをご覧ください。

第1款総務費213万4,000円の減、一般管理費の診療所施設繰出金の実績により減額されたものになります。

第2款保険給付費300万円の減、出産育児一時金の見込み件数が少なかったための減額となります。今年度の対象者数は3月末までで13人を見込んでおります。

第3款国民健康保険事業費納付金は、財源変更の補正でございます。

第6款保健事業費324万円の減、特定健康診査等事業費の実績による減額となります。

第7款基金積立金、補正額1,428万9,000円の増です。今年度の余剰金の基金への積立てとなります。

第9款諸支出金614万9,000円の増、保険給付費等交付金の償還金となります。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ1,206万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、直営診療所施設勘定の詳細説明をさせていただきます。

13ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

第10款諸収入24万2,000円の減でございます。

続きまして、14ページの歳出をお願いいたします。

第1款総務費、補正額24万2,000円の減。

第2款医業費、補正額330万円の減。医療用備品購入費、今年度エコーと内視鏡を購入させていただきましたが、予定より安く購入できたための減額となります。

直営診療所施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ354万2,000円の減額でございます。

以上、令和5年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第8号 令和5年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第8号 令和5年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,875万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,268万5,000円、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,728万5,000円とするものです。

今回の補正につきましては、決算見込みに伴う補正予算となっております。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費、第4款地域支援事業、第2項包括的支援事業・任意事業費、事業名、

包括的継続的ケアマネジメント支援事業費200万円とさせていただきました。これにつきましては、包括支援センターで使用します公用車の購入に係る経費となっております。納期が発注から間に合わないということで、繰越しをさせていただきたいと考えております。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

まず、歳入ですけれども、第1款保険料2,193万6,000円の増額、実績見込みに伴う増額補正となっております。

第3款国庫支出金2,309万6,000円の減額、これにつきましてはサービス給付費が減額になったことによります減額になります。

第4款支払基金交付金4,297万9,000円の減額、これにつきましてもサービス給付費が実績により減額になったことによりまして、支払基金の交付金も減額とさせていただきました。

第5款県支出金2,009万1,000円の減額、これにつきましてもサービス給付費の実績見込みが減額になったことによりまして、減額させていただきました。

第8款繰入金74万1,000円の減額、一般会計からの法定繰入分ですけれどもサービス給付費が減少したことに伴いまして、村の負担分が減額となりました。また、当初予算に計上していなかった事務費を計上させていただきましたので、その部分との相殺で74万1,000円の減額となります。

第9款繰越金8,372万3,000円、これは令和4年度の決算に伴う補正額となります。

以上、歳入補正額合計1,875万2,000円の増額となります。

5ページをご覧ください。

歳出になります。

第1款総務費220万円の減額、介護保険事業計画策定費等の減額が主なものとなっております。

第2款保険給付費5,450万円の減額、実績に伴うサービス給付費の減額です。主に居宅介護サービス給付費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費が大幅な減額となっております。

第4款地域支援事業費445万円の減額、これにつきましても実績に伴う減額とさせていただきました。介護予防生活支援サービス事業費の減額が主な要因となっております。

第6款基金積立金7,990万2,000円の増額、歳入歳出決算見込みによる基金への積立金となっております。

以上、歳出補正額1,875万2,000円の増額となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてですけれども、30万円の減額となっております。これにつきましては、歳入歳出ともに実績に伴う補正となっておりますが、居宅介護予防サービス計画作成委託費、介護予防ケアマネジメント作成委託費に係る補正となっております。

以上、簡単ではございますが、令和5年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第9号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第9号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,488万3,000円とするものでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、3ページの第2表、繰越明許費により、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、事業名、簡易水道整備事業1,760万円でございます。水道監視装置の更新工事が半導体などの不足により繰越しとなりました。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金、第1節工事分担金100万円の増額ですが、大前橋から国道144号線までの道路、村道取付工事に伴う配水管布設工事の群馬県からの分担金収入でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金100万円の増額ですが、不足分の増額でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第14節工事費200万円の増額補正につきましては、さきに説明させていただいた大前橋から国道144号線の配水管布設替工事に伴う増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第10号 令和5年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 次に、議案第10号 令和5年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,560万1,000円とするものでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、3ページの第2表、繰越明許費により、第1款下水道費、第2項下水道事業費、事業名、公共下水道事業費2,070万円でございます。国の補正予算によりストックマネジメント計画作成が繰越しとなりました。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金、第1節公共下水道事業国庫補助金600万円の増額ですが、防災・安全交付金の補正追加、割当内示によるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金388万9,000円の減額ですが、調整によるものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金988万9,000円の増額ですが、令和4年度決算による増額補正でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費、第12節委託料1,200万円の増額です。公共下水道処理施設ストックマネジメント計画作成費用でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第11号 令和5年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第11号 令和5年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ681万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,692万9,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表地方債補正により、限度額を970万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項農集排水事業国庫補助金、第1目農集排水事業国庫補助金523万2,000円の減額ですが、浄化槽設置予定基数の減少及び補助率が低下したことに伴う減額補正でございます。

第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金196万8,000円の減額ですが、先ほどの減額補正と同様の減額補正でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金940万円の減額ですが、調整によるものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金963万5,000円の増額ですが、令和4年度決算による増額補正でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債15万円の増額ですが、国・県補助の減額に伴う増額補正でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第2目個別排水整備事業費、第14節工事費681万5,000円の減額ですが、浄化槽設置基数の減少に伴う工事費の減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第12から日程第18までは、いずれも令和6年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第12から日程第18までを一括議題にしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第12号～議案第18号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12から日程第18までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第12号 令和6年度一般会計予算（案）について、提案理由を説明させていただきます。

令和6年度嬭恋村一般会計の予算総額は、84億9,500万円で予算規模は令和5年度当初予算に比べて8%の増額となります。

まず、主な歳入についてでございますが、村税全体では、前年度比5.3%増の16億6,292万2,000円となります。増額の主な要因については、キャベツの価格やコロナウイルス感染症が落ち着き、経済活動が活発化していることなどから、個人住民税と入湯税を増額としております。

地方交付税については、国から示されている地方財政対策等を参考に前年度比2.9%増の25億円としております。地方交付税に代わる財源であります臨時財政対策債は国策により年々減少しておりますが、さらに前年度比70%減の1,500万円といたしました。

また、財政調整基金からの繰入れですが、各事業に充当するため、6億5,834万8,000円を取り崩すこととしております。

臨時財政対策債を除く村債につきましては、13億4,080万円を計上しております。主なものは、新嬭恋会館建設事業に充当するための対策事業債で、10億3,560万円を計上しており

ます。

続きまして、歳出でございますが、予算編成における柱の一つに事業の選択と集中を掲げておりますが、令和6年度は新婦恋会館建設事業が主要な事業となりますので、他の事業は予算の縮減と優先順位の低い事業については、可能な限り先送りを行いたいと考えております。

新婦恋会館建設事業やスクールバス運営事業の増額により、教育費は前年度比64%増となりましたが、その反面、土木費は前年比23.8%減、農林水産業費や衛生費、消防費なども前年より減額としております。世界情勢や円安の影響により、あらゆる物価が高騰しており今後も上昇が見込まれております。

一方で、歳入における使用料負担金などは上がることが困難な状況であり、財政状況の悪化は避けられないと思われまふ。今まで以上に歳出の削減を進めていかなければならないと考えております。

なお、一般会計の詳細及び議案第13号から議案第18号までの各特別会計、公益企業会計につきまふては、各担当課長から説明させていただきます。

特に、令和6年度からこれまでの簡易水道事業特別会計が企業会計へ移行し、簡易水道事業会計となっております。同じく公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が統合し、下水道事業会計として、企業会計となっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

本予算に基づき、各事業を効率的に執行することにより、人口減少をできる限り抑制し、豊かな暮らしと全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて、取り組んでまいります。議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願ひ申し上げます。

大変雑駁ではございますが、予算概要の一端についてご説明申し上げます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 最初に、議案第12号 令和6年度婦恋村一般会計予算について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第12号 令和6年度婦恋村一般会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ84億9,500万円とするものでございます。

第4条にございます地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、8億円と定めさせていただきたいと思います。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。

第2表の債務負担行為ですが、まず、上の3つ農業近代化資金利子補給金、スーパーL資金利子補給金、小口資金利子補給金につきましては、前年と同様でございます。その下、新婦恋会館建設事業、こちらは令和7年度ということで、13億7,600万円を限度額とさせていただく予算になっております。

次、7ページ、第3表の地方債ですが、全部で9種類ございますけれども、特には中ほどにあります過疎対策事業債（ハード）10億3,560万円でございます。合計で13億5,580万円でございます。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

歳入ですが、5,000万円以上の歳入について説明をさせていただきたいと思います。

全部で23項目ほどございます。

最初に村税ですが、個人の村民税5億449万6,000円で前年比ですと1億885万1,000円の増額でございます。法人村民税ですが8,825万1,000円で、74万8,000円の減額でございます。

その下、固定資産税ですが、8億7,301万3,000円で、3,988万7,000円の減額になります。

次、11ページですが、一番上の村たばこ税5,247万4,000円で、114万7,000円の減額です。その下、入湯税ですが7,500万1,000円、1,634万7,000円の増額でございます。その下、2款の地方譲与税の自動車重量譲与税ですが9,400万円、400万円の増額とさせていただきました。

続きまして、12ページをご覧ください。

一番下、7款の地方消費税交付金ですが2億1,200万円ということで、700万円の減額でございます。

続きまして、13ページ中ほどの地方特例交付金7,000万円です。こちらは6,610万円の増額になっております。その下、11款地方交付税ですが25億円ということで前年比7,000万円の増とさせていただいております。

続いて、16ページをご覧くださいと思います。

15款の国庫支出金、1目の民生費国庫負担金ですが、まず、介護給付・訓練等給付費国庫負担金ですが、こちらが1億810万円です。前年比より増額をしております。その下、児童手当交付金8,558万1,000円、こちらも制度改正等がございまして、2,000万円近く増額

をしております。

続きまして、17ページをご覧ください。

中ほど3目土木費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金でございますが、5,865万円でございます。こちらは村道大前・細原線、それから今井・仙之入線、長井・大平線などの改築工事になります。約50%の補助金になります。

続きまして、18ページをご覧ください。

16款の県支出金です。1目の民生費負担金で介護給付・訓練等給付費県費負担金です。こちらは県が4分の1の負担金ですが、5,405万円でございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

4目の農林水産業費補助金です。中ほどの農地費補助金ですが、小規模農村整備事業補助金6,827万5,000円です。こちらは14地区ほど予定をしております。その下、多面的機能支払交付金、こちらが6,592万4,000円でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

17款の財産収入です。土地貸付収入、こちらが7,500万7,000円です。内訳としますと太平洋クラブさん、それから渡辺パイプさん、五輪観光さんが主なものになります。

続きまして、23ページ、18款の寄附金です。愛する婦恋基金寄付金4億円です。昨年度2億円でしたが2億円の増ということでございます。

続いて、その下19款の繰入金です。一番上の財政調整基金繰入金ですが、今回の歳入歳出の不足分を取り崩すということで、6億5,834万8,000円を見込んでおります。中ほど愛する婦恋基金の繰入金ですが2億4,000万円でございます。

続きまして、28ページをご覧ください。

22款の村債です。まず、辺地対策事業債ですが、1億7,140万円です。こちらは村道の補修工事に充当するものですが8路線ほど予定をしております。それから、過疎対策事業債10億7,060万円ですが、内訳としますと、まずソフト分として3,500万円、こちらは農業イメージアップ、それから、おでかけタクシーなどに充当するものです。その下、過疎対策事業債（ハード）ですが、10億3,560万円、こちらは新婦恋会館の建設工事に充当する起債になります。

以上で、5,000万円以上、23項目説明させていただきましたけれども、今の総額が約74億円になります。歳入全体の88%の説明させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、29ページをご覧ください。

歳出です。

歳出につきましても5,000万円以上の説明をさせていただきます。全部で30事業ほどございます。

まず、1款の議会費ですが右下、議会運営事業5,774万4,000円、主には報酬等になります。

続きまして、大分飛びまして49ページをご覧くださいと思います。

2款総務費ですが、右下のふるさと納税管理運営事業1億8,119万6,000円です。

説明ですが、50ページをご覧くださいと思います。

まず、3割還元ということと、それから業務委託料などが主なものになります。そのページの下、地域おこし協力隊運営事業ですが1億4,039万2,000円です。こちらは、4月から18名いますけれども、そこにさらに8名ほど新規の隊員を見込みまして、予算を組ませていただいております。

続きまして、64ページをご覧くださいと思います。

右下、愛する孀恋基金事業2億4,000万5,000円ですが、こちらにつきましては、歳入で4億円ほど見込んでいるわけですが、そのうちの3割が還元分、1割が手数料広告ということで残りの6割を積み立てるという計算になります。

続きまして、67ページをご覧くださいと思います。

右下、村税賦課徴収事業5,087万9,000円です。主に税務管理システムの保守管理委託料になります。

続いて、76ページをご覧くださいと思います。

3款民生費です。国保特別会計の繰出金1億444万8,000円です。そのうち国保特別会計の繰出金が7,906万3,000円、国保直営診療所施設の繰出金が2,538万5,000円です。こちらは運転資金や貸付金となります。

続きまして、79ページをご覧くださいと思います。

上のほう後期高齢者医療事業1億8,840万5,000円です。こちらは18節後期高齢者医療広域連合負担金が主でして1億3,935万2,000円でございます。

次に、82ページをご覧くださいと思います。

右下、介護保険特別会計の繰出金です。1億3,993万5,000円になります。

続いて、88ページをご覧くださいと思います。

中ほど障害者（児）介護給付・訓練等給付費事業ですが、2億1,732万3,000円です。主なものは19節の扶助費、補装具費や介護給付費、訓練等給付費になります。

続いて、90ページをご覧くださいと思います。

福祉医療費給付事業6,655万6,000円です。こちらも前年比514万3,000円ほど増えております。

続いて、95ページをご覧ください。

中ほど児童手当等支給事業1億2,550万4,000円です。こちらは前年度比で2,557万8,000円ほど増額になっておりますが、制度改正により所得制限がなくなるということと、高校生までが対象になることによる増額でございます。

続いて、97ページをご覧ください。

一番上です。東部保育所運営事業5,466万3,000円です。主に人件費とそれから、次の98ページになりますけれども、中ほど12節の委託料、保育所の広域入所委託料ということで、村外の保育施設に預けた場合に負担するものでございます。

続いて、100ページをご覧ください。

4款の衛生費です。中ほど西吾妻福祉病院一部事務組合の負担金、前年並みですが、1億97万7,000円です。

続いて、104ページをご覧ください。

西吾妻衛生施設組合の負担金5,102万6,000円です。前年より78万円ほど減額となっております。その下、西吾妻環境衛生施設組合負担金2億3,242万7,000円です。こちらも前年より約1,800万円ほど減額となっております。

続いて、109ページをご覧ください。

上のほうです。簡易水道事業の補助金です。6,511万5,000円です。こちらも今までは繰出金という項目でしたが、企業会計への移行で補助金ということに変わったものになります。

続いて、118ページをご覧ください。

6款の農林水産業費です。中ほどの小規模農村整備事業1億3,150万円、こちらは大平西ほか4地区の排水路、それから中原東ほか3地区の集落道などの整備になります。その下、多面的機能支払交付金事業1億213万7,000円、こちらは7地区で実施をされる予定です。面積に応じて単価が決まるという仕組みになっております。

続きまして、119ページをご覧ください。

中ほどの農業集落排水事業補助金9,475万円です。前年より760万1,000円減額となってお

ります。

続きまして、141ページをご覧ください。

8款の土木費になります。中ほど村道維持管理事業 1 億4,640万5,000円です。

続きまして、142ページをご覧ください。

まず、道路除雪事業です。こちらが6,210万7,000円、その下橋りょう整備事業ですが6,076万円、こちらのほうは種苗管理センターから高峰方面に向かう村道の橋梁の整備工事になります。

続きまして、143ページをご覧ください。

一番上、道路改築事業 2 億3,560万円です。こちらも村道ののり面補修や道路改良排水路工事などになります。

続きまして、144ページをご覧ください。

右下、公共下水道事業の補助金 1 億5,608万5,000円です。

続いて、145ページをご覧ください。

9款消防費です。一番上の広域消防運営の負担金ですが 2 億2,340万9,000円です。この内訳ですが消防費の負担金が 2 億80万4,000円、長野原の分署の建て替えに伴う設計費、こちらが1,087万9,000円、それから消防本部があります東部消防署建設の公債費です。借金返済のための額が700万3,000円です。それから、高崎にあります共同指令センターの協議会費472万3,000円という内訳になってございます。

続いて、154ページをご覧ください。

10款の教育費です。中ほどスクールバス運営事業 2 億1,440万2,000円、前年比ですと3,646万7,000円の増になっております。

続いて、155ページをご覧ください。

右下、給食センター運営事業 1 億3,100万6,000円です。食材費、消耗品等の値上がりで前年より819万2,000円ほど増額をしております。

続きまして、158ページをご覧ください。

下のほう、小学校管理事業 1 億2,721万7,000円です。主には、次の次、160ページの工事費をご覧いただきたいと思います。工事費8,690万円ですが、こちらは東部小学校のトイレの洋式化工事になります。

続いて、182ページをご覧ください。

新婦恋会館の建設事業11億1,713万3,000円です。こちらが、工事費が本体工事として10

億7,100万円、施設用備品の購入費として1,500万円などが主なものになります。

続いて、193ページをご覧ください。

193ページ、12款の公債費になります。中ほど公債元金償還金ですが、6年度は7億4,224万8,000円を、元金返済をする予定でございます。

以上、30事業で合計55億6,000万円ほどの額を説明させていただきました。全体の65%になります。

次に、196ページをご覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。6年度中に増減する見込額ですが、起債の見込額が13億5,580万円です。先ほど説明しましたけれども、元金償還見込額7億4,142万3,000円ということで、6年度末の現在高見込額としまして、74億3,943万9,000円になります。

続いて、197ページをご覧ください。

地方消費税引上げ分が充てられる社会保障施策に要する経費でございます。こちらは消費税の中の一つになりますが、平成26年の4月から5%から8%に上がった際に、上がった分は社会保障財源として交付されるというもので1億2,000万円でございます。

その内訳が下の表でございます。社会福祉、社会保険、保健衛生等の事業に充当させていただく予定でございます。

続いて、198ページをご覧ください。

入湯税の使途の内訳になります。ご覧のように環境衛生、水道の関係、観光宣伝、硫化水素ガス対策、消防施設整備、災害対策ということで使う予定でございます。

続いて、199ページから202ページにつきましては、職員給与等の人件費の明細になりますので、ご覧いただきたいと思います。

最後の203ページをご覧ください。

203ページは歳出予算の総括表になります。

まず、上のほうの列ですが、これは款ごとになっております。左側のものについては節で集計した表になります。

主なものですが、まず、10款の教育費です。これが新婦恋会館の建設等がございまして、一番下の支出割合で言いますと、25.3%ということです。次に多いのが3款の民生費、一番下の支出割合ですが16.22%、3番目に8款の土木費10.22%ということで、この3つで50%強の割合になっております。

続いて、節で言いますと一番多いのが18節の負担金・補助及び交付金です。比率で言いますと、一番右の列になりますが21.61%です。こちらは一部事務組合ですとか特別会計、それから企業会計への補助金になります。

それから、2番目に多いのが14節の工事費です。こちら割合で言いますと、20.89%になっております。

3番目に多いのが12節の委託料10.34%ですが、こちらはデジタル化に伴いますシステム補修、それから、工事の設計委託などが主なものになります。

この3つ合わせますと50%強ということになっております。

以上、一般会計予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第13号 令和6年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、議案第13号 令和6年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億1,340万円、直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,539万1,000円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明させていただきます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

本年度予算額と前年度の比較を説明させていただきます。

第1款国民健康保険税4億5,666万2,000円、前年度比較1,216万6,000円の増でございます。

第2款使用料及び手数料1,000円。

第4款県支出金9億4,134万7,000円、1,198万6,000円の減。

第5款財産収入5,000円。

第6款繰入金2億1,537万2,000円、1億219万7,000円の増。

第8款諸収入1万3,000円でございます。

続きまして、歳出になります。

5ページをご覧ください。

本年度予算額。

第1款総務費1,102万6,000円、29万3,000円の減。

第2款保険給付費9億143万5,000円、2,000万円の減。

第3款国民健康保険事業費納付金6億6,089万2,000円、1億2,151万2,000円の増。

第6款保健事業費3,583万8,000円、94万2,000円の減。

第7款基金積立金5万円、1万5,000円の減。

第8款公債費1,000円。

第9款諸支出金420万3,000円、200万円の増でございます。

歳入歳出合計それぞれ16億1,340万円でございます。

次に、前年度との比較増減が多かった主なものを説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款国民健康保険税、計4億5,666万2,000円で1,216万6,000円の増でございます。税制改正の限度額引上げ及びこれまでの推計により、歳出された数字となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4款県支出金、計9億4,134万6,000円、1,198万6,000円の減でございます。これは説明欄にある保険給付費等交付金の減額によるものです。この交付金は県より村の保険給付費の療養費等の給付等に要する費用に対して交付される交付金となります。令和6年度の給付等が減額と見込まれるためによるものです。

次のページ、8ページをお願いいたします。

中段の6款繰入金1億3,630万3,000円で、1億385万8,000円の増となります。これは歳出の国民健康保険事業費納付金が増額になったことによる基金からの繰入れでございます。納付金の増額理由につきましては、歳出で説明させていただきます。

続きまして、歳出の主な説明をさせていただきます。

11ページの第2款保険給付費をご覧ください。計7億7,988万円で2,970万円の減でございます。保険給付費、推計見込額及び医療費実績等により、県が算出した数字となっております。

続きまして、13ページの中段から14ページにかけての第3款国民健康保険事業費納付金でございます。第1項から第3項、合計額6億6,089万2,000円、1億2,151万2,000円の増となっております。先ほど歳入で説明いたしました県への納付金になります。こちらにつきましては、県の算定ルールに基づいて算出された数字となっております。

孺恋村につきましては、所得水準が高いことから他の市町村と比べ、負担割合が高く算定されております。平成30年度より、この納付金制度が始まり令和5年まで、激変緩和措置期間として、村は毎年1億円前後の納付金の軽減を受けておりました。令和5年度でこの措置期間が終了したため、令和6年度より納付金の額が減額を受けない数字となっていることから、増額となっております。

事業勘定分の説明については以上になります。

次に、直営診療所施設勘定について説明をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入でございます。

本年度予算額。

第6款財産収入6,000円。

第8款繰入金2,538万5,000円、1,830万円の増、指定管理締結開始年度による貸付金の一般会計からの繰入金があることによるものです。

第10款諸収入ゼロ、1,500万円の減です。貸付金の返済がないことによるものです。

続きまして、歳出でございます。

21ページをご覧ください。

第1款総務費、本年度予算額は2,539万1,000円で、330万円の増でございます。増額の理由につきましては、指定管理運営交付金の増額によるものです。

歳入歳出それぞれ合計金額2,539万1,000円で330万円の増でございます。

以上で、令和6年度孺恋村国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第14号 令和6年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○議長（佐藤鈴江君） それでは、議案第14号 令和6年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億355万1,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入でございます。

本年度予算と前年度予算との比較を説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療保険料1億4,609万2,000円、249万1,000円の増。これは、対象者の増と税率の改定により増額となるもので、広域連合より算定された数字となっております。

第2款広域連合支出金120万円、人間ドックの補助金になります。

第4款繰入金4,897万3,000円、138万5,000円の増。主な要因は保険基盤安定繰入金の増によるものです。

第5款諸収入728万5,000円、16万9,000円の増、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増によるものです。

第6款繰越金1,000円。

次に歳出でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第1款総務費220万円、18万4,000円の減。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億9,071万6,000円、408万2,000円の増。広域連合に納付する納付金でございます。広域連合から示された額によるものです。

第3款諸支出金60万1,000円。

第4款保健事業費883万4,000円、14万7,000円の増。

第5款予備費120万円。

歳入歳出それぞれ合計2億355万1,000円、404万5,000円の増となっております。

以上で、令和6年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第15号 令和6年度嬭恋村介護保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第15号 令和6年度嬭恋村介護保険特別会計予算について、説明させていただきます。

初めに、令和6年度予算の改正点について3点説明させていただきます。

まず、1点目ですが令和5年度まで事業勘定とサービス勘定に分けて計上させていただい

ておりましたが、令和6年度からはサービス事業勘定で計上させていただいた費目の内容ごとに、一般会計と介護保険特別会計に分けて計上し、サービス勘定を廃止とさせていただきました。

2点目は、第9期の介護保険事業計画の策定に当たり、第1号被保険者保険料の算定を行い、保険料につきましては、標準額1か月の保険料ですけれども、5,300円といたしました。第8期の計画保険料と比較して200円の減額となっております。

3点目は、歳出項目に新たに第5款といたしまして、保健福祉事業費を設定させていただきました。一般会計で行ってありました高齢者温泉保養事業と介護保険特別会計事業の地域支援事業で行ってありました、紙おむつ支給事業を保健事業として行うことといたしました。

以上、3点が大きな改正になります。

それでは、令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算について、説明させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,088万9,000円と定めるものでございます。4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書です。

第1款保険料1億8,424万8,000円、前年度比2,959万3,000円の減額。

第3款国庫支出金2億2,441万1,000円、前年度比606万2,000円の減。

第4款支払基金交付金2億4,934万3,000円、前年度比654万7,000円の減。

第5款県支出金1億3,716万2,000円、前年度比472万1,000円の減。

第6款財産収入7万円、前年度比2万円の増額。

第8款繰入金1億8,065万1,000円、前年度比3,043万5,000円の増額。

第9款繰越金1,000円、前年度と同額です。

第10款諸収入500万3,000円、前年度比500万円の増額となっております。

歳入合計で9億8,088万9,000円、前年度比1,146万8,000円の減額となっております。

5ページをご覧ください。

歳出ですけれども、第1款総務費1,356万5,000円、前年度比341万円の減。

第2款保険給付費8億9,280万円、前年度比2,200万円の減。

第4款地域支援事業費5,223万6,000円、前年度比570万3,000円の減。

第5款保健福祉事業費1,962万4,000円、新設になりますので全額増額となっております。

第6款基金積立金7万1,000円、2万1,000円の増額。

第7款予備費200万円、前年と同額です。

第8款諸支出金80万2,000円、前年度と同額となっております。

歳出合計で9億8,088万9,000円、歳入と同様、前年度比1,146万8,000円の減額となっております。

次に、歳入の主なものについて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款保険料ですけれども、1億8,424万8,000円、前年度比2,959万3,000円、保険料の改定によるものが主な要因となります。

次に、第3款国庫支出金、7ページにいきまして、第4款支払基金交付金、第5款県支出金につきましては、保険給付費に対しての負担割合により算定されるものになっております。令和5年度の保険給付費につきましては、実績等を考慮し前年度比2,200万円の減額とさせていただきますので、これらの国・県等からの負担金額も減額となります。

8ページをご覧ください。

第8款繰入金につきましては、一般会計からの法定繰入分を計上しております。保険給付費が減額になったことによる村の負担が減額されましたけれども、事務費当初予算で計上したため前年度比増額となりました。また、第2款基金繰入金につきましては、4,071万7,000円、前年度比2,431万3,000円増額させていただきました。

9ページをご覧ください。

第10款諸収入、第2項雑入、前年度比500万円の増額となります。理由といたしましては、一般会計で行ってございました高齢者温泉保養事業を令和6年度から介護保険特別会計の保健福祉事業で行うこととするため、温泉券の販売料が歳入として計上されたため増額となりました。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

11ページ、第1款総務費、第3項介護認定審査会費につきましては、サービス勘定で計上してございました認定調査費をこちらで計上したため増額となっております。

12ページから16ページにかけましては、保険給付費となっております。こちらのほうにつきましては、実績を踏まえ2,200万円の減額となっております。

ページ飛びまして16ページの中段になります。

第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費ですけれども、総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費など、地域包括支援センター関係の経費を計上しております。

また、18ページ中段、第5目任意事業費ですけれども、200万円ほど減額となっておりますが、要因といたしましては、令和5年度まで紙おむつ支給事業をこちらのほうで支出していたものを、第5款の保健福祉事業に移動したことによる減額となっております。

21ページをご覧ください。

第3項介護予防・生活支援サービス事業費、第2目介護予防ケアマネジメント事業費、これにつきましては、サービス勘定で計上していたものを、こちらのほうで計上させていただきますので、委託費の40万円が増額となっております。

22ページをご覧ください。

第4項一般介護予防事業費でございますが、一般介護予防事業では介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業等を実施しております。事業内容といたしましては、介護予防教室の一環といたしまして、令和5年度に実施しました元気塾を継続して実施する予定です。元気塾につきましては、参加された皆様から「とても楽しかった。また参加してみたい」などのご意見を頂戴しております。

このほか、フレイル予防サポーター養成講座、JAに委託し村内の各地区の公民館等で開催しております、ミニデイサービスの委託料、各地区で自主的に実施しておりますサロンの開催補助金と介護予防事業に関する経費を計上させていただいております。

23ページ下段から24ページにかけまして、令和6年度新設しました第5款保健福祉事業費となっております。事業内容につきましては、紙おむつ支給事業と高齢者温泉保養事業委託料で1,962万4,000円を計上しております。

26ページからは給与費明細が掲載されております。後ほどご確認ください。

以上、簡単ではありますが、令和6年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

午後1時から再開をさせていただきたいと思います。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時02分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

次に、議案第16号 令和6年度婦恋村簡易水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第16号 令和6年度婦恋村簡易水道事業会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

簡易水道会計は、令和6年度からの公益企業会計移行により、複式簿記による経理に変更しました。予算科目の見直しをさせていただきました。実施内容につきましては、変更はありません。

初めに、第2条、業務の予定量でございます。

給水戸数2,166戸、年間総配水量116万2,107トン、一日平均配水量3,184トン、主な建設事業改良工事といたしまして、配水管布設替工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

簡易水道事業収益は1億3,489万3,000円、支出の簡易水道事業費用は1億3,596万7,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。

また、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4,627万1,000円につきましては、消費税資本的収支調整額281万5,000円及び引継金2,070万9,000円及び損益勘定留保資金2,274万7,000円で補填をいたします。

資金的収入につきましては、9,875万5,000円を予定しています。資本的支出につきましては、1億4,502万6,000円でございます。

第4条の2、特例的収入及び支出でございます。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収入金及び未払金の金額は、それぞれ1,827万2,000円及び296万5,000円でございます。

次ページをご覧ください。

第5条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりです。

起債の目的は簡易水道事業債で限度額は5,640万円でございます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額流用につきましては、簡易水道事業費用の営業費用

と営業外費用と特別損失でございます。

第7条、一時借入金の限度額は1億円と定めさせていただきました。

第8条、議会の議決を経なければ、流用できない経費として、職員給与費、1,686万5,000円でございます。

5ページをご覧ください。

収益的収入の主なものを説明させていただきます。

第1款簡易水道事業収益は1億3,489万3,000円、内訳は簡易水道料金7,583万2,000円、加入金57万6,000円、補助金2,936万円、一般会計からの補助金です。長期前受金戻入は2,878万5,000円でございます。

6ページをご覧ください。

第1款簡易水道事業費用は1億3,596万7,000円です。主なものを説明させていただきます。第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、第15節委託料247万3,000円、貯水槽の清掃やポンプの点検費用でございます。第2目配水及び給水費、第19節修繕費809万2,000円、漏水修理やメーター器の交換費用でございます。第4目総係費、第12節光熱水費646万8,000円、ポンプの電気代です。第15節委託料926万8,000円、固定資産台帳や図面の整備委託費でございます。

7ページをご覧ください。

第5目減価償却費6,570万7,000円、施設の減価償却費です。第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費502万円、企業債の利息の支払い費用でございます。第3項特別損失、第5目その他特別損失294万円、賞与と福利法定福利費の引当金でございます。

8ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1項補助金及び負担金、第2目県補助金660万円、三原簡水配水管布設替工事の補助金です。第2項企業債5,640万円、三原、大笹、中原山梨の工事及び今井簡易水道の設計委託に伴う起債でございます。第6項他会計補助金3,575万5,000円、一般会計からの補助金でございます。

9ページをご覧ください。

第1款資本的支出1億4,502万6,000円でございます。主な支出は第1項建設改良費、第3目構築物6,520万円、三原、大笹、中原山梨簡易水道の老朽管の布設替工事及び今井簡易水道の設計委託でございます。第4目機械及び装置811万6,000円、交換用メーター器の費

用です。第2項企業債償還金、第1目企業債償還金7,151万円、企業債の元金償還金でございます。

10ページをご覧ください。

令和6年度孺恋村簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

右下になりますが、資金期末残高の予定が1,244万3,444円でございます。

11ページをご覧ください。

給与費明細です。職員数は5年度同様1名の予算でございます。

12ページをご覧ください。

令和6年度孺恋村簡易水道事業予定貸借対照表でございます。

右側下段の上、固定資産合計13億3,321万4,806円です。右側のその下の流動資産合計1,629万3,444円を加え、資産合計13億4,950万8,250円でございます。

13ページをご覧ください。

負債の部でございます。

右側中ほどの負債合計9億5,950万9,248円でございます。

資本の部では7剰余金、右側下から3段目の剰余金合計マイナス386万6,600円、資本合計3億8,999万9,002円、負債資本合計は13億4,950万8,250円でございます。

14ページから18ページにかけましては、6年度の予定損益計算書並びに6年度予定開始貸借対照表、注記でございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で、簡易水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第17号 令和6年度孺恋村上水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第17号 令和6年度孺恋村上水道事業会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございます。給水戸数5,290戸、年間総配水量160万8,812トン、1日平均配水量4,407トン、1日最大配水量6,031トン、主な建設改良工事といったしまして配水管布設替工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。水道事業収益は1億8,658万1,000円、支出の水道事業費用は1億7,672万7,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めさせていただきました。また資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,072万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。資本的収入は2,000万円、資本的支出は1億1,072万5,000円でございます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額流用につきましては、水道事業費用の営業費用と営業外費用と特別損失でございます。

第6条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりです。起債の目的は上水道事業債で限度額は2,000万円でございます。

次ページをご覧ください。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,708万3,000円でございます。

3ページをご覧ください。

収益的収入の主なものを説明させていただきます。

第1款水道事業収益は、1億8,658万1,000円、前年比178万1,000円の増額です。第1項営業収益、第1目給水収益を1億7,996万9,000円とし、前年比202万1,000円の増額です。また、第2項営業外収益、第6目の長期前受金戻入を565万3,000円とし、前年比5万4,000円の減額でございます。

4ページをご覧ください。

第2款水道事業費用1億7,672万7,000円、前年比647万円の減額です。第1項営業費用、1億6,461万6,000円で、前年比620万7,000円の減額でございます。主なものを説明させていただきます。右側下段、委託費のメーター検針委託料363万円、検針員への委託料です。水道台帳管路データ入力委託273万9,000円、5ページをご覧ください、使用料のシステム利用料244万2,000円、会計システムの使用料です。修繕費の管路・施設等修繕費1,980万円、漏水修理や機器の修繕費用です。量水器交換費922万1,000円、有効期限が到達する量水器の定期交換費用です。材料費の管理用材料費550万円、緊急時に備えた各種部材の購入費用です。定期交換用量水器1,945万5,000円などを計上いたしました。

第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費401万1,000円、企業債の利息償還金です。第2目消費税及び地方消費税700万円、消費税の支払い見込額です。

6ページをご覧ください。

資本的収入です。

第2項企業債、第1目企業債2,000万円、配水管布設替工事に充当予定でございます。

資本的支出は、1億1,072万5,000円、前年比1,502万1,000円の増額でございます。

主な支出は、第1項建設改良費、第3目構築物、配水部門、配水管布設替工事費5,390万円、老朽管の布設替工事です。大口径管布設替基本設計1,870万円、口径500ミリ石綿管の布設替設計業務でございます。第2項企業債償還金、第1目企業債償還金3,339万5,000円、企業債の元金償還金でございます。

7ページをご覧ください。

令和6年度孺恋村上水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

右下の資金期末残高の予定は5億6,281万8,369円でございます。

8ページをご覧ください。

給与費明細ですが、職員数は3名の予算となっています。

11ページをご覧ください。

令和6年度孺恋村上水道事業予定貸借対照表でございます。右側の上、固定資産合計13億9,828万1,076円です。右側のその下の流動資産合計は5億8,804万9,351円ございまして、資産合計19億8,633万427円でございます。

12ページをご覧ください。

負債の部でございます。

右側中ほどの負債合計4億1,955万5,933円でございます。

資本の部では7剰余金、右側下から3段目の剰余金合計8億6,859万1,088円、資本合計15億6,677万4,494円、負債資本合計は19億8,633万427円でございます。

13ページから16ページにかけまして、令和5年度の予定損益計算書並びに予定貸借対照表、注記でございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で、上水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第18号 令和6年度孺恋村下水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第18号 令和6年度孺恋村下水道事業会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

下水道事業会計は、令和6年度からの公益企業会計移行に伴い、下水道4事業を一つの会

計で管理することとなり、各事業に仕分し予算計上させていただきました。

初めに、第2条、業務の予定量でございます。

(1) 公共下水道事業、処理戸数1,470戸、年間有収水量35万5,238立米、一日平均有収水量973立米、主な建設改良工事は公共ますの新設工事です。

(2) 農業集落排水事業、処理戸数865戸、年間有収水量25万8,552立米、一日平均有収水量708立米、主な建設改良工事は公共ますの新設工事です。

(3) 個別排水事業、処理戸数60戸、年間有収水量1万5,689立米、一日平均有収水量42立米。

(4) 特定地域生活排水処理事業、処理戸数352戸、年間有収水量8万3,243立米、一日平均有収水量228立米、主な建設改良工事は公共浄化槽設置工事10基でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款公共下水道事業収益は2億6,579万6,000円、第2款農業集落排水事業収益は2億240万3,000円、合計4億6,819万9,000円でございます。

次ページをご覧ください。

支出の第1款公共下水道事業費用は2億5,964万2,000円、第2款農業集落排水事業費用は1億7,998万4,000円、合計4億3,962万7,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億9,493万9,000円につきましては、引継金4,848万円、損益勘定留保資金1億4,645万9,000円で補填をいたします。

収入、第1款公共下水道事業資本的収入2,620万3,000円、第2款農業集落排水事業資本的収入1,216万8,000円、合計3,837万1,000円でございます。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出1億4,880万5,000円、第2款農業集落排水事業資本的支出8,450万5,000円、合計2億3,331万円でございます。

次ページをご覧ください。

第4条の2、特例的収入及び支出です。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ2,642万8,000円、1億3,769万8,000円でございます。

第5条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりです。起債の目的は下水道事業債で、浄化槽事業によるものです。限度額は220万円でございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めさせていただきました。

第7条、予定支出の各項の経費の金額流用につきましては、公共下水道事業費用及び農業集落排水事業費用ともに、営業費用と営業外費用と特別損失でございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,315万8,000円でございます。

第9条、他会計からの補助金につきましては、一般会計からこの会計に補助を受ける金額は2億5,083万5,000円でございます。

7ページをご覧ください。

収益的収入の主なものを説明させていただきます。

第11款公共下水道事業収益、第1項営業収益、第1目下水道使用料6,316万7,000円、第2項第3目他会計補助金1億3,038万3,000円、一般会計からの補助金です。第4目補助金215万円、公共下水道処理施設のストックマネジメント計画作成の国からの補助金です。第5目長期前受金戻入7,009万6,000円でございます。

第12款農業集落排水事業収益、第1項営業収益、第1目農業集落排水使用料4,400万1,000円、第2項営業外収益、第3目他会計補助金7,443万3,000円、一般会計からの補助金です。第5目長期前受金戻入4,128万6,000円でございます。

8ページをご覧ください。

第13款個別排水事業収益、第1項営業収益、第1目浄化槽使用料267万6,000円、第2項営業外収益、第3目他会計補助金280万4,000円、一般会計からの補助金です。

第14款特定地域生活排水処理事業、第1項営業収益、第1目浄化槽使用料1,518万6,000円、第2項営業外収益、第3目他会計補助金1,660万7,000円、第5目長期前受金戻入519万円でございます。

9ページをご覧ください。

支出の主なものを説明させていただきます。

第15款公共下水道事業費用、第1目管渠費、第12節光熱水費504万円、マンホールポンプの電気料です。第15節委託料335万8,000円、同じくポンプの点検委託料でございます。第19節修繕費300万円、公共ますやポンプの修繕費です。第3目処理場費、第12節光熱水費630万円、処理施設の電気料です。第15節委託料1,694万3,000円、処理施設の管理委託料や水質検査委託料です。第7目総係費、第15節委託料446万9,000円、ストックマネジメント計画作成委託等の費用です。

10ページをご覧ください。

第8目減価償却費1億7,199万4,000円、公共下水道施設の減価償却費です。第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費1,658万4,000円、起債の利息償還費です。第2目消費税及び地方消費税584万2,000円、消費税の納税予定額です。

第16款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、第1目管渠費、第12節光熱水費300万円、マンホールポンプの電気代です。第15節委託料355万3,000円、同じくポンプの点検委託料でございます。第19節修繕費405万7,000円、通報装置などの修繕代です。第3目処理場費、第12節光熱水費1,341万円、農集排4施設の電気代です。第15節委託料1,467万3,000円、施設の管理委託料、汚泥の処分委託料などです。

11ページをご覧ください。

第8目減価償却費7,658万8,000円、農業集落排水施設の減価償却費でございます。第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費591万2,000円、起債の利息償還費です。

12ページをご覧ください。

第17款個別排水事業費用、当初60基整備した浄化槽整備事業です。第1項営業費用、第4目浄化槽費、第15節委託料160万4,000円、浄化槽の管理委託費用です。第16節手数料191万4,000円、汚泥のくみ取り手数料です。第8目減価償却費151万3,000円、浄化槽の減価償却費です。

第18款特定地域生活排水事業費用、これも浄化槽の事業です。第1項営業費用、第4目浄化槽費、第15節委託料988万9,000円、浄化槽の管理委託費用です。第16節手数料1,079万円、汚泥くみ取り手数料でございます。第8目減価償却費1,067万8,000円、浄化槽の減価償却費です。第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費87万1,000円、起債の利息償還費です。

13ページをご覧ください。

資本的収入です。

第19款公共下水道事業資本的収入、第4項他会計補助金2,570万2,000円、一般会計からの補助金です。

第22款特定地域生活排水事業資本的収入、第1項企業債220万円、第6項国庫補助金540万円、第7項県補助金216万円、第8項負担金等100万1,000円、浄化槽設置10基分の収入となります。

14ページをご覧ください。

資本的支出です。

第23款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費250万円、新規公共ますの設置費用です。第2項企業債償還金1億4,620万5,000円、企業債の元金償却金です。

第24款農業集落排水事業資本的支出、第1項建設改良費200万円、新規公共ますの設置費用です。第2項企業債償還金6,265万4,000円、企業債の元金償還金です。

第25款個別排水事業資本的支出、第2項企業債償還金173万2,000円、企業債の元金償還金です。

第26款特定地域生活排水処理事業資本的支出、第1項建設改良費1,059万円、浄化槽10基の工事費です。第2項企業債償還金742万9,000円、企業債の元金償還金です。

15ページをご覧ください。

令和6年度嬭恋村下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。右下になりますが、資金期末残高の予定が2,924万6,428円でございます。

次に、16ページをご覧ください。

公共下水道事業の給与費明細です。職員数は5年度と同数の2名の予算でございます。

19ページをご覧ください。

農業集落排水事業の給与費明細書です。

職員数は同数の予算でございます。

22ページをご覧ください。

令和6年度嬭恋村下水道事業予定貸借対照表でございます。

右側中ほどの固定資産合計64億6,571万240円でございます。右側その下の流動資産合計3,798万9,158円ございまして、資産合計65億369万9,398円でございます。

23ページをご覧ください。

負債の部でございます。

右側中ほどの負債合計40億5,342万1,577円でございます。

資本の部では7剰余金、右側下から3段目の剰余金合計1億930万6,934円、資本合計24億5,027万7,821円、負債資本合計は65億369万9,398円でございます。

24ページから28ページは6年度の予定損益計算書並びに予定開始貸借対照表、注記でございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で公共下水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、令和6年度予算に関する当局の説明は終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。議案第12号から議案第18号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第18号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第19、議案第19号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第19号の提案理由を申し上げます。

令和6年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に富岡市と榛東村を加えるというものでございます。

また、負担金の算出方法において算定基礎となる職員数の明確化と団体割負担金を新設するというものでございます。

以上、2点について規約を変更したいので地方自治法の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第 20 号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第20、議案第20号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第20号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

現在、吾妻広域町村圏振興整備組合事務局は中之条町のバイテック文化ホールの一室を事務局として使用しておりますが、今般、バイテック文化ホールは施設の大規模改修工事が予定されております。

これに伴いまして、吾妻広域町村圏振興整備組合事務局において、事務を行う上で支障が生じることから、吾妻広域町村圏振興整備組合が現在、管理をしております旧農業共済事務所に事務局を移転することといたしました。これによりまして、吾妻広域町村圏振興整備組合規約の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議を賜り、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第 21 号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第21、議案第21号 権利放棄につき議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第21号 権利放棄につき議決を求めることについて、提案理由を申し上げます。

令和6年度吾妻広域消防西部消防署長野原分署を移転する費用4億2,499万1,000円について、町村負担金として1億709万1,000円を財源としております。このうち吾妻広域町村

圏振興整備組合の規程により、当村では1,087万9,000円を負担いたしますが、その財源として、吾妻広域町村圏振興整備組合で管理しております、ふるさと市町村圏基金への出資額8,356万3,000円のうち1,000万円を取り崩し、負担金に充当するため権利放棄について議決を求めるものでございます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第22、議案第22号 嬭恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第22号 嬭恋村税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正政令（令和6年政令第34号）が公布、施行されたことに伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、本条例について所要の改正を提案するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第23、議案第23号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第23号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委

員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

特別職非常勤職員に該当する学校運営協議会委員について、条例の一部を改正し、報酬の支払い及び費用弁償を行えるように改正しようとするものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第24、議案第24号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第24号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行されたことに伴い、令和6年3月1日より戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となり、手数料徴収が発生することから、本条例について所要の改正を提案するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第25、議案第25号 婦恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第25号 婦恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

山岳遭難が発生した場合に、遭難者の捜索を及び救助に特化した消防団員として、機能別消防団員を組織に加えるというものでございます。これまでも万座地区やバラギ地区において、多くの遭難事案が発生しており、その際には消防団員が総括的に当たってまいりましたが、今後は登山経験が豊富で、遭難者の救助に即戦力で対応できる消防団員により、安全で効率的な捜索を行っていきたいというものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第26、議案第26号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第26号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本宣言について、三の項目の一部改正を提案するものであります。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第27、議案第27号 嬭恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第27号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正により、条例において定める第1号被保険者の介護保険料額の基準となる所得段階等の変更を行い、当村における第1号被保険者の介護保険料の改定を行うとともに、保健福祉事業の実施に伴う所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第28、議案第28号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第28号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱による、借換制度が継続される一部改正に伴い、婦恋村におきましても前述の改正に準じるべく本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第29、議案第29号 婦恋村商工研修センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第29号 婦恋村商工研修センターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

当該施設は、公の施設として設置した施設であるため地方自治法の規定により、施設の設置及び管理に関する事項を条例で定める必要があることから、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第30、議案第30号 指定管理者の指定について（婦恋村国民健康保険診療所）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第30号 指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

婦恋村国民健康保険診療所の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了するため、次期指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を求めるものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第31、議案第31号 指定管理者の指定について（にしあがつま地域活動支援センター）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第31号 指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

にしあがつま地域活動支援センター「すきっぷ」の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了するため、次期指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の

規定により議会に議決を求めるものであります。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第32、議案第32号 指定管理者の指定について（婦恋村食事処「水車」）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第32号 指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

婦恋村食事処「水車」の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了するため、次期指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第33、議案第33号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第33号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りま

すよう、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） 議案第33号 工事請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和5年度村道三原・鎌原線擁壁補修工事。

2、施工箇所、婦恋村大字鎌原地内。

3、履行期限、令和6年3月15日。

4、請負金額、変更前、金7,777万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金707万円。変更後、金8,768万1,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金797万1,000円。991万1,000円の増額となります。

5、請負業者、群馬県吾妻郡婦恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社、代表取締役上坂真理。

施工箇所につきましては、国道144号笹平の信号を鎌原方面に向かい、割烹たい甲さんを過ぎた右側の擁壁となります。工事の概要についてですが、既設の擁壁に傾きが生じ、車の通行や近隣住民の方の生活に支障を及ぼすおそれが生じたため、この擁壁を補修する工事となります。

今回の主な変更内容といたしましては、アンカー施工をする際に削孔するんですけれども、その際に土質につきまして当初、礫質土で想定しておったものが実際、削孔したところ玉石まじり土の層が確認され、削孔費の金額が増加したことによるもの、また削孔時に湧水が確認されたため、これの処理をする必要が生じたことによる増額によるものとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第34、議案第34号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第34号の工事請負契約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） 議案第34号 工事請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

- 1、工事名、令和4年度商工振興事業、婦恋村商工研修センター新築工事。
- 2、施工箇所、婦恋村大字三原地内。
- 3、履行期限、令和6年3月25日。
- 4、請負金額、変更前、金1億90万3,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金917万3,000円。変更後、金1億57万3,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金914万3,000円。33万円の減額です。

5、請負業者、群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原1052－528、有限会社大塚建設、代表取締役社長大塚保様です。

工事概要は、木造2階建て、延べ床面積289.4平米です。主な変更理由は、分電盤の仕様変更によります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎請願書、陳情書の配布について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第35、請願書、陳情書の配布についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第90条第1項の規定により、陳情書を別紙陳情書のとおり配付いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第36、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合には本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、10日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から10日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時00分

令和 6 年 第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和6年第2回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月11日（月）午前10時04分開議

- 日程第 1 令和5年度嬭恋村各会計補正予算について
- 日程第 2 予算審査特別委員会報告について
- 日程第 3 議案第19号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第20号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第21号 権利放棄につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第22号 嬭恋村税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第23号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第24号 嬭恋村手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第25号 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第26号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言の一部改正について
- 日程第11 議案第27号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第28号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第13 議案第29号 嬭恋村商工研修センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第30号 指定管理者の指定について（嬭恋村国民健康保険診療所）
- 日程第15 議案第31号 指定管理者の指定について（にしあがつま地域活動支援センター）
- 日程第16 議案第32号 指定管理者の指定について（嬭恋村食事処「水車」）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	1 0 番	伊 藤 洋 子 君
1 1 番	大久保 守 君	1 2 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君	会計管理者兼 税務会計課長	望 月 浩 二 君
未来創造課長	熊 川 明 弘 君	交流推進課長	宮 崎 貴 君
住 民 課 長	宮 崎 由美子 君	健康福祉課長	熊 川 真津美 君
建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君
教育委員会 事務局 長	滝 沢 勇 司 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	目 黒 康 子	書 記	横 沢 右 京
--------	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 04 分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） おはようございます。

傍聴、お疲れさまです。

これより、第2回婦恋村定例議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和6年第2回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎令和5年度婦恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、令和5年度婦恋村各会計補正予算についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

それでは、婦恋村一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 2点、質問させていただきます。

1 点目は、34ページ、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業がマイナス443万9,000円になっていますけれども、その辺の要因を説明していただければと思います。

次に、35ページ、鎌原観音堂周辺整備事業がマイナス800万円となっておりますけれども、これはどの点が取組みなくて、なぜ取組みなかったのかという理由を説明、お願いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、「野菜王国・ぐんま」の件でございますが、これは県の補助事業でございます、要望が減ったということによる減額ということでございます。

それともう1点、鎌原観音堂周辺の話でございますが、全員協議会のときに下谷議員のほうからご質問いただいて、お答えしたとおりでございますが、工事等をやっていた影響で、パンフレットですとか、そういう広告宣伝ができなかったというふうなことが大きいということで、ご報告したとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 確かに、35ページ、5については、そういう説明を受けましたけれども、そうすると、私なんかは商売していると、宣伝とか広告は前、前とやったほうがいいという思いなんですけれども、工事ができてからしかできないというその辺の理由が、どういう理由になるんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） お答えさせていただきます。

宣伝等の中には、ポスターでありますとか、チラシでありますとか、全体の景観とかを写す必要があるものもございましたし、あそこで工事をしているのでなかなかできないというのが現状でございました。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第6号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 8ページになりますけれども、国保の運営協議会がマイナス5万円になっているんですけれども、運営協議会は年何回とか決まっているのかと、この予算とか見ると、1回しかできなかったのかなと私としては想像したんですけれども、その辺について説明願います。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

運営協議会につきましては、通常ですと年2回を想定しております。

今年度につきましては、1回、6月にするのをする必要がありませんのでしなかったのも、1回分とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の質疑を終わります。

お諮りいたします。各会計補正予算について一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

各会計補正予算について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、一般会計の補正予算に反対、ほかの会計には賛成の立場で討論を行います。

一般会計の反対理由として、先ほど質問させていただきましたけれども、私は鎌原観音堂周辺整備は、完成してこれから多くの方々に来ていただくということでは、PRとかそういうのが大事なときだと思います。

先ほどの説明で、工事ができていなかったからという説明がありましたけれども、いろんなところの宣伝というのは、私たちに示してくれたデザインが結構あるんですけども、そういったものとか何かして、そういうのを造るということで、大々的に1億5,000万円もかけてやったところなので、私は、春から来ていただくとしたら、そういった積極的に取り組んでほしいというところが、すごく残念に思いますので、それを大きな1つの理由といたします。

ほかの会計では、国保運営協議会のほう、1回だけというんですけども、今後も、きめ細かな対応を引き続き求めるということを要望しておきます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次採決を行います。

最初に、議案第6号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和5年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和5年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につい

て採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和5年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

令和6年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し、審査願っていましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りいたします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので省略いたします。

それでは、一括討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、一般会計、国民健康保険特別会計に反対、そのほかの特別会計等に賛成の立場で討論を行います。

一般会計は、まさにその年度の村行政の姿勢が示されるものと考えます。

予算編成の3つの柱となっている基金残高の確保、自主財源の確保は、予算の中に具体策がなく、今後、村の財政がどうなるかという将来に不安が残ります。この点についてはまた、一般質問で取り上げさせていただきます。

また、常に村長は説明責任を果たすと言っておりますが、この間の様々な会議の中でも、不十分な点が多く、余分にも会議を行うことが増えております。このことは、有言実行を求めるものです。

公共交通予算における村民への支援、難病患者への見舞金額の増、ごみの分別強化、子育て支援の継続など、評価できる点もあります。しかし、かねてから課題となっている万座・鹿沢口駅の改善、婦産産の木材の活用、林業の発展、農業と観光の発展の取組などに対する予算が見えにくい状態です。

少子高齢化と人口減は、どこの自治体にとっても大きな課題です。そのことに絞って、例えば、働く場づくりをどのように進めるかとか、そういった政策を多くの方々の知恵を出し合ってつくり上げることが求めます。

次に、村有財産の管理について指摘し、今後に向けて改善を求めます。

私は、六、七年前から村有財産の管理について、村民の財産を大切に、村にとって、村民にとって有効に活用すること、公平・公正に管理することを求め続けてきました。

令和6年度予算では、村有財産管理に一貫性がなく、公平・公正にはなっておりません。あえて具体的なことは、今、語りませんが、庁内でよく検討し、改善することを求めるものです。

国保特別会計では、いつも、村民の命と健康を守るために事業を進めてほしいとお願いしているところです。そして、これまでに資格証明書の発行がなくなったこと、国保税滞納者へのきめ細かな対応などをいただけてきたことには感謝申し上げるところです。

今後、村が、本当に国保の広域化が進んだときでも、安心して医療が受けられる体制を引き続き行っていくことを求めさせていただきます。

ただ、国の指導の下、国保税の引上げが今後あり得るのではという懸念があり、反対をさせていただきます。高過ぎる国保税に、払いたくても払えないという被保険者もいらっしゃると思いますが、これまでと同様に、村民の命と健康を守るために引き続きの対応をお願いいたします。

介護保険特別会計は、今回、保険料の引下げがあるので賛成しましたが、一部、引

上げになる階層もあるようです。基金の活用などで引上げを防げるように対応をお願いいたします。

年を取っても孀恋村で暮らすためには、介護の充実は欠かせません。利用者に寄り添った介護をお願いいたします。

以上で、令和6年度に対する討論を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

ついては、委員長報告順に採決を行います。

最初に、議案第12号 令和6年度孀恋村一般会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第12号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和6年度孀恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第13号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 令和6年度孀恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第14号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 令和6年度孺恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第15号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 令和6年度孺恋村簡易水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第16号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 令和6年度孺恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第17号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 令和6年度孺恋村下水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第18号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

村長。

○村長（熊川 栄君） ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、議案第19号から日程第16、議案第32号については、既に
当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、各議案について、順次、質疑、討
論、採決を行います。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、日程第3、議案第19号 群馬県市町村公平委員会共同設置規
約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第20号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更につ
いてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、議案第21号 権利放棄につき議決を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、議案第22号 婦恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、議案第23号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ここに示されている学校運営協議会は、年何回とか、そういう回数

は決まっているのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

令和6年からこの制度は始まりまして、初年度なのでまだ具体的に何か決まっていはいないんですが、目標とすると、初年度なので3回から5回ぐらいのところから始めていきたいということ考えています。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第24号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、議案第25号 婦恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、議案第26号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この議案に賛成をし、今後に向けての要望をお話しさせていただきます。

本当に廃棄物を持ち込ませないということを、ずっと、村としてこの姿勢を貫いてほしいことが1点と、今回変えた、SDGsに基づいてリサイクルの推進を積極的に行うということでは、これが一番ごみの削減、そして、それこそSDGsの目標に近づく一步だと思いますので、ぜひそのことを積極的に進めていただいて、村民への周知と協力をお願いして、ここの村がごみが少ない村としても皆さんに認知されるような取組を望んでおきます。

そのことを申し述べて、私の討論といたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、議案第27号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを

議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほど、予算討論でも申しましたけれども、介護保険料を、一定の段階の人たちを引き下げすることは、とてもいいことだと思います。

ただ、ひとつ気になるのが、入浴の温泉券と、それからおむつのことが、保健福祉事業として介護のほうに移されたわけですが、それによって、ちょっと所得の低い方が、もしかして温泉入浴券を買えない状況が起こるのではないかという心配があります。そういう方たちへの配慮として、例えば年1回でも2回でも温泉券をプレゼントするとか、そういう温かい手だても、今後考えていただけたらということをお願いしておきます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、議案第28号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第13、議案第29号 婦恋村商工研修センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第14、議案第30号 指定管理者の指定について（婦恋村国民健康保険診療所）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 引き続き、また5年間、受けてくださったということではとてもうれしく思っていますけれども、先日、診療所のところを、ちょっと周りを見たときに、かなり後ろ側が黒ずんでというか、大丈夫かなと心配があったんですけれども、大体、指定管理をお願いするときは、建物とか、施設、備品とかちゃんと点検して、それでまた、新たに指定管理をお願いするのが本来の在り方かなと思うんですけれども、一応、診療所は今後5年間で大きな工事をしなくても大丈夫そうなのかどうなのか、ちょっと心配になりましたので、そのことをお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えいたします。

診療所につきましては、施設修繕費を、一応、予算で100万円ほど取らせていただきました。今後、どこか修繕するところがあれば、こちらのほうで修繕させていただければと思っています。

裏側のほうなんですけど、ちょっと水が地面から湧き出ておまして、その辺を今年度、業者をお願いして修繕をさせていただいております。その影響なのかちょっと分からないですけれども、そのような修繕をさせていただきましたので、ご報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第31号 指定管理者の指定について（にしあがつま地域活動支援センター）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私の認識がもし間違えていたらなんですけれども、協定書とかそういうのを見させていただいたら、甲が嬭恋村になっていて、乙がこのチャレンジドらいふのほうになっているわけなんですけれども、このすきっぷは吾妻地域の長野原、嬭恋、草津、一部六合とか中之条が入っての何とか会とかというところでやっているように思っていたんですけれども、代表で嬭恋村がなっていて、指定管理料の年間1,700万円も村がやるような協定書になっているけれども、その辺、3町村というか、3.5町村と言ったらいいか、そういうのの予算の出し合いとかというのはないのかどうか、ちょっと自分が分からない点なので質問させていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

すきっぷにつきましては、指定管理は婦恋村が行っております。主な利用者が西吾妻地域、婦恋村、長野原町、草津町、中之条町の六合地区ということで、そこから指定管理料の負担割合を決めておまして、負担をいただいているということです。指定管理は婦恋村が行っているということになります。共同でやっているわけではなく、指定管理そのものは婦恋村がやらせていただいているということでご承知おきいただければと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「じゃ、1,700万円は村から」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 1,700万円は村が払うというのは、今、理解できました。そうすると、それに足りるくらいの利用者負担というか、そういうのはあるんでしょうか。本当に婦恋村が主に出しているという感じで。

○議長（佐藤鈴江君） 各町村の負担割合。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊川真津美君） 1,700万円のうちの2分の1を婦恋村が出します。残りの2分の1につきましては、人口割で毎年計算させていただいて、負担金を頂いて、婦恋村が、1,700万円はチャレンジドらいふさんのほうに払います。歳入のほうで、各町村から負担金をいただいたものを受入れという形になります。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第32号 指定管理者の指定について（婦恋村食事処「水車」）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今回、この水車については、私は、指定管理を、昨年末に使用料を無料にして公募するという点では、多くの人が申し込んでいただければと思っていたところですが、結果1者だけになったというのはとても残念でした。

ですが、今回この指定をするに当たって、随分と協定書と仕様書が変わっています。

1つは、今まで、使用料のことは先ほど言いましたけれども、使用料が30万円でした。それが無料になります。

それで、施設修繕には、前回の協定書では100万円までは指定管理者が、受けた方が払うことになっていましたが、それが今回20万円に下がっています。

それと、備品についても、前回のときは50万円までは管理を受けた方が負担することになっていましたけれども、20万円になっています。そのように使用料も無料、施設修繕も備品購入も大幅に引き下げた理由というのは何なのか。

私は、先ほどの予算の討論でも言いましたけれども、村民の財産、あそこはリニューアルに4,000万円ほどかけていると思うんです。それを大事に使って、やっぱり村にとって、村民にとっても納得いくような使い方をしていかなければ、公平とか公正もないんじゃないかという思いでいましたので、その辺の大幅に引き下げた理由、あとは、本当にあそこにはこの春からはたくさんの方に来ていただくような、いろいろなことをしなければいけないけれども、水車そのものの、赤字ということは、お客様が少なかったということだと思うんです。その辺に対する取組なんかを、指定管理を受ける方とどれほど話し合ったのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問でございます。

まずは、使用料とか指定管理者さんの負担が減ったことについて、その理由ということでよろしいですね。

伊藤議員が先ほどおっしゃっていただきましたように、より多くの人に応募いただきたいということで、最初、100万円というのは多分、スキー場を昔やっていた頃の名残でありまして、実際、食堂で使うものでそんなにでかいものがないんですね。その辺で見直しさせていただいたというのが1つでございます。

それと、備品もそれに準ずるものでありまして、そのようなことで、下げることによって、より多くの人に応募していただきたいというような、議員のおっしゃるとおり、そんなふうに考えて、この辺の協定書は見直しをさせていただいたというところでございます。

それともう1点、指定管理者と話をしているかということでございますけれども、いろんな場面場面を通じて、どうしたらいいかというような話はさせていただいておりましたけれども、まず、先ほど予算のところでも申し上げましたが、工事中であつたりとかいろいろして、駐車場が使えなかったというような、ちょっと村に対しての負い目のようなところがございまして、やれやれというふうな中で、駐車場も確保できないでということの中もありましたので、その辺のことを踏まえて、あそこが完成したことがゼロといいますか、始まりのように考えて、この次に期待したいというようなことを、その辺の話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 多くの方に公募をいただくためにこうしたということですが、その辺で、使用料も取らなくなつて施設と備品もというのは、先ほど診療所のところにも言いましたけれども、本来、新たな指定管理者を募集するときは、施設から備品から全部点検して、これでどうぞ使ってくださいとやるわけですよ。だから、本来なら施設修繕なんかは5年間で出るか出ないかだと思うんです。

それと、スキー場のときは100万円でした。やっぱりスキー場だって、半分、営業の部分もあるけれども、先ほどの診療所みたいに医療福祉とかとは違うので、その辺では、営業というところでは、私は、違った視点でやっていけないといけないんじゃないかなと思っております。

それで、新たに尋ねますけれども、施設、備品、全部点検して、これでどうぞというふう
にちゃんとしたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、２点目の質問がちょっと不十分です。今後、あそこにお客様を呼ぶようにするた
めに、営業努力というか、そういうことをやっていくようにちゃんと話し合ったのか、何百
万円も赤字があるような運営では、お客様が少なかったということのあかしだと思うんです。
それを今度、指定管理者が、本当にあの場を村のために、たくさんの人に来てもらおうとい
う努力、ここには事業計画を提出となっていますけれども、そういうことがうたわれていた
のかどうか、やっぱりその辺をきちんとしないと村有財産の使い方として、私は不十分だと
思います。

その２点、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 点検整備の話でございますが、現在も使用している状態でご
ざいまして、使っているものについては、当然、不備があれば言ってきますし、これから、
今日、指定を受けた段階で改めて確認はさせていただこうと、そんなふうに考えております。

もう１点、さっきの、お客様が少ない話でありますけれども、少ない原因をつくっていた
のも村に一端があるわけでございますね、あそこを今、改装しているわけでありますから。
そんな中で、じゃどうしようという話は、当然、させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほど、採択された商工センターは、火災保険料の分も使用料にプ
ラスして73万幾らと決まったと思ったんですけれども、今回、この協定書には村が火災保険
料を払うことが義務づけられています。令和４年度決算のときは、火災保険料分だけでもと
いうので、ほかの使用料30万円をただにしたけれども、火災保険料分だけはもらうというこ
とで、それが決算にのせられました。

今回は、火災保険料も全て無料で、使用料はゼロ円となるのかどうか、お聞かせ願いたい
のと、村としてその辺は一貫性を持っていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

火災保険料をもらっているわけではございません。伊藤議員からの再三のご指摘がありましたので、火災保険料相当分ということでご負担をいただいたということでございますので、その辺は了解をしていただきたいと思います。

火災保険は、当然、建物の持ち主であります村が掛けるものですから、ただではどうなんだという話の中で一貫性を求めるために、火災保険料相当額を納付いただいたというふうにしております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それは承知しております。村の所有物だから。

でも、ある施設には相当分はいつもいただきたいというので、毎年、請求されるところもあります。でも、これまで水車さんは火災保険料分も何年間かゼロ円でした。その辺で、じゃ相当分というので、ちょっと去年の9月の決算の金額、覚えていませんけれども、せめてそういう分は、商工センターとの公平性をやるならその分を使用料として、村の気持ちとして上げて、火災保険料と上げるのではなくて使用料としてと、それは商工センターに掛けたわけだから、その火災保険料分は。村の施設としてそういう公平性がないというのが、私としては納得がいかないんですけれども、その点はあくまでも使用料はゼロ円ということでもいいのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございます。

まず、仕様書のところでもご説明差し上げたと思いますけれども、指定管理料も取りませんので、使用料も取りません。

使用料については、あさまのいぶきのときにお認めいただいた仕様書と同じでありまして、利益が出た場合にはというふうなことで、今回は募集させていただいておりますので、それが使用料の代わりというか、そういうことになると思いますけれども。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 質問は3回ですので、これで終わりにしたいと思います。

そのほか、ご質問ありますか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 前年度の決算が赤字ということを承知で、今回は指定管理を引き受け

て、また申し込んだと思うんだけど、その辺の、赤字になっていることの原因は、営業時間にも関係しているのではないかと思います。営業時間が、ちょっとお昼したぐらいで、2時か3時頃になれば閉めているときも、私もそばをたまには通っているんだけど、閉まっているということが多い。それで、もし、食堂みたいのもしているのであれば、夜の営業とか、そういうことの努力もしていかなければ、ただ昼間のお昼だけじゃ営業実績も上がらないと思うんですよね。

今度、指定管理した業者が、どれだけの、2期目の指定管理をするわけなんですけれども、営業努力をどのようにしていくのか。そういうことの方があって、あの指定管理もまた、今回出したと思うんだけど、そういうことの話とか、これからは夜の営業もしますとか。

それとあと、会計ですか。会計が、あそこの自動販売機でしているとか、そういうおもてなしだとかそういうことは、やっぱり村でしているんだからそういうこともちゃんと、ただ来て、自分がお茶くみに行って、ドライブインと同じですよ。だから、そういうことも、お客さんに対しての、1回行って見て、ああこれは愛想が悪かったから何かとそういうことになると思うんだよ。そういうことの対応とか、そういうのは指導とかそういうのもしているのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋幸雄議員のご質問でございます。

夜の営業は、当初、前回の指定管理を受けていただいたときからやっていたんです。やっていたんですが、コロナが発生した関係で、それがだんだん下火になってしまったと。当然、夜のほうの実入りがいいことは、多分承知はしておると思いますので、今後は、当然夜の展開も考えていただいているとそんなふうに考えております。

それと、券売機は少ない人数の中でやるのにはあの方法がということで入れたと、そんなふうに記憶しておりまして、それは、前もご説明差し上げたかもしれませんが、村でできないわけで指定管理をお願いしている中で、ある程度、民間の方の意向を尊重すべきものであるとそんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） コロナのせいにしましたけれども、それはやっぱり、引き受けたからには自分がそこを黒字にするとか、努力とかそういうのをしていかなければ、また、2度目

の指定管理するわけだけれども、これからこういうことで営業を改善していくとか、そういうことは、全然、質問したとか、向こうから聞いたことはないんですかね、そういうことは。それが一番重要だと思うよ。2期目も今度はいろいろ、前年度赤字だったから今年はこういうふうにしていくとか、そういうことをやっぱり聞いて、それで指定管理出すとか、そういうこともしなかったと思うんだけど、その辺のことはどうであったか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋議員のご質問でございますが、指定管理者も慈善事業でやっていたわけではないわけではなく、当然、もうけを出すべく努力しておりますし、そういう話はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） そういう話をしているということでございますので、2回目の指定管理は、本当に今度は黒字になるように、そういうことをしてもらうことを希望しております。お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この指定管理に反対の立場で討論します。

理由の一つとして、村有財産の在り方について、先ほどから言いましたように、いろいろな施設に対して、全然こう、対応が違っているということでは、当局はやっぱり一貫性を持たなければいけないというのが1点です。

それと、先ほど課長が述べていますけれども、指定管理の目的は、民間に頼むということは、民間のノウハウを活用してあそこを盛り上げてもらうという、それは村長も私への質問の答弁で言っています。でも全然、コロナのせいだけではなく、盛り上がる努力がどれほどされたかは、私は疑問です。村民の方々に聞いても、足が痛いのに料理ができたのを取りに

行かなければいけなかった、そういうのでは、私は、そこは村の施設で、先ほど言ったように火災保険料も払って、村が責任を持っているところなんです。村の顔としてのおもてなしが本当にされなければいけないし、先ほど土屋議員から出たように営業時間もそうだし、おそばをもし打っているならば、年末の31まではやって、おそばを提供して多くの人に来ていただくとか、そういう努力をする姿勢が本当に今後見られるか、今の課長さんの答弁では、それがうかがうことができません。

そういったやり方で村民の財産を、このような、前回よりも30万円安くして、施設修繕も20万円、備品も20万円、そういう引き下げた中で貸すということは、私はとても村民に対して申し訳なくてできませんので、反対いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。議事の都合により、14日まで休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から14日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 05 分

令和 6 年 第 2 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和6年第2回婦恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月15日（金）午前10時02分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
10 番	伊 藤 洋 子 君	11 番	大久保 守 君
12 番	大 野 克 美 君		

欠席議員（1名）

9 番 松 本 幸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君	会計管理者兼 税務会計課長	望 月 浩 二 君
未来創造課長	熊 川 明 弘 君	交流推進課長	宮 崎 貴 君
住 民 課 長	宮 崎 由美子 君	健康福祉課長	熊 川 真津美 君
建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君
教育委員会 事務局 長	滝 沢 勇 司 君		

事務局職員出席者

議会事務局長

目黒 康子

書

記

横沢 右京

開議 午前 10 時 02 分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、下谷彰一議員の外5名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

◇ 下 谷 彰 一 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、4番、下谷彰一君の一般質問を許可します。

下谷彰一君。

〔4番 下谷彰一君登壇〕

○4番（下谷彰一君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、これから私は婦恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問をさせていただきます。

国にまち・ひと・しごと創生本部が設置された背景には、2014年、平成26年ございま

けれども、日本創成会議座長は元総務大臣の増田廣也さんですが、日本創成会議が発表した調査結果が大きく影響をしております。この調査結果は2040年、令和22年になると、全国の896の自治体で20歳から39歳の女性が半減し、そのような自治体を消滅可能性都市と表現をいたしました。群馬県内でも嬭恋村を含む57%の自治体が少子化や転出超過に歯止めがかからず、将来消滅する可能性がある自治体として捉えられました。そうした中で、嬭恋村は2015年、平成27年に第1期嬭恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

当時の人口動向は、2010年の国勢調査の人口が1万183人で、国立社会保障・人口問題研究会、社人研と言われてはいますが、社人研の推計によると、嬭恋村の2040年、令和22年には人口が6,415人になり、今後30年間で3,800人が減少するとしております。その減少する人口動態の特徴は、まず若者層の転出の超過、そして出産年齢人口の減少が著しいと分析をしています。

そこで、第1期総合戦略では、転出の抑制を目指した雇用機会の拡大と転入の促進を目指した村外人材の発掘、さらには理想の結婚、出産、子育ての実現と家族と安心して集える拠点づくりを増やすべき方向性とししました。そのための具体的な施策では、地方創生先行型交付金による観光プロモーション事業、あるいはジオパーク推進事業及び婚活支援事業なども実施をしました。また、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金による消費喚起生活支援プレミアム商品券の発券もこのとき行い、村民の消費を喚起いたしました。

第2期総合戦略は、2020年、令和2年から2024年の5年間で計画を策定しました。この戦略は、国の創生基本方針により、第1期総合戦略の枠組みを維持しながら強化することを継続的な効果的な人口減少対策を講じていくこととしています。しかし、第2期総合戦略の実施期間は、コロナ禍の影響で社会活動や経済活動が停滞し、いずれの指標も達成が難しい状況となりました。そうした中で、基本目標2の新しい人の流れにおいて、移住者数、これは目標値が120人だったんですけれども、これを大幅に上回る実績値200人ということで目標を達成し、人口の社会増につながっております。

そして、2024年、来年度からですが、2024年から2028年度まで嬭恋村デジタル田園都市構想総合戦略の第3期総合戦略の素案が策定をされました。初めてデジタルという言葉が登場した第3期戦略は、基本目標は人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、地域の社会課題や魅力向上を図るため、デジタルの力を活用しながら地方に仕事をつくる。地方の人の流れをつくる。結婚、出産、子育ての希望を叶える。魅力的な地域をつくるという4つの基本目標を掲げ、それぞれの成果を重視した数値目標を設定しております。

私は、地方創成の目的は東京への一極集中の是正と人口減少の克服、そしてそれらを実現するための地域経済の活性化だというふうに考えております。そうした中で、第3期総合戦略は、デジタルの実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残さず全ての人々が享受できる豊かな暮らしを実現する構想ということであり、大変大きな期待を持っております。

そこで、総合戦略について何点か質問をさせていただきます。

まず第一に、第2期総合戦略の策定に当たっては、第1期総合戦略の枠組みを維持しつつ、強化することで、継続的、効果的な人口対策を講じていくこととしていますが、今回第3期総合戦略の策定に際しても、第2期総合戦略の枠組みを維持しつつ策定をしたのか、お伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、総合戦略の進捗状況は、嬭恋村総合戦略評価委員会において毎年実施し、必要に応じて見直すことになっていきます。そこで、第1次及び第2次総合戦略ではどのような見直しがされたのかお答えください。

続いて、第3期総合戦略では、嬭恋村デジタル田園都市構想総合戦略として策定をされています。今回の第3期総合戦略に第1期、第2期の見直しはどのように生かされているのか伺います。

4番目といたしまして、厚生労働省の人口動態調査によると、2023年、令和5年に生まれた群馬県内の赤ちゃんが1万771人で、過去最低を更新しました。また、婚姻数、結婚数も6,413組。前年に対して470組の減ということで4年連続減り、少子化の一因となっています。本村でも昨年生まれた赤ちゃんの数は37名とのことですが、第3期総合戦略では2050年の令和32年の総人口の目標を6,000人維持としています。そこで、このまま推移をした場合、この6,000人の目標人口を達成することが可能だとお考えでしょうか。考え方を聞かせください。

5番目として、人口目標は出生数向上のため、合計特殊出生率の2040年、令和22年に1.9人の目標を立てています。合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子供の数を指します。本村の直近の合計特殊出生率は1.54人となっていますが、この目標も実現可能だとお考えなのか、考え方を聞かせください。

6番目といたしまして、第3期総合戦略では農業や観光分野にデジタル技術を活用し、地域の宝を磨きながら新たな人材や商流を生み出し、持続可能な村づくりを目指すとしています。

す。また、住み続けたいくなる地域づくりにもデジタルの力を借りて世代を超えてつながり、村に愛着や誇りを持ち、誰もが幸せに暮らせる村づくりの実現を目標としています。そこで、4つの基本目標を具体的に実現していくため、デジタル田園都市構想などの交付金を申請して目的を達成するための事業を展開していくと思いますが、今後どのような事業を実施し、もしくは検討をしていくのか、お考えをお聞かせください。

今回で3期目の総合戦略になります。しかし、第1期の地方版総合戦略の住民の認知度は「あまり認知されていない」、「ほとんど認知されていない」、「全く認知されていない」を合わせると97.5%、これは4県で実施をした調査だそうですけれども、97.5%、ほとんどの人が総合戦略を認知していないという回答だったとのこと。多くの村民に周知し、この4つの基本目標の目標値をクリアするため、協力をいただくことが大切だと思います。村がどのように村民に孺恋村デジタル田園都市構想総合戦略の第3期孺恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略を周知していかれるのか伺いをいたします。

次に、特別職非常勤職員の取扱いについて伺います。

2017年、これは平成29年ですけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、孺恋村交通指導員設置条例が廃止されました。これは特別職非常勤職員の取扱いが厳格化されたことによるもので、交通指導員さんについては特別職非常勤職員としての位置づけでなくなりました。国の法改正によるものであり、本村の条例廃止もやむを得ないところであります。しかし、交通指導員さんは雨の日や雪の日を児童・生徒の通学指導や村の地域の諸行事に昼夜を問わず街頭に立ち活動をしていただいています。そうした方々の身分が不安定で、道路での街頭活動が多いのに公務災害の適用が受けられないのは不自然だと考えます。そこで何点か伺いいたします。

現在、身分が不安定な交通指導員さんに、村としてどのような立場で活動をお願いしているのか伺います。

2番目に、現在交通指導員さんの設置条例は廃止されています。しかし、孺恋村交通指導員規則はそのまま残っています。設置条例に基づく規則だと理解していますが、設置条例は存在しない今、それを補完すべき規則が存在することは意味がないと考えますが、この規則を残した意味があるのかどうか伺いをいたします。

最後に、2018年、これは平成30年ですけれども、平成30年12月の全国町村会の非常勤職員の整理と分類では、交通指導員さんのほかに、地域で活躍している区長さん、区長さんも特別職非常勤職員として任用することはできないとしています。公務員として必要がない業

務に係る職は廃止し、私人として整理するとあります。児童・生徒の通学の安全確保のため指導している交通指導員さんも、災害時に地域で状況確認や災害救護に当たる各区の区長さんも私人の身分であるため、委嘱状により活動をお願いしています。そこで、当局はこれまでの対応を含め、今後身分保障等について検討するお考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴、大変ご苦労さまでございます。

それでは、下谷彰一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の大きな質問は、デジタル田園都市国家構想についてのご質問でございました。

それでは、お答えをいたします。

第3期総合戦略につきましては、第1期、第2期総合戦略での4つの基本目標を基本的視点に設定しております。おのこのの数値目標につきましても、第2期の計画で掲げた指標のうち、継続的に取り組む必要がある指標は、継続として引き続き取り組んでまいります。

2点目、2つ目でございますが、毎年度婦恋村総合戦略評価委員会委員によります総合戦略の前年度に対する進捗状況の評価を行っていただいております。評価によりまして、次年度以降の取組の変更、5年間の最終年度の評価におきましては、次期総合戦略における継続の可否を見直しております。

3つ目でございますが、第3期総合戦略の策定におきましては、先ほどご答弁いたしましたとおり、第2期総合戦略に掲げた指標のうち、継続的に取り組む必要がある指標は継続し、また新たな国の政策動向や取組状況に合わせた施策に取り組む必要はある指標を設定し、策定いたしました。

4つ目の総合人口の目標値につきましては、人口減少は全国的な傾向であり、本村では、より進行して今後急激な人口減少と人口構成の変化が予想されます。2050年の総人口予想は5,000人を割り込むことが予想されておりますが、地方創生の推進により、時代に対応した地域づくりに取り組むことで目標として掲げさせていただきました。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2040年における合計特殊出生率が目標達成の実現でございます。群馬県人口動態

統計によりますと、本村の近年の合計特殊出生率は令和２年で1.13人、令和３年では1.76人、令和４年では1.50人となっており、変動が大きくなっております。また、この指標は15歳から49歳の女子の人口に大きく左右されるため、目標達成につきましては今後の推移を注視していきたいと考えております。

6つ目でございますが、デジタル田園都市国家構想交付金は、主にデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を支援するデジタル実装タイプと、地方創生に資するソフト事業を支援する地方創生推進タイプ、ハード事業を支援する地方創生拠点整備タイプの3つのタイプがあり、それぞれ交付額の上限や補助率が異なっております。鎌原観音堂周辺整備におきましては、2つの地方創生推進タイプと3つの地方創生拠点整備タイプの交付金を受け、整備をしてまいりました。今後は、既存の補助金制度のない事業や多額の経費を必要とする事業等におきまして、積極的な活用を検討して行いたいと考えております。

最後のご質問、総合戦略の周知方法につきましては、紙ベースでの回覧や戸別配布になりますと、地区の皆様には多くの負担がかかり、特に年度初めは負担が大きくなるため、現時点では村のホームページによる周知のみを考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、大きく分けた2つ目のご質問でございました特別職非常勤職員の取扱いについてでございます。

2点目の交通指導員に対して村はどのような立場での活動をお願いしているのかとのご質問をいただきました。先日の議会の全員協議会でもご質問いただきましたが、地方公務員法の改正により、本村でも条例改正を行い、令和２年４月からは特別職の非常勤職員ではなくなり、同時に交通指導員の設置条例を廃止しております。現在は交通指導員規則に基づきまして、業務委託契約により活動していただいております。万が一事故に遭われた際には、自治体委託業務等災害補償保険制度により、補填をすることとなっております、区長さんや衛生班長さんなども同様でございます。

吾妻郡内の状況でございますが、交通指導員設置条例を廃止せずに改正して存続させているのが3町村、条例を廃止して業務委託要綱によりお願いしているのが2町村となっております。現状でございます。ご指摘を踏まえまして、今後交通指導員隊長をはじめ隊員の方々と協議を行い、身分だけではなく、出勤報酬などについても見直しを進めていく予定ですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、下谷彰一議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

たします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

4 番、下谷彰一議員。

○4 番（下谷彰一君） それでは、幾つかまた質問させていただきます。

まず、1 点目の現在これからやる第 3 期の総合戦略は、2 期総合戦略の枠組みを維持して策定したのかということでございますけれども、総合戦略は K P I ということで重要業績評価指標ということで、5 年間の目標決まっています。この目標をどのように達成して、それぞれの 1 期、2 期、3 期の 4 つの目標を達成するのかということが非常に重要なんだと思います。もちろん国の戦略ですので、第 3 期も第 2 期をそのまま継続してというようなことなんだと思うんですけれども、実際やってみて、4 つの目標に合致しない項目があるとすれば、そうした幾つかのものについては見直していく必要があるんじゃないかと、そんなふうに思っています。具体的にどうということではないんですけれども、観光入り込み者数が現状では 142 万人ですけれども、これを 2028 年には 200 万人にしたい。それでは、この 200 万人にするための施策はどういうものがあるのかと。こうした中で、実際計画を立てても実行できないもの、あるいは価値のないと言うのも失礼ですけれども、やっても実効のないものについては廃止して新しいものに変えていくべきだと思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの下谷彰一議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、施策、事業につきましてはまだ未着手の事業もございます。これにつきましては、今後の 5 年間におきまして国の政策動向、そして取組状況に対応できるよう、可能性のあるもの、またデジタル田園都市国家構想交付金に対応できるよう、あらゆる事業を記載してありますので、今後国の動向によって改正を加えながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4 番、下谷彰一議員。

○4 番（下谷彰一君） ただ、総合戦略の計画をつくることが目的であってはならない。これは総合計画についても全くそのとおりだと思うんですけれども、それを実現していく、そういう努力がないと、なかなか計画をつくったから、5 年間の計画をつくったからもういいや

と、そういうことで終わってしまうような感が私はしています。総合計画は10年になりますけれども、ぜひこの第2期、第1期の枠組みをそのまま持ってきて第3期をつくったということは、これはこれで分かります。4つの目標がほとんど同じですから。しかし、ぜひ総合戦略の言っている人口を増やすとか仕事を増やすとか、そういう目的に沿った事業をこれから展開していかないと、この計画もまた計画倒れになってしまうと思うんですけれども、もう一度答弁をいただけますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの下谷彰一議員の質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり4つの基本目標につきましては、第1期から第2期、そして第3期と引き継がれてまいりました。国の目標もこの4つの基本指標に合わせて戦略が策定されているわけですが、今後につきましてもこの事業につきましては、村としても全力で目標を達成するように、このおのこの施策、事業につきまして執行しながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

ぜひ町内が一つになって、計画をつくったらこれは未来創造課の計画だからいいんだという考え方ではなくて、全庁を挙げてこれはこれからの孺恋村がどういう形で進んでいくのか、人口をどうするのか、そういう大変大きなものの計画だと思いますので、これについてはぜひ今課長が答弁いただきましたけれども、全力で取り組んでいただきたいと思います。

それから、これについては答弁は結構でございますけれども、評価委員会の評価、これ非常に大切だというふうに思います。ただ、現状とこれから5年後の評価、これだけの評価の上げ下げだけで、今まで100人だったからこれを200人にします。こういう計画だと、非常に実効力がない計画になってしまう。ただ、数値だけいじっているだけです。そういうことじゃない。この100人を200人にするためにはこういう事業をやります。そういうものをしっかりと検討した上で、これは対応していただきたいというふうに思います。

次に、人口目標ですね。先ほどのこれから2050年、令和32年のこの計画の人口目標を6,000人を維持をしてきたいと、そういう計画でございます、この計画は。人口が増えるというものの中には、自然増、自然に増える人口増と社会増ということで、この2つしかないわけです、人口増やす施策は。

例えば、自然増というのは極端に言えば出生、赤ちゃんをたくさん産んでいただきたい。できれば今の夫婦に、今結婚している婦恋の夫婦にもう一人以上多く産んでもらいたい。そして、自然増があるわけですから、当然減もある。自然の減というのは、人が多く亡くなっちゃうことなん。でも、これを自然増に変えるには、多くのお年寄りの皆さんが健康寿命をしっかりと保ちながら長生きをしてもらう。そうすると、赤ちゃんが生まれてお年寄りが元気に活躍する。そうすると、人口減らないわけですね。ところが、赤ちゃんが少なくしてお年寄りが先死んじやうから、また人口が減っちゃうわけです。こうした対策というのはすごく必要なんじゃないかなというふうに思います。

また、社会増というのは、もう今いる人たちに転出をさせない。しないで、この村で仕事をしたり生活をしたりできる。この村の利便性を高めるための施策と、また、婦恋っていいところだなということで転入をしてもらう施策、こういう施策の実現が社会増につながってくるんだというふうに思います。そのためには、婦恋村は子育て支援ということで他の町村に先駆けていろんな事業を取り組んでいますけれども、赤ちゃんを出生の多く産んでもらうための施策、例えば今までは結婚をしてもらうために村で出会いの場プロジェクトというようなものをやったりして、なるべく多くの人に結婚をしてもらおうという取組をしてきました。恐らく健康福祉課でもそうして生まれた赤ちゃんをしっかりとサポートしていこうようなことで対策もやっているんだと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 下谷彰一議員、一般質問一問一答で端的に質問を行ってください。

○4番（下谷彰一君） 人を増やす施策として、現在出会いの場プロジェクトみたいなものを現在未来創造課でもやっているのかどうか。じゃ、お願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの下谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

婚活イベントという形で、現在吾妻郡内の町村で1件、それと上田市の定住自立圏の中で1件、イベントを開催させていただいております。それに加えて、村内で婚活イベントを開催する段階に際しましても、こちらのほうから補助を出して支援させていただいているという状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 過去には村が主催した出会いの場プロジェクトで、私の記憶では5組ぐらい結婚して村内で生活をされている皆さんがいらっしゃるということだと思います。ぜ

ひ引き続き行政が中心になるのもおかしいんですけれども、ぜひ引き続きそういう出会いの場をつくっていただきたい、人口増やすために。そんなことでお願いをしたいと思います。

次に、合計特殊出生率の目標を1.9人にこの計画はしています。第1期では1.97ということで、婦恋村は大変高い出生率だったんですけれども、これを1.9人にしている。人口は減らない人口置換水準というのは、1人の女性に2.07人、2人以上産んでもらわないと駄目ということなんですけれども、これについては、もちろん先ほど申し上げたように、もう1人以上産んでもらいたいということなんですけれども、例えば赤ちゃんを産んでもらうために村して独自の不妊治療だとか、あるいはそうした部分への助成事業、さらに周産期医療の充実についての取組をしているのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの下谷議員をご質問にお答えいたします。

お子さんを産む体制の女性についてでございますが、まず最初に、前回の全員協議会でもご報告させていただきましたけれども、令和6年4月1日から初回産科受診助成事業を始めます。これにつきましては、妊娠の検査のために病院を訪れたときにお金がかかるんですけれども、そのお金に対しまして所得制限なしで上限1万円を支給するというものでございます。また、不妊治療につきましては、現在村では上限100万円ということで年間300万円近くを支出しております。

周産期の体制なんですけれども、皆さんご存じのとおり吾妻郡内で赤ちゃんを産めるところはありません。今の出産の動向を見ますと、出産の7割が県外でありまして、その7割の中の9割が上田市となっております。また、里帰り出産をされる方もいらっしゃいますので、ちょっと遠くで生まれる方もおります。この分娩に関しましては、現在例えば西吾妻福祉病院で妊婦健診もされている方につきましては、分娩先の病院を決めまして、分娩についてはそちらのほうに行っていただくという体制になっております。また、一番心配なのは分娩に伴う移動方法なんですけれども、ご家族の方が連れていっていただくというのが一番多いところなんですけれども、広域消防の救急車でも対応できるというふうに聞いております。また、介護タクシーでも1社、妊婦さんの出産に伴う移動は可能だというふうに聞いております。

また、出産後におきましては、ファミリーサポートセンターでありますとか、きめ細やかな健診でありますとか、産婦の訪問でありますとかというようなことをしております。ただ、

先ほど下谷議員からもご指摘がありましたけれども、孺恋村は先駆けまして保育料でありますとか給食費の無償化というものを行ってきて、大変保護者の方にはありがたいことだったんじゃないかなというふうには考えておりますけれども、今後におきましては経済的な支援と同時に、現在お勤めになっている保護者の方多いので、そういった方が安心して勤められる体制づくりでありますとか、子供をちょっと預けたいというようなサポート体制づくりが重要だというふうに考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

私もやっぱり赤ちゃんを産む、また赤ちゃんを育てる、こうした家庭の経済的なものを含めて子育て家庭へのサポート、こうしたものはやっぱりこれからしていくべき必要があるんじゃないかなと、そんなように思います。それから、今健康福祉課長さんも説明をいただきましたけれども、孺恋村は他の町村に先駆けて、例えばスクールバスの無料化であるとか、給食費の無料化であるとか、幼稚園、保育園の無料化であるとか、これは実施をしてきて、これもあくまでも人口を増やす、そういう目的で厳しい予算の中で取り組んでいただいているものなんですけど、これについては大変ありがたい制度だと思うんですけど、これによって、あんまりこう人口が増えた、あるいはそういうようなものが聞こえないんですけども、この総括についてどのように考えているのか。また、これが駄目なら次はもっとこういう施策もというようなことも考えられるかと思うんですけども、その辺ご答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷議員の子育て関係の質問をいただきました。

孺恋村では、平成28年から学校給食費を無料としました。あわせて、保育料も無料といたしました。現在、政府では全国の基礎的自治体1,719ありますが、何としても学校給食の無償化を全国的にしようという動きがございます。群馬県下35市町村ございますけれども、現在でもまだ給食費無償になっていない自治体もございますけれども、我が村では憲法26条第2項によりまして義務教育はこれを無償とすると、これは宣言規定と最高裁判所の判例で言われておりますけれども、私は21世紀の基本的人権だと。25条は生存権。誰もが健康的な文化的な生活をする権利、これが生存権。26条第2項、まさに義務教育は権利でもありま

すが、2項によりましてこれは無償とすると宣言しております。宣言ということは、例示規定だけではなく、できるものは行うというふうに私は理解しておりますので、嬭恋村におきましては、学校給食費、あるいは保育料、あるいは学校統合によりまして学校が遠くなった子供たち全員交通料も無償としてきたということでもあります。

しかしながら、今下谷議員のおっしゃるとおり、10年スパンで嬭恋村の総合計画があり、今6期目を迎えております。それから平成27年に、先ほどご質問にもありました増田大臣が総務大臣のときに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基礎的自治体はつくりなさいよと。今のままでいくと消滅自治体、限界集落と、こういうものが発生しますよということが唱えられ、そして私どももそれに応じて総合戦略をつくったということでもあります。

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略は1年ずれておりましたが、我が村ではそれを同じ期にしましょうということで、平成31年に嬭恋村第6次総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を同じ年限にするということで、現在第3期目ということで、ご指摘のございました議会にも説明させていただきましたが、第3期、2024年から2028年の5か年にわたる第3期の総合計画を提案させてもらった。

そこで一番重要なのは、やっぱり下谷議員のおっしゃるとおり、人口問題だと私も思っております。ご指摘の2050年までには5,000人を割るというご指摘をいただいておりますが、目標は下谷議員のご指摘のとおり2050年には6,000人を守りますというのが我が村の基本方針、基本計画でございます。それに向かって自然に従う、お亡くなりになる方と生まれる方、これはもう自然に当然決まってくるけれども、移動人口、入ってくる社会的な人口の増、これについては積極的に今まち・ひと・しごと創生総合戦略の補助金も頂いて活用しているということでもあります。視点を何とか6,000人目標に向かって、また村民にもよく理解をいただきながら積極的に取り組んでまいりたい、こう思っていますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

ぜひこの人口問題、これについては本当に嬭恋村の存亡がかかっているその問題でございますので、議会も含めてしっかりとお互いに力を合わせて解決をしていかなければいけない、そんなふうに思います。

次に、6番目に質問をさせていただきました4つの基本目標実現のために、デジタル田園都市構想の交付金を活用した事業を展開していくものと思いますけれども、どのような事業

を考えているのか。また、こうしたものでこの地域の今回の目標を達成していきたい、こんなようなお考えがもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの下谷彰一議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長の答弁にもございましたが、まずこのデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、他の補助事業と併用することができませんので……

〔「それ、もう一度」と呼ぶ者あり〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ごめんなさい。他の補助事業、補助金と併用することができませんので、まずはその補助金制度のないもの、既存の補助金制度のないものの事業に優先して活用していきたいというふうに考えております。

もう1点、先ほど村長の答弁にございましたが、膨大な事業費のかかる事業につきましても、この交付金補助率2分の1になりますので、こちらを活用していきたいというふうに考えております。また、ソフト事業では、今年度、5年度、交流推進課で実施しておりますテレワーク関係の事業に充当させていただいて、これについても活用させていただいているところでありますので、今後につきましてもこのような事業に活用していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 補助金がない事業ということですが、なかなか事業が限定をされるということになるんですけれども、やはりこの田園都市構想交付金の趣旨に沿った、目的に沿ったそうしたものはしっかりと活用していかなければいけない。特に補助金が2分の1交付金の負担金があるということですが、全額村が出すという考え方よりも、少しでも国や県、今回は国からなんですけれども、そういう補助金を見つけながら、しっかりとこれはもう財政的なものも含めてあるんですけれども、しっかりとした対応を取っていただいたい。補助金があるものや、あるいは交付金が該当するもの、そうしたものをある程度最優先にしていかないと、今のこの財政の厳しい中ではなかなか新たな事業が展開できない、そんなふうに思います。ぜひそういうものを見つけながらお願いをしたいと。もし村長、そういうものの考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国のほうでまち・ひと・しごと創生総合戦略をつくりなさいよと言われてたときに、計画がないと交付金あるいは補助金はもらえません。こども家庭庁ができて、こどもまんなかこども家庭庁とできましたけれども、これはやはり計画を村がつくらないと補助金がもらえないと、これはもう議員ご存じだと思います。我が村もそういう計画をそれにのっとってつくったと。まち・ひと・しごと創生総合戦略も、あるいは今つくった第3期の計画も、ハード面、ソフト面、両事業をいろんな形でお願いをしています。特に、最近典型的な事例でいいますと、地方創生拠点整備交付金、これは鎌原の資料館2億円、資料館のほうは2億円。交流センターのほうは2億円、それから直売所が3,000万円、4億3,000万円の国のほうのご支援をいただいて、それで事業をやったということであります。

今後におきましても、下谷議員のご指摘のとおり計画をしっかりとつくること、そしてハード面、ソフト面でテレワーク、これは第一観光さんのご指導をいただいて、あそこに制度を今までもつくってきましたが、移住定住の人口が増えております。浅間高原では現在想定で730世帯ぐらい世帯数が増えてきております。ここ10年、15年でやっぱり300世帯、400世帯と増えております。そして、移住定住もデータベースをつくってきておりますので、やっぱり少しずつでございしますが、自然減少はしておりますけれども、浅間高原地区を中心とする移住人口は微増で増えてきておりますし、世帯数も増えております。これも国の拠点整備交付金、あるいはソフト事業の事業を活用させていただいてきていますので、今後におきましてもしっかりと計画をつくること、そして情報を庁内はもちろんでございしますが、議員の皆さんにもご理解いただき、村民にもご理解をいただきながら、着実に前に一步一步ハード面及びソフト面にわたって進めてまいりたい、こう思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ぜひこの交付金を使って第3期の総合戦略が村民のためにやってよかったと言ってもらえるような施策の実現をお願いしたいと思います。

次に、第1期、第2期も含めて、この総合戦略が今村でやっている、策定をしたということがなかなか周知をされない。私が先ほど申し上げた4件のあれでいくと、97%の人たちがあまりよく知らない、全く知らないってということで、まず一番に対象となるべき村民の皆さんが知らないというのは、これはあんまりよくないんじゃないか。これは総合計画も含めてですけれども、先ほど村長の答弁では紙ベースだといろいろ各区の区長さん、あるいは伍長

さんに負担もかかるということなんですけれども、何らかの形で婦恋村では総合戦略で今回こういうことをやります。それなのでご協力ください。そんなような周知の方法をぜひ検討していただきたいと思います、お考えをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの下谷彰一議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長の答弁にもございましたが、紙ベースの周知では地区の役員さんに負担が多い中で、今後ホームページ加えましてスマートシティのLINE、またはつまポケというこちらのほうで作成させていただきました媒体によりまして、皆さんに周期していけたらいいなというふうに考えておりますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ぜひ多くの村民の皆さんに周知をしていただきますようお願いをしたいと思います。

次に、特別職の関係の質問をさせていただきました。これは交通指導員さんが非常勤特別職ではなくなったというようにお話を聞きました。規則で現在も運用していて、委託という形でやってもらっているということなんですけれども、この地方関係の条文だとかちょっと見させてもらったんですけれども、交通指導員の第9条に規定するものであるとか、区長さんが第9条、交通指導員さんは規則の第3条に規定する業務、これについては委託をしているんですけれども、この中に区長さんの災害時のそうしたものも含まれていないような気がするんですけれども、その辺はどうなのか、ご答弁をお願いいたします。区長さんは自主防災組織のトップですので、何かあれば地域では消防団員の皆さんと一緒に第一線にいる機会が多いものですから、それで私の見解が間違っているかもしれないんですけれども、ご回答をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長のほうからも答弁ありましたとおり、公務災害ではなくなったということで、それに代わりまして自治体委託業務等災害補償保険というものに加入しております。これは

法改正に合わせて条例も変えさせてもらって、そのときに変更したものですけれども、区長さん、それから交通指導員、公民館長、衛生班長、この4種類については今までどおり補償が受けられるということで活動をいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

私は災害関係については対象にならないという解釈で、今回質問させていただいたんですが、そうした自主防災組織における活動についても該当になるということでよろしいでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 自主防災組織となりますと、またこれちょっと意味合いが変わってくると思うんですね。各地区で、自分の地域は自分たちで守るところで行っておりますので、ちょっと今その辺が村として補償できるのかどうなのかという、ちょっといろいろな災害訓練時とか、災害時とか、ちょっといろいろパターンがあると思いますので、ちょっと今一概に答えられないんですが、何かしらそういったことは対応はできるようなことになっているかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷議員にご指摘いただきました交通指導員並びに区長さんでございますが、今課長は申したように、別途公務についての共済制度があるという説明をいただきました。これちょっと私もちょっと勉強させてください。区長さんには本当に365日、今日も区長会ございましたけれども、物すごい膨大な資料を区長さんを通して行政もお願いしておる。逆に、各地区の陳情につきましては、基本的に区長さんを通していただくということで、課長会議でも話もしていますし、第1回も区長会でも願っています。それから、自主防災組織といっても、群馬県でも全ての、前橋でも渋川でも自治会といいますけれども、我々は区と言いますが、今井区でも鎌原区でも全ての区に自主防災組織をつくれというあれもありますので、地域の主である区長さんであるのは当然でございますが、国も県も自主防災組織をつくれという規定もございますので、公務共済がほかの自治体、前橋なりそういうところも調べさせてもらって、できるのならしっかりと立場を私は持っていただくべき

だと、こう私は思っておりますので、ただ今総務課長が言ったように、今現状どうなんだと
いった場合は、そういう共済制度が、保険制度がありますよということでございましたが、
この件についてはちょっと勉強させてください。

なお、交通指導員でも11人ございますけれども、各警察管内には交通指導員があります。
婦恋村の交通誘導員は本当によくやってもらっておりますと私は思っております。各地区の
お祭りをはじめ、婦恋村の諸行事におきまして、マラソン大会、文化祭、どこにおいても
人数も多いし、それから春夏秋冬の交通安全運動でも、皆さんご承知のとおり毎回必ず同じ
場所に立って交通指導をしていただいているということであります。歴史と伝統のある交通
指導員、今までの報酬の関係、あるいはユニフォームの関係、この面で協力できることはし
てまいりましたが、より一層もう一回精査をさせていただき、制度改正できるものがあれば
制度改正したいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。ご指摘あ
りがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

今回質問させていただいたのは、総合戦略については具体的な事業を伴って、それをそれ
ぞれ評価を5年ごとにしながら、あるいは1年ごとに評価をしながら、その事業の実施状況
を確認しながら、事業を実施すると。そういう意味で、やはり総合計画とは違って具体的な
事業を進展していく、そういうことでございますので、ぜひ先ほど申し上げたように、これ
は婦恋村のためのもので、本当に一番最初に考えなければならない人を増やす、そういう政
策もこの中に含まれておりますので、引き続き全庁挙げての取組をお願いするとともに、今
回の区長さん、あるいは交通指導員さんの身分制度については、ぜひそれぞれで活躍をされ
てくれている皆さんですので、心配のないような、そんな取組をお願いして私の一般質問を
終わりにします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で4番、下谷彰一議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 東 正 吾 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、3番、伊東正吾議員の一般質問を許可します。

伊東議員。

〔3番 伊東正吾君登壇〕

○3番（伊東正吾君） 議長から許可をいただいたので、一般質問をさせていただきます。

さて、国会議員のキックバックから端を発した、またもやの政治不信。この婦恋も例に漏れず、いや、以前からかもしれない行政不信。これはいつ頃からなののでしょうか。どうしてでしょうか。村民の思いを酌み取れない行政。村民の意見を味方にあらがわない議員。事なかれ主義の議会。どこを切り取ってもグレーなやり取りに村民はうんざりしているのではないのでしょうか。

新たな年度を迎えるに当たり、まだもう1年、もう1年、私を受け入れてくれた村民の方々、それから議員の諸兄に感謝いたします。

さて、一般質問です。

今会期中の予算にもありましたシンガポールへの職員派遣の件。

村長の話の中で過去に多々出てきましたインバウンドとキャベツの輸出が、まさに現実のこととして第一歩と種をまこうとしているわけですね。ところが、内容といえ、今1歩も2歩も3歩も4歩も出遅れいるのが現実ではないのでしょうか。プランはあるのですか。あらゆるニーズに対して対応できるように話合いを持たれたのですか。今さらですが、今から遅くありません。各担当課長、JA組合長、国際協会会長、観光協会会長、そして観光振興特別対策委員会の面々を集めて話合いの機会を早急に持つてはいかがですか。明日にでも。

次に、予算議会の在り方について。

今議会の中で、観光商工課の予算説明の中で観光協会のプレゼンテーションがありました。が、予算の使用に関わらない話でがっかりでした。ただ、ほかの補助金や助成金団体に先んじてプレゼンテーションを敢行したことに賛辞を送ります。各団体は資料もないのが現状です。予算をもっとくださいとプレゼンテーションをしてはいかがでしょう。また、予算決定会議の3月定例議会ではなく、12月に各団体プレゼンテーションを行ってはどうですか。正確な内容も分からずして賛否を問われても困ります。ゆえに、必ず各団体のプレゼンテーションが事前に必要と感じております。

最初の質問に関係いたしますが、役所の外国人への対応が非常に悪いことを耳にします。言葉も通じない。文化も違う。そんな彼らを温かくバツアップできないものなのでしょうか。交流推進課や国際交流協会もしかりです。前記したように文化や言葉が違い、対応に苦慮するのは当たり前。彼たちが納得できるまで付き添ってしかるべきだと思います。

例えば、窓口が交流推進課で、対応が保健室、結果教育委員会などと、たらい回しなのが

現状ですね。かわいそうに、さぞかしその方は心細かったことだと思います。外国関連イベントも重要だと思いますが、まず足元からだと思います。村長が言うインバウンドとは何ですか。単なるツーリストを指し、インバウンドと表現をしているのですか。インバウンドとは各業界で考えが異なると理解したほうがいいのではないのでしょうか。

旅行者であったり、留学生であったり、労働者であったり、ネット時代ですから、輸出や海外通信販売もしかりです。これから先人口が減少する中、決定的な解決策がない以上、労働者や消費者として考えるのは当たり前です。大手宿泊施設や農家では人手不足の解消として、以前からなくてはならない存在になっていますし、隣町の軽井沢や上田では、外国人の購買意欲も無視できない存在になっています。近い将来、婦恋も外国人なしでは考えられない存在となることでしょう。農業立国、観光立国を目指すなら、早急に受入れプランを策定し、村民との融和などを考えるときだと思いますが、どうでしょうか。

前記事項ともかぶる部分がありますが、役所のホームページ、外国人に対して決して優しいとは思いません。翻訳機能は駄目なんですよ。そこに愛はあるんですか。そんなCMもありますが、世界人類の皆兄弟的な発想を持っていただき、対応をお願いします。そして、来村している方々には来てよかった婦恋と思っていただきましょうよ。決して外国人だけではないはずです。国内の方々でも優しさに勝るおもてなしはないはずです。

最後に、黒岩氏の副村長就任が決まりましたね。村内では賛否ありますが、村長、全国でも稀に見る副村長になれるように育ててください。私たちは期待しております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東正吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

来年度より2年間、自治体国際化協会シンガポール事務所への派遣を予定している職員は、本年度の4月より1年間、自治体国際化協会東京本部へ派遣し、勤務しております。東京本部での業務は、各自治体のインバウンド誘致や海外販路開拓の促進支援業務を担当しており、また地域おこし協力隊在籍中は、婦恋村観光協会においてインバウンドに従事していたため、現在は婦恋村観光協会との連絡を密にしながら、実体験による各自治体の例を参考に、能力向上を目指しております。海外での派遣先では、自治体国際化協会の業務の傍ら、本村の特命の使命に基づく業務に従事することとなっております。就任後は、自治体国際化協会の業

務と並行しながら、海外での多様化するニーズの調査を行い、現地での特産品の輸出入手続や、販売面での企業支援による販路拡大支援や、本村の食や体験を盛り込んだ観光や物産PRの実施などによるインランド誘致を促進するため、オンライン会議等を活用しまして、村内の関係機関を交えて検討を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目のご質問でございました各種補助団体からプレゼンテーションを12月に実施したらどうかというご指摘でございました。補助金を支出している各種団体から、12月にプレゼンテーションをしてもらったらどうかのご提言をいただきました。今回は3月6日に婦恋村観光協会から事業概要について説明していただきましたが、観光協会の取組を理解するよい機会になったと思っております。言われますように、各種団体との意見交換が重ねて、補助金の必要性を検討することは有意義なことであると思えます。限られた時間の中で各団体との調整が必要になりますが、まずは議会の皆様方の考え方をお聞かせいただいた上で、検討したいと考えております。

なお、村内の各種団体及び先ほども区長さんのいるところでも説明させていただきましたけれども、各地域の要望、これについては毎年度各団体、各地域の要望ということでお聞かせを願って予算に反映しておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、第3点目のご質問でございますが、伊東議員のおっしゃいますとおり、言葉も通じない外国人の方への対応は十分な配慮が必要だと認識しておるところでございます。在留外国人の増加に伴い、令和元年度、多文化共生基本法が公布され、地方公共団体の責務として国と連携し、多文化共有社会の形成に努めるとされました。婦恋村では、交流推進課を窓口とし、外国人の支援に向けた取組を実施しております。昨年の8月には、国際交流協会を立ち上げ、協会の支援委員会にて日本語教室を開催しております。過日の上毛新聞でも35市町村の日本語教室の開催状況ということで記事が載りましたが、婦恋村の事例が大きく掲載されてトップ記事でございました。ご確認いただいたことと思えます。

また、言葉の問題や生活環境などの相談を受け、外国人が生活で生じた問題解決の手助けを行ってまいりました。今後は、このような取組を生かし、関係課との連携を密にすることで、言葉が通じない外国人に配慮した役場内の環境づくりが必要だと考えております。特に、伊東議員のおっしゃいますように、こちらに行ってあちらに行って最終的にこっちも回ったということではなく、ワンストップで処理ができるような体制づくりを検討してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、2020年、総務省が改定した地域における多文化共生プランを指針として、今後婦恋村に合った多文化共生プランを策定し、住民とともに外国人に優しい村づくりを行ってまいります。婦恋村のホームページには、英語、中国語、韓国語の翻訳機能が備えられております。議員のご指摘のとおり、翻訳機能だけでは不十分な点も見受けられる状況と認識しております。しかしながら、定期的な掲示内容を見直し、変更を行った際のホームページの改修と、外国語にしたときの適切な単語の使い方や表現など、誤った伝わり方をしないようにしなければならない点など、事務の煩雑さも考慮しなければならないこともあるものと思われまふ。他団体の先進事例などの参考に研究を重ね、多言語に対応したホームページの実現に向けて取り組んでまいりたいと思ひます。

以上で伊東正吾議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行ひます。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ご答弁ありがとうございました。

まず一番最初に、シンガポールへの派遣の件です。

現在調査とかそういう段階というふうなことをお聞きしますが、これは実際に行つて、例えば旅行者これだけ婦恋へ突然行きたいと言っているんだけれどもどうしようというような返事が来たり、キャベツ売れますよと、今送ってくださいよなんていうような返事が来たらどういたしますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） シンガポールから50人が、ある学校からスキーに団体旅行で行きたいと、5年生が来ますよ。5年生が来ると、来年もまた5年生が来る。毎年5年生が来るというようなプログラムが組めればいいんですねというお話はさせていただきます。学校で5年というと毎年5年生が生まれますので、ひとつそういうところを生まれればいいかと、こんなふうにまず思っているところであります。あるいは、学校だけではなく、民間の方も大分日本に今インバウンドでお客様が既に見えております。軽井沢駅へ行つても、新幹線の駅を見れば、手ぶらで来て大きな買い物袋を、トランクを買つて大きな3つのトランクにお土産をみんないっぱい入れて帰ると。それから、軽井沢のホテルでは、団体客は受け入れませんと。1週間、10日、あるいは2週間、3週間、お金を持っている方々を、個人を長く泊

めるという方向転換がなされておるようにも伺っております。そういう意味で、今は草津も湯畑の周りを見れば、あれだけでも外国人がもう既にお見えになっています。ぜひとも婦恋村も近隣の地域とも情報を入手しながら、婦恋村内にお金が落ちるようにしっかり努めてまいりたい。

1点目、明日こうなったらどうするんだという話でございますから、それにはそれなりの対応をしっかり努めてまいりたいなと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 質問の内容的には、最後の何言葉だけ答えていただいたようなんですけれども、そのためにも村内で迎え入れ、例えば観光業中心になるとは思いますが、話し合いの機会をたくさんの時間を使って行えばいいのかなというふうに思っております。それから、例えば逆に就労したいという方々が見えるならば、JA組合長さんをはじめ、各関係者集まってやっぱり受入れ態勢というのができていない以上、インバウンドインバウンドと言葉は耳触りいいかも分かりませんが、何も整っていないところへ来ていただいても始まらないかなと。始まりの体制づくり、無駄や無理があってはいけないですから、必ず行ってほしいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今JAさんのお話が出ましたが、JAさんのほうも既に3年目ですね。外国にキャベツを輸出するという事で、村も若干の補助金も出させていただいてやってきております。そこに入っておるのは、婦恋のキャベツで一番ご指導いただいております東京青果さん、東京青果さんだけで今120万ケースほど扱っていただいておりますが、その東京青果さんを通して、その業者とシンガポールに輸出の検討を今まで重ねてきたということで、実は農協さん、組合長さんも村長、時期来たらぜひともシンガポールに一緒に行って交渉してこようやという話もいただいております。機を見てそういう準備も進められたらと思っております。

なお、シンガポール、いろいろマーケット調査をホームページ、あるいはインターネットで調査を今しておるところであります。例えばでございますが、JR東日本さんが既にシンガポールに店を出しているんですけれども、そこに婦恋村の日本一のキャベツを置いてくれないかというお願いもしております。まだ回答をいただけていませんが、本社まで話は一

応通っておりますが、回答はまだいただいております。いろんな面で輸出についてはそんなことで、いろいろマーケット調査をしておる段階であります、農協さんとは現在話しています。また、商系の皆さんともこういう時代だよという話はさせていただいておるところであります。

また、インバウンド関係でございますが、これはもう観光協会さんが中心で、また地域おこし協力隊で語学のできる方も何人かいらっしゃいますし、特に今回シンガポールに行く山田君につきましては、ロシア語も英語もできると。アメリカにも留学してきたという能力のある方です。そういう意味でタレントはあると私は確信しておりますので、観光協会を中心に、既にもう来ておるお客様がいらっしゃいますから、しっかり対応してまいりたい。

具体的な話は観光商工課長から一言お答えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

具体的に今現在、観光協会のほうでも英語に対応した職員も協会の中にいます。また、各種ツールを使いまして、来ていただいた外国人の方については対応を、ちょっと時間はかかってしまう場面も、慣れない言語ですとあるんですが、必死に職員の方で対応しております。

あと、今後の課題としましては、時間外に来られた方についてどうしてはいいか、そういったことを今現在検討を重ねておりますので、今後増えてくるであろう外国人の方に対して優しく対応できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

対応したいという言葉なんですけれども、村長も、課長も。対応じゃないんだよということなんです、僕の言うのは。その前、対応する前にどう対応するか、どうお迎えするかという部分のお話が大切じゃないかというふうに言っているわけで、その話合いを持とうじゃないかと。例えばとJAの組合長さんも何年も前から輸出したい、一緒にシンガポール行こうじゃないかと、そんな話じゃないんだよと。こういう話が来たときにはこう対応をしよう。事前に答えを用意しておこうよと、何パターンも。それに当てはめる、もしくはそういうことでお客さん取ってきてくれよと。逆に言うと、派遣する人は今手ぶらで行っているんですかという話ですよ。何をするか分からない。手ぶらで行っているんですかという話になっ

ちやいます。だから、対応できるように前もって準備をしようねというのが僕のお話です。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁。

○3番（伊東正吾君） 欲しいです。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 例えばでございますが、会社名は言いませんけれども、万座温泉のあるホテルでは既に台湾からのルート、自分で独立でやっておるところもあります。その他、自分で台湾、特に台湾でございますが、浅間高原でも企業名は申しませんが、段階的に増やしているホテルもございます。また、観光協会を中心に毎日それでビジネスをしておりますので、観光協会を中心にぜひともインバウンドについては私もやっていただきたいなと、こう思っています。また、語学のできる地域おこし協力隊、現在七、八人ですか、4月からまた入るのかなということでお願いをしておりますので、基本的に観光協会中心にインバウンドについてはお願いをしていけたらと思っております。そういう意味で、新たに組織をつくってというご指摘もございましたが、基本的には観光協会が中心で現在も進めておりますので、また鋭意観光協会のほうとも、私も確認をさせていただきながら、インバウンドには対応してまいりたい。

また、スキー場も冬場ありましたけれども、クーポン券発行で対応してきたと。どのぐらいの数字が来たんか、私実数は分かりませんが、外国人もゼロじゃないんだろうなという認識もおりますので、実態を解明すると同時に、今後とも観光協会との連携を図りながら、観光協会専務理事は観光商工課長でございますので、課長を中心にしっかりと対応してまいりたい、こう思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 海外派遣の件、ありがとうございました。

対応というんじゃなしに、いろんなことを考えていただけるということで理解しましたんで、次に、予算審議に関わるプレゼンに関していう部分で、ありですねみたいな表現で村長おっしゃいましたので、ぜひとも開催していただきたいなと。それも12月、時間がないときでしょうけれども、やっていただければ幸いかなというふうに思っております。というのも、各団体、各課の中に配属で、その中の予算ということで非常に見えづらい。見えづらいというよりも分かんないというようなところなんです。例えばですけども、社会福祉協議会、これ管理団体だと思うんですけども、幾ら出ています、これだけありますと。例えばベースが

あって、その上にこれもです、あれもです、それもですというようなことになると、総額幾らですかというような感覚にもなったりしますということで、分かりづらいですので、その辺分かりやすくというところが一番のポイントかなと。それから、各団体さん、顔も知らずして、この人誰やったかなみたいなことじゃ、補助金、それから管理している団体さんに失礼かなというふうなところもありますので、ぜひとも次年度というのは行っていただきたいなというふうに思っております。

それから、最後、利用者さん、外国人の方がたらい回しになったよという部分では、村長も納得できるお答えいただきました。たらい回しにならない。ホームページだって優しいもの、例えば言語がたくさんあるからどうしようかなんていうようなところがありましたけれども、この全体会議のときにも総務課長にお返事いただいたように、ホームページ、翻訳機能で自分英語翻訳日本語にしたときどういう気持ちですかとか、中国語を翻訳したときに読めましたかと、日本語として。というような部分があるんですけども、これ決して読めるもんでもなく、伝わるもんでもないような気がします。単に間に合わせ、格好つけということで翻訳機能を横っちょにスイッチというのか、バナーというの、何というんですか、つけているだけというようなところがありますが、その辺んところの回答、自分も見えて分かったのかというところの回答をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊東議員のご質問ですが、言われるとおり、自動翻訳機能については忠実に翻訳をされないことが多いと思っております。今ご指摘受けて、庁内で検討をしている中では、まず婦恋の概要については、それぞれの主要な外国語について、正しい表記のものをそれぞれ作ると。間違いのないように村の案内をすると。あと、細かいところにつきましては、全て翻訳できるものに頼むとなると、これ現実的には非常に手間がかかったり、煩雑になりますので、やはりちょっと不可能ではないかと考えております。ですから、その辺については自動翻訳機能をやっぱり生かしていただくしかないのかなと考えておりますけれども、今後、今生成AIとかいろいろ時代の流れでどんどん改良されてきていると思いますけれども、そういったデジタル化の基盤整備が進んで、自動的に正しく忠実に翻訳されるというような時代も来るのではないかとことを期待しております。まずは簡単な概要だけは正しく表示をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。第一歩かなと、その走り部分だけでもいろんな言葉で表現するの。

それから、前記、村長がおっしゃっていた言葉の問題に関してもできるやつがたくさんいんだよというふうな表現をされていました。観光交流協会の村おこし協力隊の方々に。その人たちの力を借りてはどうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 何名かの外国語のできる方はいらっしゃいます。特に、英語ができるのが数名、それから山田君についてはロシア語もできるという話であります。いずれにせよ、そういう方々はやっぱり場を通じて外国人来たときには対応できる、観光協会中心に対応はしてもらいたいなと思っています。

それと、現在婦恋村には婦恋便覧ができておりません。したがって、外国人が来たときには、婦恋村の全体の観光と浅間高原、鹿沢温泉、バラギ高原、万座温泉というところの観光情報の画像データと文字データ、これにつきましては最低限日本語と英語にできるデータは保有しておりまして、最低限イタリアのポンペイから来る、あるいはドイツのロマンティッシュ・シュトラゼから来る、カナダから来る、あるいはコーダレーンの方が来ると、最低限来た場合には、最低限英語バージョンと日本語バージョンの正確なデータだけはお話し、最初に来た方にはさせてもらっておると。ただ、こういうものをエンエキして、いつでも誰でも対応できるようにやっていくのは、これからの本当に正念場だと私も思っておりますので、特に観光協会中心に、あとホームページですね。単純にこう変えればいいのかという問題じゃ毛頭私はないと思っています。ただし、C h a t G P Tの速度、これは恐ろしいものがあると私は思っております。私も今幾つかC h a t G P Tを自分で使っていろいろ確認の作業をしておりますが、あと1年後には相当な頭脳を持つであろうと思っています。I C T、G I G Aスクールで子供たちには全て自分のi P a dを持つ時代、そしてI C T、あるいはA I、あるいはC h a t G P Tの時代でございますので、これからは加速度的に情報通信については、今まではこういうふうに来たものが今度はこういうふうになるということは間違いないと思っていますので、その辺特にインバウンドで外国人をお迎えするについては、そういうものに対する対応、それから文字転換あるいは会話、こういうものについては十分にそういうものを駆使しながら、S N Sを活用しながら、私自身も含めてしっかり対応してもらいたい、こう思っていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 3 番、伊東正吾議員。

○3 番（伊東正吾君） 村長、ありがとうございます。

しからばですが、技術の進化というのは加速度的に進化しております。ただ、デジタル化ということは、これはハード、ソフトあるとは思いますが、私は選択する個人のセンス、例えば機械をいっぱいそろえたからこれでオーケーだよと。C h a t を使うとか、A I を使うとかと、これもセンスの問題になってくると思いますので、正確な、もしくは何というんですか、皆さんのためになるような使い方で役所仕事、もしくは政治の言葉の仕事などを行うようにお願いします。

それと、最後お返事いただけなかったんですけども、副村長の件、村長どういうふうにお考えですか。お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 人事案件ということで、本議会の初日に人事案件、一番にご承認をいただきました。ありがとうございました。

現在引っ越し等をしておって、4 月 1 日からは赴任できるという体制になっておりますので、今後この議会終わり次第、連絡をより密にして、どこでどれだけのことをいつ何するかという手順を早急に詰めてまいりたいと、こんなふうに思っております。いずれにせよ、副村長を置きなさいよという意見ももう議会からも村民からもいただいておりますので、議会のご承認もいただきましたので、しっかりと対応してまいりたいなど、こんなふうに思っています。これで事務分担とか、どこでどういうふうにするか、役所内の体制も今考えておりますが、いずれにせよ、議会が終わり次第、年度末に向かって 1 日を迎えたいと思っています。

ただ、一日にして全て可能だとは思っておりませんので、いま少しラーニング期間を 3 か月なり置きながらしっかりと対応してまいりたいなどこんなふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 3 番、伊東正吾議員。

○3 番（伊東正吾君） ありがとうございます。終了いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で 3 番、伊東正吾議員の一般質問を終わります。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、8番、土屋幸雄議員の一般質問を許可します。

土屋幸雄議員。

〔8番 土屋幸雄君登壇〕

○8番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、地域おこし協力隊について質問をさせていただきます。

平成27年に孺恋村は地域おこし協力隊を受け入れてから9年ほどがたちました。その間、いろいろな分野においてそれぞれ活躍をされ、1年から3年の任期を終えて退任されて帰った人、村内に定住して就業されて働いている人もいますかと思えます。そして、地域おこし協力隊がいることが当たり前となってきたように感じております。

総務省の取りまとめによりますと、移住先自治体から帰属されて一定期間を過疎地に住んで、地域の活性化を担う地域協力隊の2022年度の県内の隊員数は171人で、2年間連続過去最多を更新されているとありました。これは市町村別にいきますと、上野村が前年比5人減の31人で最も多く、続いて我が孺恋村が10人増の26人、その次にみどり市が1人減で16人、みなかみ町が2人増で14人となっております。一方で、2022年3月までに原則1年から3年の任期を終えた隊員数は191人のうち、赴任先や近くの自治体に定住した隊員数は114人で、定住率は59.7%で、全国平均の65.4%を下回っております。これは都道府県別で下から10番目と低く、隊員が任期後に定住する割合が少ないため、任期が終わったときの隊員の定着率を増やしていくことがこれからの課題となっているとのことでございました。

そこで伺います。

1番目としまして、平成7年から年度別に何人の隊員がこれまで孺恋村に在籍していて任期を終えたのか。また、そのうち何人の隊員が村内に定住しているのかをまず伺います。

2番目としまして、定住した人の職業などが分かればお伺いしたいと思います。

3番目としまして、定住している人たちが長くこれから住み続けていくためのサポート体制はできているのかを伺います。

4番目としまして、現在孺恋村で大勢の隊員が活躍されていますが、今までに協力隊を受け入れるようになって感じたいろんな問題や課題を議論し、検証をされたことはありますか。また、それにより、今後新しく入る隊員に生かされる取組を行っているかを改めてお伺いをいたします。

続きまして、鎌原用水を世界かんがい施設遺産の登録を目指してを質問させていただきます。

世界かんがい施設遺産とは、農業の発展に貢献し、技術的に優れた水路や堰などを保存するため、国際かんがい排水委員会本部インドが建設から100年以上たった施設を対象に創設したものでございます。加盟国の申請を受けて、同委員会は登録の可否を審査することとなっております。登録施設を核とした地域づくりも期待されているとのことでございます。そこで質問させていただきます。

鎌原地区は浅間山の天明3年の1783年の大噴火により、土石流で埋没し、その上に再興した集落でございます。そのため、付近に湧水はなく、飲用、かんがい用水ともに引き水に依存することが運命づけられていました。そこで、水をどのように確保したかといいますと、言い伝えによりますと、天明5年頃のせぎぶしんでんまという言い伝えがあります。当時、噴火によって凶作続きで食べ物もなく、ほかの村より借金をして食いつないでいました。それでも水を引くために村民がおてんまに出てせぎぶしんをしていました。人々は食べ物もなく、母親たちは母乳も出ず、子供たちは痩せ細って泣いていても、それでも水を引くためにみんなでおてんまに行き、少量の水が村に流れ着いたときは村中の人泣いて喜んだという言い伝えでございます。

その後、15年ぐらいたちまして、大笹村が敷湯をしていました湯が冷めたため、それを柳井戸の付近、今のプリンスランド付近なんですけれども、そのところまで引くことになり、約37個のとき、秋の木々の落ちた秋晴れの月夜の晩に、村民は1丁毎約800メートル間隔に明かりを持って配置し、遠く離れた青山より見て土地の高低差を口達で知らせ測定し、水平線を定めたと言われております。山あり谷ありのところを何年間がかりのせぎぶしんでんまをしてようやく今のプリンスランド付近に2尺ほど水が流れついたということでございます。当時は食べ物もなく、豆煎りを分け合って弁当として働き、開通した鎌原用水は240年前から鎌原の生活を見続けている番人であると思っております。その後、水田は天明浅間押しの65年後に、1845年に村下地区に2畝の田んぼが開田をされて今となっております。現在の集落の復興、鎌原米の産地の形成に大きな影響を与えていると思います。

水源から集落まで8キロメートルを流れている用水は、命の源であります。そんな鎌原用水を世界かんがい施設登録に向けて取り組んでいただきたいと思います。考え方をお聞かせいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目のご質問でございますが、地域おこし協力隊についてのご質問でございます。

本村の地域おこし協力隊は、平成27年度に2名の隊員の受入れに始まり、令和5年度までに延べ40名の隊員を受け入れてまいりました。現在18名の隊員が活躍をしておるところでございます。平成27年度から令和5年度末までの間、任期満了や任期中に退任した隊員は22名おりまして、うち11名の隊員が村内に定住しております。

定住後の隊員の職業でございますが、観光協会や役場、社会福祉協議会への就職や民間事業者への就職となっておりまして、自身で起業した隊員も2名おります。

また、任期満了後の定住サポート体制でございますが、令和6年度当初予算にも計上させていただきましたが、隊員が起業や事業を引き継ぐ場合に活用できる起業・事業承継支援補助金制度や、隊員が定住するための空き家改修補助金制度を設け、この制度により隊員の任期満了後も引き続き定住に向けた支援をしております。

また、新しい隊員の受入れの取組につきましては、平成27年度より隊員の受入れを開始し、残念ながら任期途中で退任する隊員もございました。このため、現在では募集した地域おこし協力隊に申し込む際には、村が実施する現地説明会への参加を必須とし、現場を体験、確認した上で応募を検討していただいております。隊員の定住率の向上に向け取り組んでおるところでございます。よろしくお願いいたします。ご理解をいただきたいと思います。

2点目でございますが、鎌原用水を世界かんがい施設遺産の登録を目指してについてのご質問でございました。

世界かんがい施設遺産ですが、令和5年11月現在、世界で19か国、161施設、日本国内では51施設が登録されており、群馬県では甘楽町の雄川堰、高崎市の長野堰用水、直近では令和2年に前橋市、高崎市、玉村町に広がります水田に用水を供給する天狗岩用水が登録され、3施設となっております。

鎌原用水は、土屋幸雄議員がおっしゃられるように、天命の大噴火からの復興に大変大きな役割を果たしているものと思います。いずれにいたしましても、登録に向けては用水を管理している皆様を中心となって取り組んでいくことが重要であると考えます。村といたしましても、群馬県や関係する皆様とともにサポートしていければと考えておりますので、よろ

しくお願いをいたします。

なお、私も高崎の長野堰の件、あるいは前橋の天狗岩用水の件、土地改良の関係で理事長さんもよく存じ上げておって、よかったねという話も聞いております。できればそういうところと情報を密にしながら県のほうにも相談をしてまいりたい、こう思っていますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 嬭恋村に協力隊員が20……

○議長（佐藤鈴江君） マイク。

○8番（土屋幸雄君） 嬭恋村に協力隊員が始まってから22名の11人が定住しているということでございます。定住している人はいろんな目的があって、それでそれなりに定住をしたと思うんですけども、そのうちの定住される前で帰られた人たちはどのような理由があって帰られていったのか、その辺のことを検証する必要があると思うんですね。これからいろんな対応、受入れ体制をしていくにはそういうことは分かって、もしその理由が分かっていると、調査とかそういうのはしたことはありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの土屋幸雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

任期満了または任期の途中で退任した隊員につきましてでございますが、家の事情とか、体の事情という隊員もおります。これらの隊員につきましては、残念ながらこちらのほうで詳しく追跡調査は行っておりませんが、今後もプライベートな部分に入らないところでこちらのほうで確認しながら、統計を取っていったらいいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 追跡はしていないということでございますけれども、また嬭恋村に3年間、1年いて、また将来的に嬭恋村にも来たいということがあれば、またそういう人でも受け入れる可能性があるのかどうか。嬭恋村を一応知っているわけだから、そういうことがもしあったら受け入れる体制ができていいのかどうかお伺いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の受入れにつきましては、住所要件がございまして、住民票の住所を都市地域等から村のほうの過疎山振地域に移動することが確認できれば、地域おこし協力隊として受け入れることは可能となっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 婦恋村に定住した職業を聞きますと、役場職員になったとか観光協会へ入ったとか、あと起業した人が何人かいるということでございます。こうした人たちは本当にこの婦恋村に、先ほど下谷彰一議員が質問したように、人口を増やすために婦恋村に本当に貢献している人たちです。地域協力隊もこういった婦恋村の人口を増やすための施策で取り入れていると思うんだけど、隊員たちがこれからの受け入れるこういうことをさせて体制づくりというか、村の基本のこととか、そういうこともやっぱこれから論議して、これから新しく来る隊員に対してもいろんなことを同じ目線で、来る前からいろんなことをしていかなきゃならないと思うんだけど、その辺のことをいろんなことをこれまでの反省点として感じていることがもしありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁にもございましたが、村内に定住している方が11人ほどおります。今後先ほど答弁にもございましたが、村といたしましては受入れ体制としまして、応募していただく前に現地説明会を開催したり、採用決定後につきましては、受入先の所属の部分と地域おこし協力隊の担当の者がしっかり内容を確認と連絡を密にして今後のプランを立てながら定住していただけるような、活動に支障のないような形でこちらのほうで支援しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 現在婦恋村で観光協会に11人という大勢の隊員が就業というか、働いていると思うんですけど、この観光協会がこれまで大勢の人をもし雇ってというか、運用していくに当たって、誰が束ねていて、その責任の所在とかそういうのは誰が監視してい

るのか、その辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

村のただ観光協会は事務とか、職業を見ますとそういう事務だとか電話対応とか、そういうのがいろいろあるんですけれども、そういうことはただ本当に観光協会の補完のために11人雇っているような感じがいたすんですけれども、本来の目的を本当に示していただいて、私はこういうことをしたいとか、そういうことの目的がなければこんなに大勢の人を雇って、この人たちが11人みんな婦恋村に残れるなんていうことはないと思うんだよ。確実な人をやっぱしそういうところを選んでいかなきゃ駄目だと思うんだけど、その辺の考え方をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

観光協会、現在11名から10人に協力隊員のほう減ってきてはおりますが、実情それぞれの隊員それぞれがそれぞれの夢を持って婦恋に来ております。それぞれ好きなこと、例えば洋服作りが好きな隊員であれば、そういった洋服を作ることを村の発展といいますか、ここに定住するコミュニティーをつくる、そういったものに役立てられればというようなことで、隊員一人一人がそれぞれの活動を通して村に貢献できるようなことも考えております。それとあわせて、観光協会という仕事の中で、村のさまざまな施設、あるいは村の地形風土、そういったものを知る意味では、非常に観光協会という場所が適しているということは切に感じておるところであります。議員おっしゃるとおり、今後も定住、任期が終わった後には定住できるように村としても協力していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 2月26日の上毛新聞に渋川市が共創指針を作成したと新聞に載っておりました。その目的は、受け入れる意義や行政側の心構えをまとめた共創指針を作成し、市と隊員がより同じ目線で地域の活性化に取り組めるようにする。協力隊の募集前から採用時、任期中といった各段階で、行政と地域、隊員それぞれの認識や活動状況などを確認するチェックリストを載せたとあります。こういう指針はやっぱ最初から来るとき、同じ私はこういうことをやりたいんで、この課に配属とか、そういうことをお互いに行行政側、受入れ側と、あと来る隊員とのそういうことは最初から分かって、目的をつくって、そういうこともある

程度必要なんじゃないかと、これから新しく入ってくる隊員を雇っていくには。同じ目線でぜひ婦恋村に来てもらうには、こういうことをこういうことでお互いに納得がいて、来る人と受入れ側があるんだけど、そういう体制を明確にしてこれからはいく必要があるんじゃないかと私は思いますけれども、そのような考え方をお聞きます。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃった渋川市の記事につきましては、私も拝見させていただいております。本村におきましても、渋川市のようなこのような形でチェックリストという形にまでは及んではおりませんが、受け入れてくる隊員、それと地域おこし協力隊の担当、そして配属先の所属長におきましては、こちらのほうに受入れになった後も、今後3年間において1年目、2年目、3年目においてどのような目標を持って、どのような自分の起業、または3年後の目標に向かって進んでいくのかという目標を立てさせて、こちらのほうで連絡を密にして都度チェックしておりますので、今後そのような形で、渋川市のようなチェックリストのようなものが作成できればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 未来創造課長が答弁いただきましたとおり、これから受け入れる態勢は本当に婦恋村に住んでもらう、その地域活性化をするための隊員募集だと思うけれども、そういうことが本当に重要なところがやっぱり残っていく。同じ目線で、来る人も3年間来たらここに住んで定住するとか、そういうことが一番重要だと思うんで、そういうことのお互いの確認をしっかりと、これから受け入れていけば、また地域協力隊も大勢の方が来ていただいて、定住率が上がるんだと思うんだけど、それが一番重要なことだと私は感じております。

それで、1つのやっぱし職場に11人も雇うなんていうことは、これから目的を持って各課にそれぞれの農林振興課には4人か5人いるんですけども、それは農業の就業だとかいろんなことで特化していろいろ来て、隊員それぞれの目的で本当にしていると思うんだけど、観光協会の人は目に見えないですね。これ観光協会どんな仕事をするのかということも。だから、その辺もよく精査をしてこれから取り組んでいただきたいと思います。また、そのように考えていけるのかな、婦恋村はこれから。

それと、あと今年退任するのが3人いると思うんだけど、その人たちは定住するの
しないか、退任して帰るのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今年度退任する隊員が3名おりまして、1人は観光協会のほうに就職という形になってお
ります。もう1人が、この隊員につきましては今農業のほうに従事しておりまして、この隊
員も定住という形になっております。もう1人の隊員が自分で起業いたしまして、この隊員
につきましても定住しているということになっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ありがとうございます。いずれにしても、村と受け入れる体制、
来る隊員の同じ目線ですということがこれから重要だと思うんで、ぜひともそのことは実
行していただきたいと思います。

続きまして、鎌原用水を世界かんがい遺産にに登録するという事で伺います。

先ほど群馬県は高崎堰とか甘楽町の雄川堰ですか、これ登録されていると思うんですけれ
ども、鎌原の天明3年のあれもやっぱしそのとき水平の測量技術がないときに、本当に明か
りを持ってそれぞれ配置して水平を取ったという、そういうことが本当に重要な、昔は機械
も何もない時代にそういうことをして、8キロメートルの間を鎌原まで引いてきたんですよ
ね。それは本当に鎌原の復興の今の源になっていることだと。そして、今は鎌原米だとかそ
ういうことのブランド化もつながっているんだと思うんだけど、ぜひともそういう経緯
をあれをしていただいて、ぜひとも取り組んでいただきたいと思うんですけれども、もう一
度その考えをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問にお答えさせていただきます。

私もあの甘楽町の現場は見に行つてまいりました。きれいな水が流れて、当時に造った堰
が今も水がとうとうと流れて、地域住民がその周りをきれいにし、そこに昔植えた柳の木が
あり、織田家の信雄がいた門を経て下にずっと流れるという用水でございます。これはすば
らしいなと思っています。

それから、長野堰って高崎市でございますけれども、高崎市は今のようであれだけの住居が、高崎新幹線の駅もできたりして駅前があれだけにぎわっておりますけれども、あの真ん中にもう江戸時代から堰を造って田んぼを造ったと。今のまちの真ん中であって、そこも私も見ました。横の土地改良の役員をやって副会長を仰せつかっていた方がいらっしゃったんで、そこも現場を見させていただきました。

それから、天狗岩遺跡、これが私は前橋行くとラーメン食べるんですが、ラーメン食べるところに行くときすぐ隣、総社町に天狗岩遺跡の看板が出ていまして、今土屋議員のおっしゃるとおり、あれだけの面積を今の吉岡から前橋の西部から玉村に向かつての用堰を造るのに、水平を出すのはどうするんだと、今言ったようなことを地域の人は苦勞をして苦勞をして堰を造ったと。

そういう意味で、群馬では大正用水とか、群馬用水とか、あるいは今言った天狗岩遺跡とか、あるいは高崎の長野堰とかすごい利根川を使った水の堰というのは、本当に世界のかんがい用水の遺跡の群だと思っています。

鎌原につきましては、土屋議員のおっしゃるとおり昔は鎌原の今の集落のところ、両方に水がこう流れておって鎌原用水が流れておって、生活用水、飲み水にも使った、洗濯にも使ったし、飲料水にも使ってきたっていう、あるいは防火用水にも使ってきたというあれがあったわけでございますが、現在は全部舗装されてしまいましたけれども、歴史は歴史で本当に苦勞して今日の鎌原の再興、水がなければ生きられないということを実証してきたと私は思っております。いずれにしても、村は当然サポートをさせていただきたいと思っておりますので、地元、区長さんを中心なのか、用水の組合があるのではないかなとも思われますが、地域のほうの方がぜひとも手を挙げてやりたいと、こう希望あればぜひともスクラム組んで、お願いするべきところがあればお願いしてまいりたいと、こんなふうにも思っています。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 前向きに取り組んでいただけるということでございます。鎌原用水は鎌原観音堂とともに浅間ジオパークの拠点というか、ジオサイトに有力なサイトになっております。もしこういうことが登録されれば、また鎌原の近くでそういったことが付加価値が出てくる。いろんな地域活性化のための人を集客するための材料になると思うんだけど、こういったことも本当に考えていただきまして、ぜひとも登録に向けていくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で8番、土屋幸雄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開は、午後1時より行いたいと思います。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時01分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◇ 大久保 守 君

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員の一般質問を許可します。

大久保守議員。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき一般質問をさせていただきます。

最初に、婦恋浅間寮についてであります。

現在、婦恋村では婦恋高等学校のスケート・スキー部の全国募集に合わせて、遠方よりの生徒の方が下宿先等の心配をさせないよう、婦恋村が1棟目を平成30年3月に建設し2名を受け入れました。その後、令和元年3月にまた遠方よりの部員が増えるというようなことで増築し、今回、新1年生をも数えると、現14名の入居者を数えることになります。村が運営している施設であります。

この寮の出身者で北海道から来られた広瀬君、現在はお存じのように、高崎健康福祉大学にてスケートを続けておられますが、インターハイでも、国体でも大変ご活躍なされた方があります。高校生のとき、朝日新聞の姉妹紙である「朝日ぐんま」のコラムに「村で運営する婦恋寮で生活しています。3食つきで部屋は個室、とても快適です」と書いてあります。親元を離れている中、寮母さんの手作り料理で3食心配なく生活できるのは、本当に本人はもとより、ご両親にしても本当にうれしい限りだと思います。

新年度のスポーツ科はもちろん全国募集をしたわけでありますが、予定者が全員婦恋寮に入るとなると、部屋数が足りなくなり、急遽1人部屋を2人部屋に改装してしのぐという荒業に出ました。広瀬君のコラムのように、現在の生徒たちは、やはり1人の時間が欲しいのだと思います。希望者の中には2人部屋になった理由で、婦恋高校入学を諦めた生徒さんもおられるやに聞いております。

そこで、まず第1に、このような事態になることは感じていたと思いますが、高校との連携はどうなさっておられたのかお尋ねいたします。

第2に、村長は議会の意見では即座に補正を組んでも、婦恋寮の増築をするべきだとの意見が大半でありましたが、ない袖は振れぬで逃げの姿勢であります。増築を令和6年度にする気持ちはあるのかないのかお尋ねいたします。

第3に、先ほどの質問に関連しますが、全員協議会の中、次期副村長の承認を得た黒岩彰氏が挨拶に来ていただきました。その際、私は「まさにスピードスケートのオリンピック選手であった方であります。今後の就任祝いに婦恋寮の増築をしていただきたい」と私は述べさせていただきました。新副村長がぜひとも造りましょうという提言をなされたら、当局は建設を実行するのでしょうかお尋ねいたします。

次に、文化ホールについてであります。

旧婦恋会館の建て直しが決定して、解体工事も終了して、いよいよこの13日には起工式が行われました。ホールを中心とした文化会館が2年後には完成する予定であります。愛称も一般公募で「サーラ婦恋」となりました。そこで正式名称は今までどおりに婦恋会館とするのか、それとも文化会館にふさわしい名称になさるのかお尋ねいたします。

また、当局は駐車場用地として旧商工会館の横にあります旧パイロット事業所所長官舎、通称三原ん家と呼んでおりますが、現在では三原区の方々が使用したり、社協、身障者の会の方が使用したりして利用度の高い建物ですが、解体することと決定したとのことあります。ここに来て大分予算超過している事業なのか、この位置にあるからこそ来られる方もおられるのに、あっさり解体してしまう予定であるのかお尋ねいたします。

最後に、入札についてであります。

過日、実施された文化ホール入札において1JVだけの入札執行となった工事がありましたが、いわゆる1社入札についての当局のご所見をお尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、婦恋浅間寮についてのご質問でございました。

浅間寮の定員数は、女子生徒4名、男子生徒8名となっております。令和6年度当初の入寮希望者は女子生徒3名、男子生徒11名となっており、その浅間寮の増築が難しい中、浅間寮の管理人さん、婦恋高等学校長、婦恋高等学校スケート部顧問の先生を交え打合せを行いまして、男子生徒の3部屋については、1部屋2名の相部屋で入寮していただくということで進めております。相部屋の件につきましては、入寮希望者や保護者の方にはご説明をさせていただいております。

次に、令和6年度におきましては増築すべきとのご質問でございますが、増築費用はその財源の全てを一般財源で賄うこととなり、基金残高の逡減している中、また債務残高が増加傾向にある中で、6年度中の増築は難しいと考えております。

また、副村長、黒岩彰氏から婦恋寮の増築の提言があった場合でございますが、今後の婦恋寮の増築につきましては、財源措置も含め副村長を交え協議していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、新婦恋会館の名称はどうするのか、旧国営開拓事務所所長庁舎いきいきセンターの解体についてのお尋ねでございました。

新婦恋会館の名称はどうするのかというご質問でございますが、新婦恋会館の愛称募集について当局より提案を行い、婦恋会館建設工事建設検討委員会において協議され、新たなる愛称募集を行うこととなりました結果、公募による応募総数455点の中から「サーラ婦恋」が選定されました。現在使われている婦恋会館の名称は、昭和50年に施設が完成し、それより使われた村民からの愛着、親しみが持たれております。また、公民館としての役割から東部公民館という名称もあり、この名称も浸透していると感じております。

今後については、公募により決定した「サーラ婦恋」の名称につきまして、多くの方々に知っていただけるよういろいろな場面でPRを行い、施設のオープニング時には愛着、親しみが持てる名称となるよう努力していきたいと考えております。

また、会館に合わせて、施設の設置管理条例の改正が必要となりますので、新施設の名称を「サーラ婦恋」に変更し、村民への周知を一層図ってまいりたいと考えております。

次に、旧国営開拓事務所所長官庁舎いきいきセンターの解体についてでございますが、11日

の総務文教常任委員会での全議員の参加をいただきまして、サーラ婦恋の今後の工程及び今後の発注予定等についてをご協議いただきました。また、併せて、現在のいきいきセンター、土木事務所車庫付近の駐車場進入道路整備につきまして説明をさせていただいたところでございます。

サーラ婦恋建設計画においては、当初より駐車場台数の確保が最重要課題であり、そのために鋭意検討を行ってきた経緯などについて説明をさせていただきましたが、いきいきセンター利用者の皆様の施設活用状況やご意見を伺うことが不足しているのではないかとのご指摘がありました。当局としても、時間をいただき検討させてもらいたいと回答させていただきましたので、いきいきセンター付近の整備方法等につきましては、教育委員会と担当課を交え、また設計検討委員会に諮るなど、整備方針案について説明ができる段階になりましたら、議会に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、次の質問でございますが、1社JVだけに入札があったが、1社入札についての当局の所見をお尋ねしますというご質問でございました。

本件につきましては、担当の総務課長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、大久保議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。

本村では工事の内容や規模、金額等に応じて入札方式を決定しており、新婦恋会館建設工事においても、入札審査会で協議を行い、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、舞台設備工事の4工種に分け、条件付きの一般競争入札として入札を実施いたしました。

結果として、電気設備工事と舞台設備工事につきましては、1社での入札となりましたが、県の契約検査課にも確認をし、一般競争入札での1社での入札は有効との回答をいただいております。

入札審査会においても、結果的に1社だけの入札であっても、入札時点ではほかに入札に参加する同業者がいることを想定していることから、競争性はあると判断をしております。

また、1社での入札を無効とする場合、設計の見直し、再度の公告などで少なくとも約3か月程度期間が必要になることから、工事全体の工期が遅れることになります。

今回の1社入札につきましては、問題ないと考えておりますので、ご理解をいただきたい

と思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） それでは、1番の浅間寮についてであります。

村長は6年度についても建設はしないというような話であります。2人部屋でやっぱり今回辞退したという方がいるというような話を聞くと、やはりこれは先々考えて、1つはよく議会でも話になるんですけども、浅間寮にあって全国募集する、その1つの目的としては孺恋高校を残すためだと。それから、よく皆さんがおっしゃるように、吾妻線を残すためだという話が出ますですね。そうすると、2人部屋でなった場合に、だんだん収容人員が募集する人たちが少なくなってくるというようなこともあり得るというのが考えられると思うんですけども、実際に今話聞くと、校長先生とかそういう方とお話をしたというわけですけども、県教委はどういう考えなんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、この浅間寮の件に関して、2人部屋になるということに関して、県教委のほうとはちょっとまだうちのほうで打合せをしております。大変申し訳ないんですが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今の話ですと、大本の県教委と話をしていないと。基本的に校長先生、確かに孺恋高校を代表する方なんでしょうけれども、やっぱり最終的には県教委の意見が強いと思うんですね。

果たして、その県教委がもう2人部屋でいいよと。もうこの先、増築しなくてもいいよとなれば、それはそれでいいんでしょうけれども。果たして、その孺恋高校を残すために県教委も全国募集を許可したという話になれば、それを受け入れるものがなければならないわけですね。それで、我々の説明の中では、一番最初のとくと同じで、食事が提供できて生徒たちが通学できるような下宿先を模索するということを、役場のほうでは予算のときにその示しているんですけども、一番最初ときは、それを行ったわけですね。それを行ってあ

ちこち探して、真田屋さんが受けようかというようなところまで来たんですけれども、やっぱりそれも駄目だったと、距離がある。そういうような話の中で、やっぱり近くに生徒を置いたほうがいいというようなことで、じゃ嬭恋村で造ろうじゃないかという話になったわけですから。果たして、今回、文化会館があまりにも莫大なお金をかけ過ぎて、まだこれからかかるというような話の中で、やっぱり村長が言う、ない袖は振れぬと。確かにそうだと思うんですけれども、果たして、そのこれでいいのかというところあるんですけれども、村長、どうでしょうかね。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の質問にお答えをさせていただきますが、これでいいのかというのは、嬭恋会館にはこれだけお金をかけてという意味じゃなくて。今の嬭恋寮についてそのままでいいのかというご質問ですか。

○11番（大久保 守君） 建てるわけだからしょうがないけれども。ない袖は振れぬとよく村長、最近言いやすいんですけれども、果たして、その浅間寮でもそれを通じることができるのかと。

○村長（熊川 栄君） 浅間寮に今後どうお金をかけるのか、それが正しいのかという趣旨でございしますか。

まず、嬭恋高校に全国募集をお願いしようやというお願いを県のほうにお願いしたのは、申し訳ございません。熊川栄、私でございます。そして、県の福島、当時教育長、その後、吉野教育長、その後、笠原教育長、そして現在の教育長さんも引き続いて、今、県のほうでお金をつけていただいて嬭恋高校の存続のために、これも私、陳情書を出してきました。書類は全部陳情の書類も出して残してありますので、いついつか、どういう陳情したかも残っておりますが、今現在、嬭恋高校は全国募集をするための県のお金でいろいろ協議をしていただいております。村のほうでも全体でみんなでどうするのかという協議会もつくっていろんな協議を進めていただいております。

その前に、まず嬭恋寮の話でございますけれども、当時、全国募集しようやということで1棟をまず造らせていただきました。その後、また増員があるということで2棟目も議会にご承認をいただきまして、2棟目も造ったということでもあります。

原点のときの嬭恋寮につきましては、1部屋2名という想定で1回目造らせていただいた経緯がございます。その後、足りないということで、増設するについては共用部分の食堂と

かお風呂場ですね、バスルーム、こういうものについては共用部分がありますので、増築分については全ての生徒が全部入れる部屋に確保できますよということで、2棟目、さらに5,000万円のお金をかけて議会のご承認もいただきまして2棟目を建てたということでございます。

その後、ご存じのように、広瀬君が大活躍をした、ワールドジュニアでチャンピオンになったと。広瀬君のお父さんは、黒岩彰さんと物すごいお友達であります。入寮のときにお父さんも、お母さんもお見えになられまして、いい婦恋寮ができましたねというお話もいただいております。その彼がまた卒業なされるとき、今度は健大高崎に入学なされたということでございました。また、宇都宮からお見えになられた彼は、こちらは卒業なされた後、明治大学に入学したということで、着実に婦恋寮に入っているところに入學もできて、さらにスケートをやるという実績もできてきつつあると思っております。

そこで、確かに私も十勝にも行きました。長野県の佐久市並びに下相木村、南相木村、南牧村、さらには川上村も陳情に、婦恋高校に入っていただきたいという陳情にも行きました。それから、十勝も行ってまいりました。施設も見てまいりました。やはり、自分で見て、何としても婦恋は、やはり婦恋高校はスケートについては日本一の高校であるという実績もございますので、何としても全国募集を通して存続をします。併せて、関連すれば万座・鹿沢線の件、あるいは三原地域という長い長い商業、あるいは学術的な地域として歴史と伝統のある地域、これの維持発展のためにも、ぜひとも婦恋高校は必要だと、必要であるという大前提に基づいて今日まで積み重ねてきたわけでございます。

ご存じのように、ここに来て婦恋高校に行きたいという生徒がたくさんおります。特に黒岩彰さんにおきましては、南相木村の菊池村長さんのお嬢様が4名おりまして、全部スピードスケートだけでなく、フィギュアも、あと短距離もいらっしゃいました。それらのコーチもしたということで、南相木村の村長さんのお嬢さんなんかもコーチをしたということで、あの辺の方もみんなよく存じ上げていらっしゃいます。ぜひとも日本一のスケートで知名度のある婦恋村でございますので、みんなで協力し合って、そして婦恋高校を存続するために、そしてまたスピードの婦恋高校という、このプライドを、ブランドをしっかりとみんなで守ってまいりたいと思っております。

必要なら必要に応じて議会ともご協議をして、必要な時期に必要な財政措置を講じて建てるものは建てたいと思っております。ただし、県立高校でございますので、立ち上げるときに、議員の皆さんが誰もが8万5,000円補助金出してもいいですよと言ったんだけど、群馬

県の高次教育課のほうは公立高校でございますので、嬭恋村だけの1人の生徒に8万5,000円の補助金を出すのはまずいのです、ぜひとも村長さん、3万5,000円の範囲にしてください。これは議会にも承認して、当時了解を得て、これじゃしょうがないねと。村は全部出してもいいと言っているんだが、県立高校の立場からすると、嬭恋の生徒だけに8万5,000円もみんな補助金出すというのはまずいので勘弁していただきたいということを言われたという経緯もございます。

そういうこともございますので、高校そのものは県立高校でございますので、県とよく協議をいたしながら、また議会の皆さん、村民の皆さんとも情報共有しながら、正しい道に向かってみんなで嬭恋高校の存続ということで取り組んでまいりたいと思っていますので、よろしくをお願いをしたいと思います。ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今の村長の答弁を聞いていれば、もう明日にでも造らなきゃまずいじゃないかというような気がいたしましたけれども。確かに村も補助金出して、当時は尾瀬高校がスキーの選手を集めていて、県教委はそのお金しか出していないんで、嬭恋高校もその横並びにしてくれということでたしかそういうふうと言われて、8万5,000円が全額出すわけにはいかないということで、尾瀬高校と同じにしたという経緯があると思うんですけども。

今、次期副村長の話も出ましたけれども、挨拶のときに、今全国でこれほど注目されているところはないんだと、中学校どこを歩いても、その嬭恋高校というのが全国でただ一つだけですよ。自分の学校がトラック、スケートリンクを持っていると、それもあるし、合宿所を持って生徒を受け入れてくれるということはないので、とにかく各スケートをやっている中学校を回ってみれば、嬭恋高校はすごいんだよと、説明がございました。

だから、私は今、村長が言うとおりの、嬭恋高校を存続させる、万座・鹿沢口を存続されるとなれば、それはやはり無理してでも、造るべきだというのが意見なんですけれども、村長は皆さんのご意見を聞いてというような話になれば、それはそれでしょうがないかなと思うんですけども、やはり本当に考えるんだったら、今の村長の答弁なんか聞いていれば、もうすぐにでも造らなきゃまずいんだなと自分は思ったんですけども、どうでしょうかね、村長。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

質問に対して端的にお答えをお願いします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） あくまでも群馬県の高校教育課とよく協議をして、私は造ったほうがいいと当然思っておりますが、私どもの婦恋村立ではございませんので、それはご理解いただきたいと思っています。村の村長とすれば、全国募集をお願いしますと言ってきたこともあるし、そしてさらに違うカリキュラムについても、お願いしますと陳情もしてきましたし、平田現教育長もそれにもものをもって予算化してもらって今検討もしていただいておりますので、私の気持ちとすれば、存続するために今までもやってきていますので、できるだけ早めが一番いい方法を県ともしっかり協議をして前に進めたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 村長の言うことももっともかなというところあるんですけども、やはり今の若い子ですから、2人部屋で暮らすというよりもやっぱり1人部屋でもう慣れてきた子たちですからね。やっぱり1人部屋を提供させてやるというのが、やっぱり貸主の務めかなというところがありますので、早いうちに県教委とも相談なさったり、また婦恋も余裕ができるようならば補正でも組んで、なるべく一日も早く、建設に従事できるようなことを願って、これは質問は終わらせていただきますので、ぜひとも前向きに村長ひとつよろしくをお願いいたします。

そして、次が文化会館のほうです。

今、村長の説明ですと、条例を変えてその名前は正式名称として「サーラ婦恋」というものを使うというような話でございましたけれども、募集はあくまでも愛称、愛称募集だったわけですね。愛称というのはあだ名ですね、早い話が。サントミュージーゼも、あれも正式名称は上田市交流文化芸術センター、それが公式名で、愛称がサントミュージーゼなんですね。だから、各地区を見ても、きちんとしたやはり会館名があって、その文化会館なり、そういうような芸術文化センターだとか、そういう名前があって愛称があると。あくまでも、その村は募集したのは愛称であったと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大久保議員のご質問にお答えします。

愛称について募集をするということで公募したんですが、この関係もこれからまだ開館までに1年以上ありますので、多くの方々に愛着、浸透するようにアピールした中でその上で

正式な名称として使っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 局長の答弁だとほんわりしているんですけども、やっぱり最終的には「サーラ嬢恋」が正式名になってしまうのかなというふうに今答弁だったと思うんですけども。それはそれでいいのかもしれませんが、あくまでもその嬢恋という、それがついていいのか悪いのかというところもあるんでしょうけれども、やっぱり正式名で嬢恋か何か入っている会館名であって、通称として「サーラ嬢恋」というような呼び名があるという格好のほうが、何とかな、重みがあるというか、きちんとした正式名を持つべきものではないかなと思うんですね。群馬県は特にネーミングを売ると、命名権を群馬県は非常に多いんですけども、例えば、群馬文化会館が名前を変えちゃったりとか、競技場も上毛新聞競技場とか何とか、そうネーミングを売っちゃって、その名前が変わっちゃっているんですけども、実際にはその正式名というのがあるわけなんで、やはりそれは「サーラ嬢恋」が悪いというわけじゃないんですけども、ちょっと軽いような感じがするんですけども、やはりその名前になってしまうんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃることもそうだなというふうに思います。いろいろな考え方あると思うんですが、愛称募集ということで発信したわけですが、検討委員会においては、基本的に愛称ということを一般的な意味合いからすると、正式な名前とは別のものということであるんですが、親しみを込めた名前ということで発信しようということで、愛称募集という形になりました。そのおかげで455点というたくさんの本当にどれをとっても親しみのある名前が応募されました。その中で「サーラ嬢恋」ということで決まったわけなんですけど、検討委員会としては、この「サーラ嬢恋」というのは愛称というよりは正式名称というような意識の中で進んできたということから、未来ある嬢恋の文化会館、生涯学習の核となる未来、本当に明るいそういった会館になってほしいというようなことから、今どきの名前ではないんですが、そういったことを意識し、「サーラ嬢恋」を正式名称として使っていきたいというところで今考えているところであります。ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 当局のほうがそれで決定するのであれば、ほかに村民が戦う武器

もないんでそうになってしまうんでしょうけれども、私はその聞いたときに、こんなこと言っちゃ失礼なんですけれども、齋場かと思っちゃったんですよね。最近、齋場がああいう名前のつけ方が多いので、あれなんてふと思ったんですけれども。愛称と言えば愛称、正式名と言えば正式名になるんでしょうけれども。当局がもうこれで決定だと言えば、私のほうはどうしようもないのかなというところでもありますので、大事にさせていただく名前ということでこれは終わらせたいと思います。

次に、いきいきセンターなんですけれども、やはりこれは先ほど答弁の中で使用なさっている方々と一度話を持ってというような話がありましたので、強くは言いませんけれども、ただこの前、総務委員会で出された図面の中で、村長も言っていたんですけれども、進入路、進入路が確かにあそこではないのかなという話になると、いきいきセンターもちょっとあそこにあってはまずいよなという気はするんですけれども、ほかにその進入の仕方というのはないんでしょうかね。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大久保議員のご質問にお答えします。

進入路については、いろいろなルートを検討されてきたわけですが、今のいきいきセンターの前から、いきいきセンター残して通っていくルート、また唐沢の左岸側、反対側ですね。そっち側を通って行って橋を渡って商工会へ入るといような形のルートも検討されました。川を横断する形は今の橋が非常に狭い状態なので、橋を架け替えなければならないというような条件が出てくると思うので、そんな中で条件的に一番今の右岸側ですかね、を通って入っていくのが一番経済的なのかなというふうに考えております。

また、この間の説明でもあったんですが、「サーラ嬢恋」の建っている地形が若干南から北へこういうふうに傾斜がありますので、なるべく水平に広場を使いたいので、できれば道と駐車場の間のところに多少ののり面ができて道ができて入っていくというような形がいいのかなんて検討しているところなので、まだ詳細設計ができておりませんので、そこら辺も新年度に入りましたらよく詰めて、また検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 了解いたしました。

できるならば、あそこは残っていい進入路ができればいいなと思うんですけれども、確か

に局長言うとおりの、安価に済むのはそのルートを取るのが一番安いのかなという気がしますし、かかるものがかかっているんで、そういう点は各主要団体と話をさせていただくということで、またもしなければ、芦生田のほうへ移るといような話も出ておるわけですが、芦生田に移った場合には身障者の方も使うので、それなりの改修はさせていただくということによっていいんじゃないでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 芦生田の今住宅になっている箇所を利用できればということであるんですが、また利用に際しても、トイレだとか水回りの関係だとか、いろいろな条件がありますので、また利用者のほうと伺いまして検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 分かりました、検討させていただくということで。各団体とよく意見を交わしていただいて進めていただければ結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは最後になりますが、その入札の件でございます。

今、総務課長おっしゃったとおり、これは一般競争入札なので、たしか1社でも、その一般競争入札であれば1社でも大丈夫と。地方団体だと意外とそれをオーケーとするのがまだ7割ぐらいなんですね。3割ぐらいが駄目だということなところもあるんですけども、基本的に国交省が言っていれば、その1社でも一般競争入札であれば大丈夫だということで、指名入札になるとまた話は違うんですけども。指名入札だと1社入札はいけないといううな話のようでございます。

ただもう一つお聞きしたいのは、今回、そのJVを組ませてやっておるわけですけども、2社JV、ほとんど2社JVですね。今さっき総務課長の話ですと、条例かな、の中で見ながら2JVにしたといううな話なんですけれども、私から思うと、例えば、建築、電気、今回非常に大きな工事なものですから、例えば、西部小学校の体育館なんか7億ぐらいで3社JVにしてあるわけですね。その2社JVにしたという根拠というのは何なんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 2社か3社かというのは、ちょっと私のほうもはっきり言えない

んですが、いろいろと設計者とかいろいろその関係者の中との協議で2社JVでこの事業は遂行できるんじゃないかという、そういう判断の下で2社JVということになったのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） それは指名委員会でどうのこうのというじゃなくて、設計事務所が強く出たという話でなっちゃうのかな。

というのは、私が思うに、親がいて子が今回1つついているわけですね。例えば、子が2つつくと、あの指名でいくと、村内の業者が子が2つつくと、今はでかいところが1つ、みんな持っていっちゃうお金を。それで、残りを子がつく。子が2つあれば、その親からの取り分が地元へ2つ残るわけですね。今1つだと、地元1個しかないから、地元に落ちるお金がそこしかないわけです。2個あれば2個、そこへ落ちる。だから、そういうので考えると、婦恋の活性化を考えれば、3社JVでもよかったのかなというのが思いがあったもんですから今聞いたんですけども、そこら辺はやっぱりなかったんでしょうかね、そういう考えは。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えします。

JVの関係、課長が指名委員会の委員になっておりまして、その中で話をしていたんですが、この関係、2社にするか3社にするかについてもあったかと思うんですが、県の契約検査課だとか技術センターのほうと相談した中でいけるんじゃないかというふうに判断した中で2社になったという形です。

お金の話もあるんですが、JVすることによって、この子になる業者が村の業者さんになるケースが多いんですが、業者の育成だとか、そういう面を含めてJVを組んで実施していくということで進んだというような経過になります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今、局長の答弁を聞けば、逆に3社で技術的なものを教える小さい会社をもう一つ造らせたほうがよかったのかなという気はしますけれども。金額が少ないときは3社、でかくなりゃ2社かと。これまた変な話であるのかもしれませんが、これは村が決めることなので、我々がどうのこうの、議会が言うわけではないんですけども、次回何かあれば、やっぱり小さい会社を育てるというような意味であれば、少し考えていただけ

ればと思います。

そういうところで、今回、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で11番、大久保守議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、10番、伊藤洋子議員の一般質問を許可します。

伊藤洋子議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

初めに、1月1日に突然、能登半島地震が起こりました。被害に遭われた多くの方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く元の生活に戻れることをお祈り申し上げます。

私は、この災害が起きたときに、柏崎の刈羽原発のことがとても心配になりました。なぜなら、福島第一原発事故のときにキャベツ農家の方やシイタケ栽培の方に影響があったからです。新潟は福島の半分の距離になります。婦恋村の農業と観光を守るためにも、原発再稼働はさせないということを一言申し上げて、質問に移ります。

まず初めに、鎌原観音堂周辺整備についての最終確認をさせていただきます。

昨年の大きな事業であった鎌原観音堂周辺整備は、工事発注の件で当局が地方自治法に反する手続、議会軽視の姿勢を取ったことなどにより工事が大幅に遅れました。

そのことにより順調に工事が行われているのか、散策路や道路脇に植樹した草木はちゃんと根づくのかなど心配です。そこで新たに工事契約を結んだ内容に基づいて質問をいたします。

1つ目として、工期ですが、このところの大雪で心配になっているところです。3月15日、本日が引渡日になっていますが、無事に終えることができたのかどうかお伺いいたします。

②先ほど草木の根づきについてお話をしました。春になって芽吹かずに枯れていることがあった場合はどのような対応になるのか。工事契約の51条（2）の工事目的物に契約不適合があるときに該当になり、損害賠償請求の対象になるのかどうか、説明をお願いします。

また、損害賠償請求の対象にならない場合の対応はどうなるのでしょうか、併せて説明をお願いいたします。

2 番目の質問です。村の財政について。

令和 6 年度予算が先日成立し、4 月からスタートとなります。この予算の審議に向けて、村当局は新婦恋会館建設をスタートするので、村の財政が厳しくなることをお話しし、予算総額が過去最高額であることを示しました。この資料に基づいて質問いたします。

予算編成における 3 つの柱の一つ、財政悪化を最小限に抑える（基金残高の確保と将来負担の抑制）ですが、シミュレーションでは令和 6 年度予算に示されているのは財政調整基金 5 億円、ほかの基金 15 億円です。基金残高が令和 7 年では激減、運転資金として最低 10 億円は必要と書かれています。

基金残高の確保はできるのでしょうか。それはどういう方法によってできるのか、説明をお願いします。

② 3 つの柱の一つ、自治体経営の安定化（自主財源の確保と事業見直し）です。自主財源の確保は令和 6 年度では具体的にどのようなことが挙げられ、財源確保の目標額はあるのでしょうか。

③ 村長は自分が村政に就いてからの功績の一つに、財政の確立を挙げています。確かに平成 20 年度頃から基金高が増え、債務残高が減少していますが、令和 5 年頃より基金が減り、債務残高が増えています。このままでは前村政のときと同じ状況になりかねません。厳しい状況になります。村長はいつも財政規律を守りますと言いますが、それは具体的な数値を挙げてきちんと説明をお願いいたします。

3 番目の大きな質問として、村民のための地域交通政策の策定についてです。

公共交通対策は村の重点政策の一つになっていますが、予算は若干減っています。そのような中で、村民に喜ばれるチョイソコバスや福祉タクシーなど様々な取組がされています。また、J R 吾妻線の活性化に観光協会などいろいろの関係者が関わり、乗降者数を増やす取組がされています。

現在のこうした取組をばらばらではなく、大きな目的に沿って多くの関係者で婦恋村の地域交通政策を策定することを提案します。

村長は、議会初日の行政報告で今後大事にしたい項目として、環境・食料・エネルギーを挙げました。公共交通政策は環境を守るためにも大事な取組の一つにあると考えます。

今後、少子高齢化が進む中では、村に住む人が自分の力で移動できる状況をつくり出すことが住みやすい村になるのではないのでしょうか。

私の説明だけでは伝わりにくいと思ひまして、長野県木曽町の交通政策の理念と一緒に資

料として配付させていただきました。このようなものですのでご覧ください。

地域交通政策の作成のために現在、実施されているＪＲ吾妻線活性化プロジェクト会議、またチョイソコについて話し合う地域公共交通活性化協議会、そして観光、福祉、交通事業者などによる組織の立ち上げを求めます。それで、先ほど求めた地域公共交通の策定をしていくことを求めます。

この３点について明快な答弁を求めて質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして３つの質問がございました。１点目は鎌原周辺整備事業について、２点目は村の財政について、３点目は公共交通の政策についてでございました。

それでは、第１点目の鎌原観音堂周辺の整備につきお答えをさせていただきます。

鎌原観音堂周辺ランドスケープ整備工事につきましては、議員がおっしゃるとおり３月15日が工期となっております。２月以降、幾度か積雪がありましたが、予定どおり３月15日の完成となっております。

また、草木の根づきにつきましては、今後、生育状況を確認しないと判断できませんが、明らかに受給者の責めに期すべき事由により根づかなかった場合は、損害賠償請求の前に、まずは履行の追完請求になると思われます。その他の理由に芽吹きのない草木が多くあった場合は、補植等により対応したいと考えております。

第２点目でございますが、村の財政についてでございます。

基金残高につきましては、令和５年度末の見込みで財政調整基金が約11億円、その他の目的基金が19億円と見込んでおります。令和６年度の当初予算では、財政調整基金は７億円取り崩すことになっていきますので令和６年度末で４億円、その他の目的基金は３億円を取り崩すことになっていきますので16億円になります。したがって、令和６年度末の基金残高の合計は20億円が見込まれております。

令和７年度の新婦恋会館建設工事費は14億円の予定ですが、過疎債が借りられないため、文化会館建設基金と国庫補助金等を除いた約10億円は振興開発基金を取り崩すことになるかと思えます。運転資金として基金残高は最低10億円程度を必要と思えますので、下回るようであれば、新たな借入れをしなければならないと考えております。

次に、自主財源の確保と事業の見直しについてでございますが、自主財源を増加させることは容易なことではないと考えております。最近では遊休施設になっていた旧平和不動産の跡地を令和4年度から貸付収入を得られるようになりましたが、令和6年度からは鹿沢いこの広場も僅かではありますが、貸付収入は得られる予定となっております。遊休施設の貸付けや不用土地の売却などを積極的に進めていきたいと考えております。

なお、目標額については特に考えておりませんが、できる限り努力していきたいと考えております。

次に、債務残高についてのご質問でございますが、令和6年度の一般会計予算書に掲載しておりますとおり、令和5年度末での起債残高は合計68億2,500万円でございます。令和6年度13億5,500万円の借入れを足して元金償還額7億4,100万円を引くと、令和6年度末における起債残高は74億3,900万円を見込んでおります。

なお、この内訳ですが、地方交付税に代わる臨時財政対策債が22億7,000万円、また過疎債・辺地債など交付税措置率の高い借入れを多くを占めておりますので、税収などの自主財源から返済しなければならない額は、全体の約18%に当たる13億円程度でございます。

今後、起債残高と返済額は増加が見込まれておりますが、財政の悪化を最小限に抑えるため、自主財源の確保と歳出の抑制を進めていきたいと考えております。

続きまして、3点目の地域交通政策の策定についてでございますが、人口減少や少子高齢化により公共交通の利用者は減少傾向となっており、交通事業者の独立採算では維持することが困難となっている中、本村においても地域公共交通施策に積極的に取り組むことが重要だと感じております。

以前よりお伝えしておりますが、チョイソコ婦恋が本年10月1日より本格運行を開始いたします。これに伴い、婦恋村地域公共交通活性化協議会を立ち上げることとなりました。

この協議会は、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保や地域の実情に即した輸送サービス実現に関し協議を行うとともに、地域公共交通計画の作成と実施に関する協議を行うための協議会となっております。

構成員には公共交通事業者や住民の代表、学識経験者、福祉、観光の交通関係団体等の方々がおまして、協議、合意により関係者間の連携を強化して様々な交通への発展を図っていきます。

今後におきましては、地域公共交通計画の策定により持続可能な地域旅客輸送サービスの提供を確保し、地域住民や観光客などの幅広い利用者が利用しやすい交通サービスの提供を

目指したいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、大きい質問の1つ目ですけれども、今日完成して引渡しを受けられるということで、まず一安心したんですけれども、先ほど草木の根づきについて説明がありましたけれども、それが受注者の責任なら損害賠償、発注者だったら損害賠償がないわけですけれども、その辺の区別はどこでどうされるのか。まだこういう冬の期間なので、春になって芽吹かなかったらそういう判断をするのかどうか、その辺について説明をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長が申し上げたとおり、今後の状況を確認しないと何とも言えませんが、その原因が一番問題になるところだと私も感じております。まず、それが工事の施工者によるものなのか、または植え替えのときのストレスによる枯れなのかというところが、すごく判断が分かれるところだと思いますので、その状況を見て、こちらでまた判断をさせていただいて、今後のことの対応につきまして考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の説明では、その状況を見てというと、それは春になってからなのか、その辺の判断が難しいと思いますけれども、それをいつにして、誰がその判断をするのか、例えば、県の技術センターなのか、受注者なのか、発注者なのか、その点について1点お聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

草木につきましては、その草木の咲くタイミング等、その花によっていろいろあります。その咲く時期によって、こちらのほうで判断はさせていただこうかと思いますが、枯れているのか、枯れていないのかというところの判断になりますと、ちょっと咲いていれば枯れて

いないのか、枯れているのかという、そういう草木について微妙な判断が多分必要になってくると思いますので、またその状況を確認してから、こちらのほうで判断させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、その点について契約書に基づいて、53条ですけれども、契約不適合責任期間等というので書いているのを見れば、もし私の文書の受け取りがちゃんとしていたらなんですけれども、2年以内でなければという、2年以内にその状況を見てできるという、これは契約になっているのかどうか。それさえあれば、2年以内で咲かなかったり、根づかなかったり何とかというのは判断できるのかなと思って読んでいたんですけれども、この点についてお答えください。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） そうすると、先ほどおっしゃったように、今度はこの2年以内に草木が根づいたか、花が咲いたかとかというのを判断したら、今度はそれが受注者の責任か発注者の責任かというのは誰が判断して、契約不適合とかいう名前になって補償の対象になるのかどうか。先ほど村長はもし受注者の責任だったら賠償だし、そうじゃなかったら、こちらの発注者が補填になるというんですけれども、やっぱりこれほどお金、お花には660万のお金だったんですけれども、それがまた村のお金を使って補填するようになっては困ると思うので、その辺、契約した会社とはこの53条のお互いが文書を持っているから、このように感じてちゃんと契約不適合として、ちゃんとやって受注者の責任になるのかどうか、その辺お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

先ほどから申し上げており、そこがまた微妙な判断になってくるとは思いますが、まず仮に、そちらに植栽した種類全てが全滅してしまったというような、明らかに見てその部

分だけおかしいだろうという、そういう状況になれば、受注者の責任になるかとは思われますが、大変申し訳ないんですが、その状況を確認してみないと、こちらのほうでも何とも言えないという状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） そうすると、誰が判断するのかというのも分からないみたいですが、この契約書に沿うならどうなのかというのも分からないというのが、私のほうがよく分からなくなっちゃうんですけれども、どうなっているのでしょうか。

ひとつただ心配なのは、本来4月10日の契約でちゃんとなれば、11月30日には工事が終わっていたわけだから、そうすれば、草木の根つきもきっと約束どおりになったでしょう。でも、いろんなことがあって遅れたから、この寒い時期の工事になったので、余計心配なので、もし発注者の責任が多い場合に補填するようになったらというのが、私としては一番の心配なんですけれども、その点については、村当局としては全然心配はないのでしょうか、答えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 植物の植えつけということでございます。キャベツの苗をやっても、キャベツの苗は80%苗がつけば立派なキャベツの苗と、8割以上は根づけばですね。そういう可能性のある植物を植えるということでございます。これは契約に基づきまして、信義に基づき誠実に話し合いを行い、しかるべくその時期でつかないものが何本あったということがあれば、真摯に話し合って解決をしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

100%多分、生ものでございますから、つかないと思いますが、ただ前例が多々あると思われましますので、私も調べますが、担当とも調べさせますが、いずれにせよ、そういう状況のものについては、信義誠実の原則に基づきまして、紳士的に話し合いまして、最終的には解決をしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 村長が契約書に基づいてお互いがそういうふうに話し合うというふうになっているから、そう述べたと思いますけれども、今キャベツなら80%つけば立派な根つきといったら、こういう契約書の中では何か何%までは発注者とか受注者の責任とか、そういうものがもしあったら、分かっていたら教えていただければと思いますけれども。

それでもう1点ですけれども、先ほど村長は補填すると言ったんですけれども、そのときに私としての考えとしては、もっと村のお花を植えたほうがいいという意見が結構、議員の中から出ましたので、一応、村民の人たちも花を愛する人が多くていて、そういうあそこをすごくみんなのものにしようという呼びかけでお花の提供をしていただいて、交流センターの室長が言いましたけれども、ボランティアの方もいっぱいいらっしゃるというから、そういうみんなの力でつくり上げるということを、もしもそんなことがあった場合にはそういう方向づけを要望しておきます。

じゃ、次の質問に移ります。

村の財政についてですけれども、村長は厳しくなったら新たな借入れと言いますけれども、例えば、平成17年のときのすごい厳しい状況になったときは、どこの金融機関も結構貸すのも大変だったと思うんですけれども、そういう中で、借入れを受けられるような、まだ財政状況、実質公債費比率が10.5だから大丈夫かなと思うんですけれども、その辺の借入れの見通しとしては、令和7年度なんかはまだできる村の財政状況なんでしょうか。その点、答えていただけたらと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

それは、私でも判断はできません。というのは、信用があるかないかということで金融機関は判断をすることになると思いますので、今、このくらいだったら貸してもらえらうとかいうことはちょっと判断できないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） そうしますと、先ほど村長は、今後は歳入の確保と歳出抑制が必要と考えるというのでは、これは平成17年のときも同じような考え方になって、村民には水道料金の引上げとかしたり、職員とか村長たちも含めて給与カットをしたり、議員も給与カットをしたりして5年間やったりしたわけですが、私としては、この財政の厳しさを招いたのは、誰の責任でもないここにいる私たちの責任になるけれども、それを村民のしわ寄せにしたいくないと思いますけれども、こういったことはしないで何か抑制をしたりしようと考えているのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在の婦恋村の借金は、平成17年のときを調べてもらえば分かると思いますが、193億円だったと思います。現在の婦恋村の借金は、総じて上下水道も入れて全体で90億円ぐらいかと思われます。100億円は切ってきていると思っております。

それから、基金残高ですが、全体の基金の残高で言うと今、約43億円ぐらいですかね、3月末現在。

それと今、財政は基本的に年間、1年単独主義でございまして、財政法上は1年で決算しなさいと。1年予算組んで1年で決算せいという財政法上の原則がありますけれども、ご存じのように、今、婦恋会館はもう債務負担行為3年にわたっておるということでございます。その場合にいわゆるキャッシュフロー、現金がなくなる状況、支払いがまとめてありますよということを考えると、そのキャッシュフローだけはしっかりと支払担当、会計管理者がしっかりと担当しておりますけれども、キャッシュフローだけはしっかりしておかなくちゃならんと、こういうふうに思っております。

それから、起債は最も有利な起債ということで、もう私は何十回も議員の皆さんに言ってまいりましたが、過疎債が最も有利な起債でございます。7割は国が負担してくれるということでございます。それに応じて臨時財政対策債というのがありますが、これも特別交付税、一般交付税を交付税算入できない赤字分について臨財債、臨時財政対策債ですね。臨財債も国も認めているということでございます。これについては、国が最終的に補填する債でございますので、それはご理解をいただきたいと思っています。

そういう意味で、いわゆるキャッシュフローについては、非常にタイトであるという現実がございます、婦恋会館の原因でございますけれども。それに対してまるっきりお金がないかということではないと思っています、基金がありますので。

それなので、昨年12月議会にもご承認いただきましたが、いわゆる役場等のあれについてはどうなんだという話がございましたけれども、基金全体から見ると約10億円は、約ですよ、約10億円は役場庁舎建設のために回せる基金だと私は現状では認識しております。

いずれにいたしましても、3年度にわたる債務負担行為で婦恋会館を今やっておりますから、一度に大きな事業でございますから、支払関係もキャッシュフローもタイトになってきているのも現実でございますので、その辺をしっかりと確認をしながら、2年後、5年後、10年後の財政状況を確認しながら財政運営をしていく責任があると思っております。

決して、昔の当時の実質公債費比率が25%を超えるというようなことは絶対にないと、そんなことはしないということはここで明言しておきますので、ご理解をいただきたいと思いま

す。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 確かに、平成17年は実質公債費比率が28.3とか29になったりしているのですが、いろんな措置をしたと思うんですけども、先ほど質問した、この財政規律を守るというのは村長としての数値というのがあるようでしたら、今のキャッシュフローと過疎債とか臨時債を使うとかというのも1つですけども、数値目標、やっぱり先ほど言ったように村民にまず迷惑をかけないでやれるか、水道料金を上げたりとか職員の給与カットしたりをしないでやれるという強い意思と取っていいのかどうか、もう一度お答えください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） いわゆる平成19年6月15日に成立いたしました地方自治体財政健全化法4つの指標がございますね。そのうちの実質赤字比率、一番重要な、これは25%以上になっちゃなんということ、これはそんな状況には絶対にさせません。それは確信を持って、現在もおります。

それから、将来負担比率、これも全然問題、これから話でございますので、将来負担比率についても問題ないと思っております。

ただ実質比率、実質赤字比率等については、かじ取りさえしっかりやっていけば問題ないと思っておりますので、いわゆる地方自治体財政健全化法、平成19年6月に成立した法律に抵触する予定は、私はないと確信しております。またそうあってはなんと思っております。

ただし、ここで何回も申しますが、まとまったお金が出る、しかも債務負担行為で行うという事業はありますので、それから何回も言いますが、キャッシュフローはタイトであるということでございますので、ここは慎重に無駄なお金を使わずに前にしっかり向かって、また村民にも説明しながら進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、実質公債費比率につきましては、もう議員の皆さんご存じのとおり、前からも説明しておりますが、婦恋会館を建設して今、起債を認めてもらいながらやっていくと多少は上がりますよと。3年度にわたっての赤字を計算して、合計した数字が実質公債費比率になりますので、多少は上がりますよと、10.何%かになっていますが、昔みたいに28%を超えてお金を使うお金が全然、投資的経費がゼロになるような状況にはございませんので、それはご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の答弁はしつこいんですけれども、二度と水道料金上げたりとか職員の給与カットをしたりとか、そういうことはないというふうに受け止めていいと理解していいんですね。

それともう1点、財政規律の数値というのは、先ほど村長が言った実質公債費比率とか将来負担比率とか、その4つの視点が基準を健全に守ることが財政規律を守りますということと捉えていいわけですね。はい、承知しました。

次の地域公共交通の政策の策定化についてです。

先ほど村長の答弁では、地域交通活性化協議会は、交通業者とか福祉、観光の方も入れて話し合う協議会が立ち上がるんだとかというふうに言いましたけれども、それはすごくいいことなので、いつ立ち上がって、組織はこういう人たちというのでは、後日の資料をいただければと思いますけれども、いつ立ち上がったんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

5年12月1日より要綱を制定いたしまして適用させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） そうしますと、私が入っているのはＪＲ吾妻線活性化プロジェクト会議に入っているわけなんですけれども、またそれとは別個でまたつくっているというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりですね。また別の組織として立ち上げさせていただいております。今回、この立ち上げさせていただきました公共交通活性化協議会につきましては、道路運送法、それと地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これに基づいて設立された協議会ですので、通称、法定協議会と言われているものになります。

ですから、ＪＲの関係のものとはまた別になります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） そうしますと、私は先ほど資料として木曽町のものをやりましたけれども、やはり地域交通がしっかりしていれば観光、商工、福祉、教育、本当にスクールバスから福祉タクシーからチョイソコバスからそういう地域交通がしっかりしていることがそういう観光なり、教育なりを守ることになるという基礎づくりだということで資料をお渡ししましたけれども、その地域交通活性化協議会というのが、そういったものを目標としてできたのか、何を目標として去年の12月に発足したのか、目的を教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

先ほど村長の答弁にございましたが、この協議会につきましては、地域公共交通計画を策定するという目的が1つございます。先ほど議員がおっしゃってありました他町の例の交通政策基本法というのがありましたが、この制定を踏まえて改正された法律になりまして、この先ほど申し上げた地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、総合的な公共交通のネットワークを形成を図る目的とした計画となっております。

このため、交通政策基本法を網羅した計画というふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） すごくそれは国のほうが出したから、目的として地域公共交通策定するというのではぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、私はその概念として、こういう今、地域公共交通が全国的に問題になっているというのは、交通権という新しい人権ができて、重度障害者が私も外に出たいという、そういう切実な思いから生まれて、今、交通権学会も出たりして、憲法22条の移転・居住の自由とか、25条のいつも村長がおっしゃる生存権、それから13条の幸福追求権、そういった人権を集合した新しい人権として交通権というのができていますので、そういったのもネット等で調べていて、婦恋村でもどこに住んでいても誰もが自由に移動できる権利が保障できる、そういった点もやっぱり目標にしてぜひ策定していただきたいと要望しておきます。

最後に、2つの質問ですけれども、この先日、13日の日に持続的な地域交通の実現を目指す未来へつなげる地域交通シンポジウムが高崎のGメッセで開かれましたけれども、各町村

の担当者が集まったというふうに言われますけれども、この会議にうちの村としては参加されたのかどうなのかをお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、都合がつかず、そちらのほうには参加しておりません。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） このシンポジウムの中でも確認されていますけれども、群馬県が一番、地域公共交通計画の策定数が少ないと言われておりますので、こういうのを話し合う中で、国のほうにいろいろと要望があったら助けを求めなければならないという助言をした教授もいらっしゃいますので、ぜひ先ほどの公共交通活性化協議会のほうでも、国に要望する点があったらやっていかれるといいなと思いましたので、よろしくお願いします。

それからもう1点ですけれども、先ほど、私が組織に入っているJR吾妻活性化プロジェクト会議とは違った組織という、JR吾妻線のほうでも、昨年9月に、10月7日だったかしら、国交省がJRとの関係では再構築協議会を立ち上げろというのを言われているんですけれども、その点にも何か真摯に答えていかないと駄目だけれども、以前の9月の一般質問で取り上げたときは、国からも言ってこないし、JRからも言ってこないから何もしていませんと言いましたけれども、このままで本当にJRのことが守っていけるかどうか、とても不安です。

その再構築協議会に参加していけば、例えば、先ほど国に何かあったらというと、要望してくださいと言われたけれども、エレベーターをつけたいとき、国が今3分の1は補助するとか、そういう再構築協議会の中で要望すればできるという点もあるので、このJR吾妻線を守ろうというのは、先ほど婦高の問題でも出ましたけれども、村民みんなの思いだったら、そこら辺も、もしかしたら前向きに捉えて再構築協議会のほうにも入ったかいいかどうか、ちょっと私が決めることでもないからなんですけれども、そういった点ではもう一度検討していてもいいかなと思いますけれども、その再構築協議会についてはまだ全然村としては検討されていないんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） お答えさせていただきます。

以前から申し上げておりますが、この再構築協議会につきましては、これも法定協議会というんですけれども。法定協議会につきましては、自治体または事業者からの申出で設立するということになっております。自治体というのは、群馬県またはこの嬭恋村ということになると思いますが、これ設立しますと３年以内に存廃の結論を出すということになっております。今のところ、村のほうからはそのような要望は出しておりません。事業者のほうからも、法定協議会の設立については何も要請は来ておりません。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、この再構築協議会について聞いたのは、ＪＲからも言ってこない、県からも言ってこないという中で、本当に乗降者数がどんどどこんど減っていく中で本当にそのまま維持してくれるかどうかというのが、私が心配なので、村長の確固たる吾妻線を守るという意識で、その構築協議会に臨めば、先ほど言ったように、万座・鹿沢口にエレベーターもつけられるかもしれない。もっと駅の改築、ストーブを置けるようになるかもしれない、そういった点はもう少し調べていただいて、本当にこうＪＲ吾妻線をしばらくはというか、しばらくは必要だと思っているので、守るんだといくんだったら、その点をもう少し深く調べたり、国交省に問い合わせたりしてぜひ検討していただくことを求めています。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、12番、大野克美さんの一般質問を許可します。

大野克美議員。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

一番最初は、役場庁舎の建設についてのまず質問です。

先日、私、サーラ嬭恋の起工式に参加したんですけれども、すごくうれしいなと思った面、

これでこれだけできたから随分のお金も使ったしね。先ほどからも出ていますけれども、大分資金も使ったし、これから大変な時代に入ってくるなというふうに感じました。

それで、次の質問なんですけれども、サーラ婦恋の建設で婦恋の基金はかなりもう使い果たしました。今後の役場庁舎の建設はかなり難しくなりました。

建設について質問なんですけれども、1、お金はほとんどサーラ婦恋に費やして残ってそんなにいません。厳しくなっております。何年後ぐらいに建設に入れますかというのが1番。

2問目、役場の位置決めですね。今後、大きな問題ですけれども、それはどのように進めていくか。それと、役場の規模と金額は大体、婦恋会館はある程度できたんですけれども、この肝心の役場の規模は村長なりにどれくらいを考えているか。もし案があったら言っていただきたい。

3番目、婦恋村の課題になっているのは、この上信道の進み方と役場の位置もこう関係してくるんですけれども、この辺との絡みはどうなっていくのが3番目。

4番目、役場庁舎建設金の基金、先ほどから何回も出ていますけれども、建設していくには過疎債とかもう使えないと。そうすると、頭金になる自主財源をどういう考えで獲得していくか、あればちょっと述べてほしい。

5番目、役場の今、ここで耐震基準、前も出ていましたけれども、いずれにしろ、遅れるとなると耐震基準の問題がまた出てくると思います。そのときにある程度手入れをしていくのか、ある程度していかないと使えなくなるかも分かりません。またどうなるか分かりませんけれども、その一旦、耐震基準を守るために延ばしてやっていくのか、どういうふうにしてこれをクリアしていくか。それについて答えていただきたいと思います。

大きな問題で2番目ですけれども、今、私たちは多くのこの同僚議員も言っていますけれども、この人口減少に伴う婦恋の将来についてです。こういうことを想像していくときに、質問があるんですけれども、婦恋村及び国にとっても、今一番最大の課題はやはり人口減少の問題です。それで、どうしてもどういう原理になっているかという、私とか村長は団塊の世代の生まれですけれども、約50年ぐらいはずっとバブルとか成長の時代が続いたんですね。ですから、こうずっと50年ぐらいは上り坂でいられたんですよ。だけれども、あまりバブルとか、そういうので浮かれちゃって、今度だんだんそれがはじけてきたときです。今、経済で言われているように、失われた30年、浮かれ過ぎたから、その次のちょっと静まって浮かれを直す時代が30年今かかっているんですね。それで、次の20年はどういうことが来るかという、今度は若い、年寄りの人が亡くなっていく期間、先ほど言いましたけれども、

団塊の世代にしろ、多分20年後はここにいるほとんどの人たちは多分もう生きていない。そういう時代を迎えるわけですね。それで、逆にその人たちが20年後に亡くなって、こう入れ替わるわけですね、若い人と。そうすると、今度、この若い、これから今の20ぐらい、30ぐらいの人たちが40、50になっていくときに食べていけなくしゃいけないわけですから、そのときそういう20年後の若い人たちは何で生活し食べていけるか、そういうことを考えないといけないんですね。ですから、その準備をしていったり、そういうことをしなければいけないと思います。そんなことを考えて、村長に質問です。

婦恋村の20年後、30年後、このさっき時代言ったように、私たちは一体、これ何で食べていく。そのためにどのような準備をしていかなきゃいけないのか。1 番目。

そして2 番目、先ほど言いましたけれども、特に高齢者の人が20年から30年かけてこう多分亡くなっていくと思うんですね。ですから、その準備もしなければいけない。そうすると、この今のお年寄りの方及び私たち団塊の世代の人たちがこれから亡くなっていきますので、どんなところにお金が必要なのか、またどんなことが一番問題になっていくのか。優先される、その項目は何だと思いますかと。これは高齢者の方が亡くなっていくときの問題です。

それで3 番目が、20年後の30年後の若者がこの食べていく職業は一体何なんだろうと。もちろん、今は農業とか観光で食べていますけれども、20年、30年後のここの若い人たちは一体何で食べていくんだと。そのために今準備しておかなければいけないことは何だろうかというのが3 番目です。

それで、大きな3 番目ですけれども、将来の事業を達成するため、先ほど何回も出て、いろんな事業をやっていくわけですから、その頭金になる、例えば起債がある程度有利なものも使えるのもあるし、そうでないものもあります。いずれにせよ、そういうものを使うにしろ、その頭金が必要わけですよ。

ですから、この頭金をつくっていくためのこの自主財源、これをどうするか。その中でも特に限りがあるのが、私は固定資産税だと思っているんですね。どうやったら固定資産税を上げるか。先ほども村長、幾つか言っていましたけれども、具体的なこれに見合うものがもしあるのか、それともないのか、その辺、現状、今考えていること、そんなようなことを述べていただければいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野克美議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目、役場庁舎建て替え建設についてということで、5点につきましてご質問をいただきました。

役場庁舎、通告にあるとおりに基づいてお答えさせていただきます。

通告には、何年後に役場建設するんですかとございます。役場何年後にするかということでございますが、現在、婦恋会館、約25億円で建設やっと思緒についたということでございます。

現在、先ほど来、キャッシュフローの話、あるいは基金残高の話、あるいは財政健全化の話、ご答弁させていただいてきておりますけれども、今後、基金を現在基金が振興開発基金が約14億ありますが、このうちの10億円は役場の建設に使いたいと思っています、まず10億円。それから、今後2億円ずつ5年、そうすると合計、現在の基金が12億円、すみません、10億円は振興開発基金、それから役場庁舎建設で2億3,000万円ありますので、両方合わせると12億円。続いて、今後2億円ずつ5年間やると、2億円ずつ5年間で10億円、合計22億円になります。22億円、例えばですよ。そうすると令和11年に22億円の種銭ができるということでございます。最低限このくらいの入りを量りていずるをなす、何回も言っていますが、ない袖は振れないとも何回も言っていますが、婦恋会館建設するのにも、平成26年から積立て積立て、細かいけれども、やってきたから今日があると。役場の建設についても、無防備に借金してできると、金がなきゃ借金もできませんので、しっかりとやっぱりお金をためて、そして並行して考えていく必要があると思っていますので、何年後に建設かという端的な質問がございましたが、令和11年、財政的にはその辺が着手が可能になる時期なのかなと思っています。

なお、令和11年とは、ご存じのように、上信自動車道が鎌原まで一応現在の予定では、上信自動車は完成の予定の年でございます。

続きまして、役場の位置の決め方はどうして決定するのか、また規模はということございまして、役場の位置の話でございますが、役場の位置につきましては、今まで議会とも視察をしてまいりまいりましたが、1つは大前区所有の細原地区、もう一つは大笹にありました青山地区ということで、議会も土屋幸雄議員さんが議長の時も12月議会で視察もしてまいりました。しかし、その時点ではお金についても、PFIということについても、株式会社ヤマトさんの担当を呼んで、PFIの勉強もしてきたという過去の経緯がございます。

我々といたしましても、どこに造るのかについては、今後は婦恋村民にとって一番利便性の高いところ、併せて上信自動車道のインターチェンジができる周辺ということが一番いい

ところだと思っております。そういうことを根拠に今まで議会も視察してまいりましたけれども、細原地区については、地代につきまして大前区のほうでは無償で提供してもいいよというお話を今までもありましたが、これはまだオフィシャルではございませんので、大前区と、正式にお話を始めてまいりたいと思っております。

なお、大前区の細原地区の土地につきましては、所有権が皆さんにもご報告させていただきましたが、我々も多少協力をさせていただきまして、大前区の名義になってきております。こういうことを前提に今後、地域の皆さん、さらには村民の皆さんのご意見、また議会のほうともしっかり協議をして決めるべきことは決めていくべき時期に来ていると思っておりますので、役場の位置につきましてお話しさせていただきました。

続きまして、上信自動車道との関係はというご質問がございます。先ほど申しましたが、令和11年には鎌原までは完成予定ということでございます。過日、議会でも上信自動車道建設工事事務所所長もお見えになって説明しましたとおり、詳細設計は完成しております。今後、議会の説明が終わったので、鎌原、芦生田、袋倉の説明会、役員による説明会、そして全村に対する説明会、その次、鎌原、芦生田、袋倉の全住民に対する説明会、これをするという話でございました。

いずれにいたしましても、あと5年後には鎌原まで上信自動車道は建設できるという予定で現在進んでおるということでございます。

また、あわせまして、鎌原から田代までにつきましては、令和7年度末までには整備区間の格上げということで、群馬県には要請活動しております。なお、県に要請活動したということにつきましては、関東中央整備局長と道路部長までは同じ趣旨の陳情を県のほうに陳情しましたという陳情をさせていただいております。

今後、議会の皆さん、また地域の皆さん共々、しっかりと田代までの整備区間の格上げの陳情については、しっかり要請活動をしてまいりたいと思っております。

なお、インターチェンジでございますけれども、ご存じのように、大笹・北軽井沢線、県道とぶつかるところ、それから東御・嬬恋線、ここも県道でございますので、ぶつかるところ、これは必然的にインターチェンジができると思っております。当然そういうことで話を進めてきております。それから、細原につきましては、以前からもお話しさせていただきました。また、地元の要望もありまして、大前インターチェンジということで細原の無番地28ヘクタールの一番上のところということで、議会にも説明は既にしてきておりますけれども、そのインターチェンジということで県のほうとの了解を取っておるというつもりでおりま

す。

ただ1点だけ、中原・大平の真ん中に造れという要望は大前区の区長さんから要望がございまして、これにつきましては、今現在、県とも協議中でございます。農協さんの意見も聞いて、農協さんもできたらということでもあります。2,000万ケースのキャベツの集荷場がどこにあるか、こういうことを前提に田代のほうでは想定750万ケース、大笹のほうでは650万ケース、干俣の500万ケースをこちらのほうにこのぐらいこのぐらいと、それから仙之入のキャベツは何万ケースでこちらのほうへこのぐらい行くであろうということで基幹産業の物流の産業道路としての位置づけの説明も今までもしてきておるところでございますが、上信道がそういう予定で進んでおります。

もう1点、鳥居峠と長野県サイドでございます。これは議会にも以前にも説明させてもらっていますけれども、鳥居峠を通過と、一応トンネルでと、それから国代行でということがあります。それから上田インターからは4キロにわたって、皆さんご存じのように、寒川までの間、旧真田町の境界までの間、これは4車線で来ますという話で進んでおります。ぜひとも嬭恋村内は信号機のない上信自動車道ということでございます。

ぜひともそういうことで進んでまいりたいと思っておりますが、役場の位置との関係は大野議員の意見でございますけれども、上信自動車道のラインの決定に従って、これを抜きに考えることはなかなか難しい。基本的なインフラは道路であると思っておりますので、しっかりと議員の皆さんとも協議をしながら、地区の要望も確認しながら、商工会からも陳情書が出ておって、議会も採択しています。また、農協さんもキャベツの輸送についての意見もございます。いろんな業界の意見、そして地域の意見、そして議会の議員の皆様の意見もしっかり確認しながら、一つ一つ着実に決めるものを決めてまいりたい、こう思っております。

ただし、すぐできるという話ではございません。5年後、10年後をしっかりと決めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目、役場建設の自主財源をどう確保するか。ここでも言っていますが、一番最後にまた自主財源の話がありますが、自主財源につきましては併せてお答えをさせていただきたいと思っております。

自主財源につきましては、基本的には今、上信自動車道の長野原、皆さん、前にもお話もさせてもらってありますが、上信自動車道の長野原の上信自動車沿いは土地が上がってきています。東吾妻沿いの地区については、土地が上がっているということでもあります。嬭恋村内28キロありますが、恐らくずっとラインが決まってくると、想定で平米100円、200円、

300円という値動きがあるのかなと想定しておるところであります。

あわせて、一番重要な大笹・北軽井沢線、十字路になりますが、これも今整備をしていただいております。何とか早く、今まで防災・減災の重要な道路、避難用道路という位置づけで、私が村長になったときの佐々木所長さん以来、中之条土木の所長さんにもお世話になって今日まで来ておりますが、しっかりと遊歩道に自転車が通れる道、やっとなんかここまで進んできました。これも忘れることなく、インターチェンジも引き続き結びつきたいということでございます。

そういうことで自主財源の話でございますが、こうすることによって、平米単価が幾ら上がるのか、ちょっと数字的なものはもう少し勉強する必要がありますけれども、固定資産税がある程度は上がるかなと思っております。ただご存じのように、バブルの頃の嬭恋村の固定資産税はピーク時15億7,000万、15億8,000万ございました。今は9億円です、固定資産税。基本的な税金は嬭恋村は村民税、住民税及び固定資産税であります。それなので、それが急激に伸びるかといったら伸びるとは思っておりません。今までも過去の経緯を見ても、ほとんど伸びていないというのが実態です。

ちょっと話がそれて恐縮ですけれども、リーマンショックの後に、つい先日、東京でちょっとある全国の会議でお話しさせていただきましたが、リーマンショックの後に国の税収を皆さんご存じのとおり、税収ですよ。国税5税あるけれども39兆円だった。来年度の国の税収幾らですか。69兆円ですよ。30兆円増えている。じゃ、群馬県の予算も比べてみてください。当時のリーマンショックの後の法人税収は1,800億円です。来年度の群馬県の税収予算、法人税を入れてですね、幾らですか、2,600億円。800億円増えている。じゃ、吾妻・利根中山間地域、中山間地域とは今現在は2.5%、日本の人口が1億2,600万人いるうちの2.5%しか人口はないけれども、面積は50%、これが日本における中山間地域、過疎地域であります。2.5%の人口しかいないんだけど、膨大な面積を持っている。じゃ、本当に税収は、国はこんなに30兆円も増えた、群馬県も800億円も増えた。じゃ、我々の吾妻は増えたか。嬭恋なんか全然増えていません。じゃ、群馬県内でも東毛増えたか、増えています。先日、田原市に行って、日本一の冬・春キャベツの田原市に行っているいろいろ視察しましたが、あそこはトヨタの工場があります。不交付団体が23あるという。税収が物すごい、トヨタ自動車の時価と発行済株式総数を掛けると50兆円、50兆円。だから、群馬でも太田なんかの法人税収はすごい。ただし、大野議員がいつも言う自主財源の話ですけれども、吾妻はそんな税収が全然ありません。じゃ、東毛はどうなんですか。東毛は入っているんです。地方法人税

が増えているんですよ。増えているところの自治体をああだこうだ言うつもりはございませんが、群馬県だって800億円も増えているじゃない。それを国にこの間言ったら、総務省の地方税担当者、いや、熊川さん、すごいこと言いますねってびっくりしました。いや、本当のこれ話なんですけれども、そのぐらい我々は財政的に中山間地域、過疎地域は厳しい。何だったら、みんな首都圏に集中している。人も、物も、金も、情報もみんな首都圏に集中しているという状況があります。そうじゃなくて、均衡のある国土のバランスの発展をするためには、我々みたいな中山間のところにも交付税等、あるいは特別交付税等で少し面倒見ていただきたいという主張をしたら、いや、すごい考え方ですねという総務省の交付税の担当の皆様に言われましたが、そういう意味で自主財源を、大野さんがいつもおっしゃいますけれども。我々も自主財源やるんなら、基本的には村民の税金、収入を一とこ増やすこと及び基本的には税金である固定資産税を少しでも上がることで、これに安定的な収入を増やすといったら、これしかありません。法人税収がぼっと増える状況にはありません。ただし、理論的に中山間地域、あるいは過疎地域、あるいは山村振興地域という振興ということを定義にするのであれば、やっぱり今の理論を町村会でしっかり国に訴えろとか、こういうことは戦略的に必要だと私は考えております。大野さんに対する、いつも大野さんが固定資産、自主財源と言っておりますので、ちょっと私の考え方の一端を述べさせていただきましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点だけ、20年後、30年後の主要産業は何か。農業、観光とみんな言ったけれども、じゃ20年後、30年後、何だっていって、大野さんは私にインドのトトの資金をうまく使って人材育成しようやと、こういうお話はありました。私もそれも一理もあると思っています。

なぜかというところ、I O T、全てのものがインターネットに通じるI C T、子供たちもG I G Aスクールで1人1台、i P a dを持っている時代、E T、C h a t G P T、あるいはドローン、あるいは量子コンピューター、量子コンピューターってすごいんだな。ゼロワンゼロワン、我々の言語はアイヌ語もあれば、いろんな世界に言葉が何千も何万も言語がありますけれども。基本的な我々の言語は今ゼロワン、コンピューターです。でも、もっとすごいのはやっぱり量子コンピューターだと思っています。その基本的な例で一番思っているのは、I B Mよりも最近こうだったんだけど、よく考えてみると、半導体を考えるとI B Mはすごいなという今評価を得ております。

それはさておいて、どういう世の中になるのかという大野議員の質問ですけれども、こういうことに対する人材育成は絶対必要だと思っています。それから、大野議員がぜひともイ

ンドのトトの財閥とぜひとも婦恋村の誘致をという話をいただいています、私もぜひとも賛成ですから、大野さん、ぜひとも1回実現しましょう。いや、言葉だけじゃなくて、やることをやって駄目なら納得するけれども、言葉でいうことは簡単ですけれども、やって駄目ならいいけれども、やらないで何もしないというのはやっぱりまずいので、ぜひとも大野議員の提案いただいていますトトの財閥との話し合いをしようということでございますから、私も。

〔「タタ」と呼ぶ者あり〕

○村長（熊川 栄君） ごめんなさい、タタでございます。アイムソーリー、ごめんなさい。タタでございます。タタと話をしようという話ですので、それは私も賛成でございます。そういう意味で、そういう人材を育成して、基本的には農業、観光でございますけれども、そういう人材育成をすることだけは必要だと、我々の次の世代のためにも人材育成だけは必要だということを次の50年後の婦恋の将来という話でございましたので、お答えとさせていただきます。答えになっている分となっていない分があるかもしれませんが、大野議員に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いします。

〔「5番の役場の耐震については」と呼ぶ者あり〕

○村長（熊川 栄君） 役場の耐震につきましては、これから設計に入る段階でしっかりと設計業者をお願いすると、こういうことになるかと思われま。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 違う。役場の耐震基準にどのように対処していくかという。

○村長（熊川 栄君） 役場の耐震、ここの役場の耐震。これはもうすいません。ここの耐震は既に、大野さん、嫌なほど知っているでしょう。平成25年、6年ですか、耐震をしなさいよと言って、だけれども、これ耐震したらこの建物に2億、3億かけるんですか。婦恋会館も耐震しなさいよ。昭和56年以前に建ったものは建築基準法は改正されて、東日本大震災、震災があった後、全ての建物を地方公共自治体、地方団体は耐震しなさいよ、診断。そのときに一番大きいなのは役場も、婦恋会館も、耐震しなさいという診断が、結果が出た。じゃ、耐震やろうかと言ったら、工事していると耐震の設計したり、操作したりすると3億、4億かかりますよ。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、役場庁舎の建設がかなり難しくなっている、今後、役場の耐震基準に対してどのように対処していくかという質問だと思うんですけども。そのことについてお答えください。

○村長（熊川 栄君） それについては、やっぱり当然、設計屋さんによく相談すると、こう

いうことに尽きていると思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

大野さん、まだありますか。

12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） じゃ、まあ時間も押してくるので。

ちょっと聞いておきたいのは、これから亡くなっていく方が先ほどいるという話ししましたよね。それで婦恋、大体どこの国でもどこでもそうですけれども、みんな亡くなっていくまでにはそういうサ高住とか、あるいは介護施設とか、そういうのがかなり必要になっていくんですよ。それで婦恋村、そんなに今あるという状況じゃないので、今、婦恋村の人は大体年取ってきたり、自分が介護をされたり、何か亡くなっていくまでは大体草津へ行くとか、上田へ行くとか、佐久へ行くとかという、それで村としては今後、そういうお年寄りが亡くなっていくこと、そういう人のために、今、のどこかあるけれどもね。何かそこへ誘致していくとか、あるいは村で補助金を出したりして施設を追加していくとか、何かそういう考えはありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） サ高住につきましては、国土交通省が提案しておるサービスつき高齢者住宅でありますね、サ高住、サ高住。それから、特別養護老人ホーム、これにつきましては、厚生労働省がお認めになっている、いわゆる特老、特老、そのほかにグループホームで認知症対応、あるいは障害者対応といろんな福祉施設があつて社会福祉法人を設立して介護から後期高齢者医療関係もやっておるという現実があります。

それで、サ高住につきましても、ご存じのように、今、大手のデベロッパーなり、大手の不動産屋会社が都市部においてお金持ちと言っちゃ失礼なんですけれども、ゼンジンに入るには高いですから、民間が基本的にやると。婦恋村がやるという前例はあまりないんじゃないかなと思います、ほとんどは。サ高住につきましては。例えば、千代田区がサ高住建てましたよと、こういうのはないと、基本的には私は思っています。

したがって、サ高住をやるか、婦恋村内でやるかといったら、そういう民間企業がよいしょ、婦恋の空気のいいところで高いビルディングで造って、中の施設をやって入居賃を30万いただきますよと。草津にはちょっとそれに近いのはありますけれども。そういうものをサ

高住的なものを村がやるかというとなかなか難しいと思っています。

ただし、社会福祉協議会もありますし、また福祉関係では桜井先生、伊瀬知先生ともご指導いただいた協議会も幾つかございますので、そういう中では今後グループホーム的なものが必要だねと、こういうお話もいただいておりますので、需要と供給の問題もございますが、需要があれば、暗いところに光を、弱いところに力を、こういうものをやるのが、我々行政の責務だと思っておりますので、検討を加えていく必要があると思っています。ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 今の聞いて、いろいろな関係者と話して、そういう必要が出てくれば、そういうような人たちを誘致すると、そういうふうに思っているわけ。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの大野議員のご質問にお答えします。

村では、介護保険計画、高齢者福祉計画というものを3年に一度ずつ見直して作成しております。その中で現在9期の計画を策定しているというお話をさせていただいたと思うんですけれども、この計画の中では認知症対応型のグループホームが現在不足しているんじゃないかという判断の下、第9期の計画の中では、その施設1つ増やそうという計画を立てております。

また、介護保険運営協議会というものがあまして、その中でも計画については見直しでありますとか、実績を確認しながら進めさせていただいております。現場のケアマネさんたちの意見も聞きながら、婦恋村に現在どのようなものがあつたら、高齢者の方、住み慣れたところで過ごしていけるのかということを検討しながら、必要なものを計画の中に盛り込んでいながら、計画に入れるとやはり補助金等が出ますので、そういったものを活用しながら、施設が必要であれば充実させていくということと、先ほど村長も申しましたけれども、施設が過剰になってしまうと今度はまた大変な負担になってしまうということもありますし、働く方の人数も少ないという状況もありますので、そういったことを検討しながら進めていけたらいいというふうに考えていますので、ご理解をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） それと、お年寄りの人に対する対策と、先ほど村長も答えていたけれども、若い人に対しては観光、農業のほかに多分そういうITの教育だとか、あるい

はそういう今盛んに言っているA I、これはある種の産業革命とか言われていますので、そういう人材教育は必要なので、ぜひそういうようなものを積極的に進めていきたいと、そういう形で今答えていただき、それで3番目の自主財源の獲得の中で、村長も出ていましたけれども、これは本当にいつも私が言っているくどいようなかも分かりませんが、どうしても私は軽井沢と比較しちゃうんですね。それで、軽井沢が大体、皆さんも耳にたこが出るほど聞いているかも分かりませんが、人口2万でとにかく60億、70億という自主財源があるんですよ。それで、嬬恋村は村長が言っているけれども、固定資産税は今約9億ですよ、大体ね。何でさ、人口が2倍だったらね、嬬恋の2倍だったら9億だから、じゃ軽井沢は嬬恋の単純に言えばだよ。10億としてもいいよ、じゃ2倍だとすると20億ぐらいじゃないかと言ったって、軽井沢は今言ったように60億も70億も自主財源があるわけだよ。この差は何でくるかと、その価値の問題ですけれども。そうすると、先ほども村長出ているかな、平米当たり、そういう自主財源、あるいは固定資産税が国でも上がっているし、群馬県でも上がっている。それで吾妻は面積はあるけれども、全然上がっていないという話を今していましたよ。それで1つ価値、どういうふうに価値をつけるかという話なんですけれども、私は一番がその価値を上げる一つの方法は、嬬恋村はさっき防災とか、あるいはそういう話が出ましたけれども、今の能登の地震のことで今非常に日本中、地震の問題ありますよね。それで、これ私の想像なんですけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、簡潔にして質問を行ってください。

○12番（大野克美君） 簡単に言うと、6月、7月ぐらいに、もし関東あたりでちょっと大型の地震が来たときに、東京がぐらつくところどこかに逃げなきゃいけない。だから、そのための準備で、東京の人を脅かすわけじゃないけれども、本当にどうしても生き延びてどこかで移らなきゃいけないと思ったときには、やっぱり一番はこの海拔1,200メートルぐらいのところ、水があって食料があって、そのクーラーがなしでも生きられると。今テレビ見ている、7月、8月、いろんな評論家が言っているけれども、全然そのことを言っていないので、ぜひこれを宣伝しているというかおかしいけれども、そういうような戦略を練って、それで価値を上げる。そういうことを今後するほうがいいと思うんだけど、それに対して何か考えありますか。村長あるいは総務課長でもいいです。

というのは、技術で移住したいというときにいい資料くれたよね、この間。どっちか、そういう考えがあるか。どういうふうに宣伝するか、お願いできれば。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの大野議員のご質問にお答えしたいと思います。

婦恋は軽井沢より湿度が低くて、本当はいいところだと。ただ皆さん気づいてもらっていないということだと思うんですね。

いろんな機会を通じて婦恋村の将来性を考えてPRしていくということだと思うんですが、いろいろチャンスはあるんだけど、PRがまだなっていないのか。先ほど言われるように、万が一、どこかで大地震があった場合にはどこに引っ越そうかといったときに婦恋は有望だよということで今から皆さんに知っておいてもらおうとか、そういったことも大事かと思っています。

軽井沢、先ほど固定資産税が60億、それから都市計画税ですか、10億円ということで。村が10億円ですから60億円も多いわけですね。それを考えると、隣町で何でこの差がつくんだということで、本当にみんな残念に思っているかと思っています。これ皆さんのご意見、お力を借りて、なぜか隣だけでもこんなに安い、チャンスだというふうに皆さんの力を借りて全力でアピールをしていくべきだと思いますので、ご協力といいますか、よろしくお願いいたしますと思います。ちょっと答弁になっていないかもしれないんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 最後の質問1個だけさせていただきたいんですけども、土地を、これは質問の相手は観光課長にちょっとお聞きしたいんですけども。

あるキャベツ大使の人が言って、大野さん、キャベツ1個売るよりも別荘1個売ったほうがいいでしょうと言うんだよね。それはそうだと。キャベツ1個よりも。それで、そのためのどういうふうにしたらいいかというのをいろいろ村に講演したいという話が出たんですよ。だから、そういうようなものを村で1回、じゃどういうふうにしたらキャベツ1個売る代わりに別荘1個売れるのか、そういう講演したいというキャベツ大使さんがいたので、これをぜひやっていただきたいということで、私は希望して。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁は要らないですか。

○12番（大野克美君） 答弁はもういいです。終わりにします。

○議長（佐藤鈴江君） そうですか。

○12番（大野克美君） これで終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で12番、大野克美議員の一般質問を終えたいと思います。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定によってお手元に配付しました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご異議ありませんので、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和6年第2回婦恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 下谷 彰一

署 名 議 員 黒岩 敏行

令和六年 第二回〔三月〕定例会

婦恋村議会議録

令和六年 第二回〔三月〕定例会

婦恋村議会議録